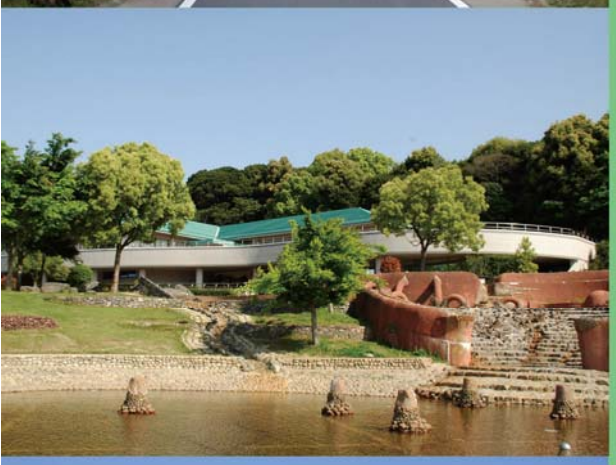

豊川市
緑の基本計画

2011 ▶ 2020

～ みんなで育み、守る
都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』～

平成23年3月

豊　川　市

目　次

序章　計画の策定にあたって

序-１　緑の基本計画とは 1

序-２　豊川市緑の基本計画の位置づけ 2

序-３　本計画の策定にあたって踏まえるべき事項 4

第１章　豊川市の緑の現況

１-１　自然的条件 9

１-２　社会的条件 15

１-３　緑地の現況 20

１-４　市民の意向 29

１-５　地区別緑の現況 33

第２章　現況の緑の分析・評価及び緑づくりの課題

２-１　現況の緑の分析・評価 47

２-２　緑づくりの課題 65

第３章　緑地の保全及び緑化の目標

３-１　基本理念、将来像、基本方針 70

３-２　緑地の保全及び緑化の目標 78

第４章　緑地の保全及び緑化の推進のための施策

４-１　緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系 81

４-２　「守る緑」に関わる施策 82

４-２-１　「守る緑」に関わる具体施策 83

４-２-２　「守る緑」に関わる目標・指標 87

４-３　「創る緑」に関わる施策 90

４-３-１　「創る緑」に関わる具体施策 91

４-３-２　「創る緑」に関わる目標・指標 95

４-４　「育てる緑」に関わる施策 98

４-４-１　「育てる緑」に関わる具体施策 99

４-４-２　「育てる緑」に関わる目標・指標 101

第５章　計画の実現に向けて

５-１　計画の推進方針と各主体の役割 104

５-２　計画の推進体制と進捗管理 106

巻末資料

用語一覧（本文中の※印がある用語についての説明） i

策定経緯 vi

豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱 vii

豊川市緑の基本計画策定委員名簿 ix

【表紙の写真】

（上から順に）御油のマツ並木、赤塚山公園、佐奈川堤、三河臨海緑地、豊川公園桜トンネル

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「みどりのオアシス東三河ふるさと公園」（東三河ふるさと公園）　大木一男

豊川市緑の基本計画策定にあたって、平成 22 年６月から９月にかけて、「緑いっぱい豊川市のまちを写そう」と題し、市内在住・在勤の方を対象に市ホームページ、広報とよかわ、チラシなどで、市内の緑に関する写真を募集しました。

写真下段キャプションは、「タイトル」・（撮影場所）・撮影者名の順です。（敬称略）

序 章　計画の策定にあたって

序－１　緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法※第４条に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園※の整備、緑地の保全や緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

平成 18 年から平成 22 年に合併した旧宝飯郡４町を含む豊川市（以下「本市」といいます。）では平成７年度に緑の基本計画を策定し、様々な施策を進めてきましたが、策定当時とは社会的諸条件などが変化し、現実との乖離（かいり）が生じてきています。また、目標年次を平成 22 年としており、計画の更新・改訂の時期を迎えています。さらに、平成 17 年６月には景観緑三法※が全面施行され、以下のような具体的な課題に対する制度の創設・拡充が図られており、適切な対応が求められています。

① 都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な推進

② 都心部などにおける、民有地を含めた都市緑化の強力な推進

③ 里山など、都市近郊に残された比較的広範囲な緑地や地区レベルでの緑地の保全

④ 都市公園の効率的な整備の推進

⑤ 多様な主体による、都市公園の整備・管理のための仕組みの整備　　など

資料：新編緑の基本計画ハンドブック（（社）日本公園緑地協会：平成 19 年４月２日発行）

■　景観緑三法の見直しにあたっての具体的な課題　■

序－２　豊川市緑の基本計画の位置づけ

（１）計画の目標年次

豊川市緑の基本計画（以下、「本計画」といいます。）の目標年次は、豊川市都市計画マスタープラン※との整合を図り、平成 32 年度（2020 年度）とします。

（２）計画の対象区域

本計画の対象区域は、全市域とします。

（３）計画の位置づけ

本計画は、国の政策を踏まえ、「第５次豊川市総合計画※」に即し、「豊川市都市計画マスタープラン」などと適合するとともに、「愛知県広域緑地計画※」との連携を図りながら策定します。

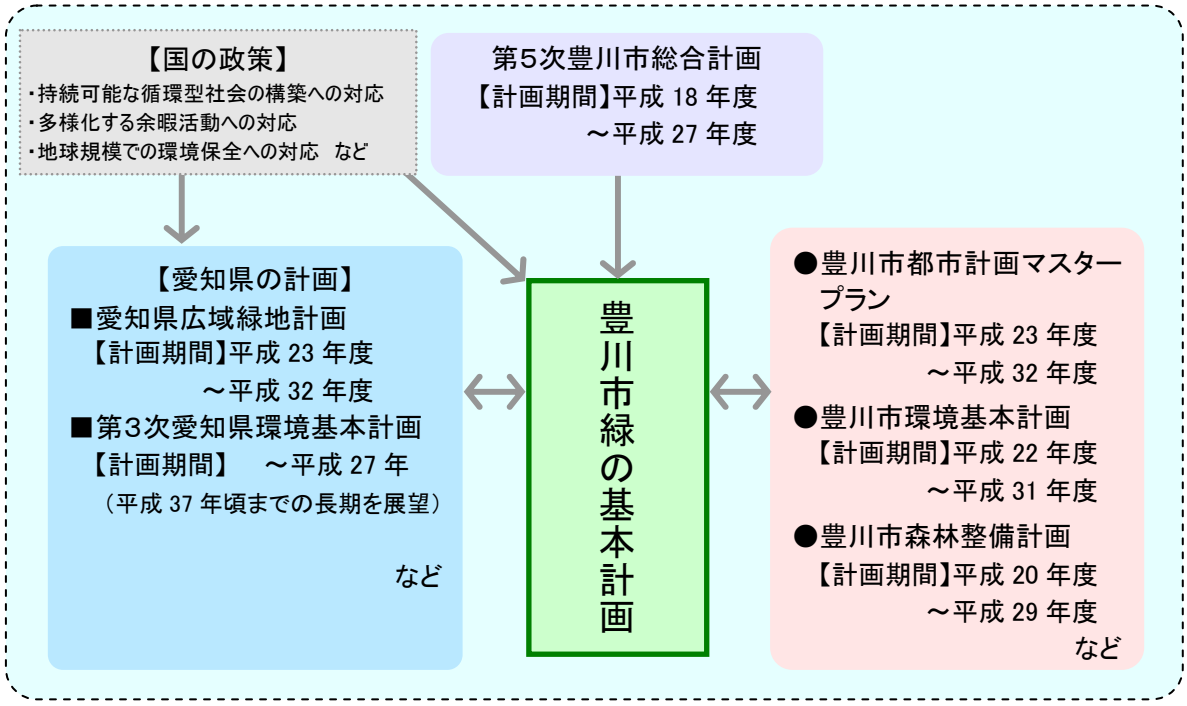

■　本計画と他の計画との関係　■

（４）対象とする緑地

本計画において対象とする緑地は、以下のとおりです。

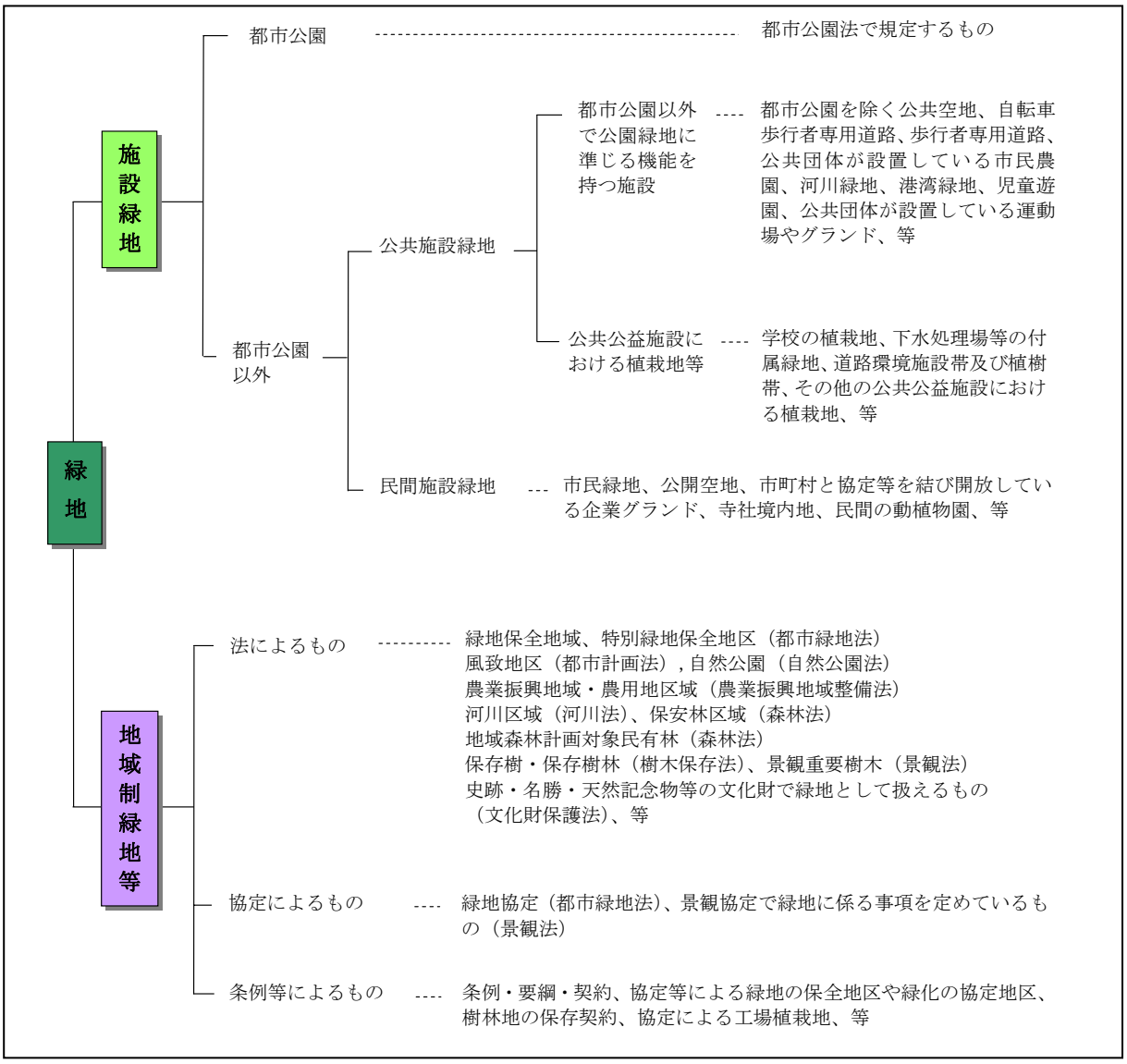

資料：新編緑の基本計画ハンドブック（（社）日本公園緑地協会：平成 19 年４月２日発行）

■　緑の基本計画で対象とする緑地　■

序－３　本計画の策定にあたって踏まえるべき事項

（１）「緑」の一般的な機能

「緑」が持つ多様な機能は、私たちの生活に様々な効果をもたらしています。

①人と自然が共生する都市環境を確保することができる。

・樹木などの植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象※などにより悪化する都市気象や騒音、振動の緩和などの機能を有しています。また、都市内の樹林地や河川などの水辺地は、野生生物の生息・生育地として生態系を構成するとともに、郊外から清涼な風を都市に送りこむ風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

②災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる。

・大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などとして多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

③多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する。

・緑は地域の気候、風土に応じた特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。
・緑は我が国の固有の文化や歴史などと深く関わっており、緑を適切にいかすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

④緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇時間を確保できる。

・自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展などに伴い、国民の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子・高齢化に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ※意識が高まるなど余暇需要は変化しつつあります。緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民の余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間を確保することができます。

資料：新編緑の基本計画ハンドブック（（社）日本公園緑地協会：平成 19 年４月２日発行）

（２）「緑」を取り巻く社会的ニーズ

都市における緑は、我が国の高度経済成長期以降、市街地の外延的拡大などにより大きく後退してきましたが、人口減少・超高齢社会に直面している現在、安定的で持続的な都市の発展が求められており、緑とオープンスペース※の確保が、様々な面から重要視されています。

①持続可能な循環型社会の構築への対応

・都市における土地利用は、住宅地・商業地・工業地など都市的土地利用が主体であり、特に中心（既成）市街地においては建築密度も高く、緑とオープンスペースの確保が困難となっています。このことに対し、環境負荷を軽減するとともに、環境を改善する機能を有し、持続可能な循環型社会※を構築する上で大きな役割を担う緑の確保が求められています。

・都市の人口が減少に転じることが明らかとなっている現在、コンパクトな都市づくりが志向される中で、多くの都市では中心（既成）市街地に人口を呼び戻し、市街地の活性化を図るためにも緑の確保が求められています。

②多様化する余暇活動への対応

・将来を担う子どもたち、青壮年層や今後益々増加する高年層にとっての健康づくりやスポーツ、レクリエーション※、教養・文化活動などの場として、また、身近な自然とのふれあいの場として、経済社会や国民の余暇需要の変化に対応した質の高い余暇空間を提供する緑の確保が求められています。

③地球規模での環境保全への対応

・地球規模での温暖化の進行により、局所的な集中豪雨による水害などの自然災害が頻発しています。また、ヒートアイランド現象が都市の中心部などでは顕在化しつつあります。これらに対応するため、二酸化炭素の吸収源としての効果に加え、緑の回復などの活動を通じた地球温暖化対策の普及・啓発、地表面を被覆する緑の蒸散作用などによる地表面の高温化の防止・改善などに資する緑の確保が求められています。

④生物多様性の保全・再生への対応

・自然の緑地は、野生生物の生息・生育環境として生態系の基盤を形成し、生物多様性※を確保する上で重要な役割を果たしています。また、地域の自然環境を保全・再生するとともに、将来世代の財産となる生物資源などを保全する機能を有しています。里地里山や河川環境を保全し、生物の生息・生育環境を維持・形成するための緑や、環境教育・環境学習の場として活用できる緑の確保が求められています。

⑤安全・安心な都市形成への対応

・高度経済成長期などに形成された市街地では密集市街地もあり、大震火災時の防災性に問題がある上、東海地域においては大規模地震の発生が想定されており、災害に脆弱な都市構造の改善が求められています。都市内の公園などの緑は、オープンスペースとして、大震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路となり、また、救助、復旧活動の拠点となるなど、都市の防災性や安全性を高めることから、防災機能を併せ持つ都市公園などの緑の確保が求められています。

⑥香り高い地域形成への対応

・少子・高齢化が進行する中、持続的に発展する地域社会の構築とともに、地域固有の風土・歴史・文化などが尊重され、それらを活かした個性豊かな地域づくりが求められています。都市や地域固有の美しい景観の基盤となる、人間の生活、気候や歴史・風土などが一体となって形成される緑、豊かな感受性や美的情緒を育み、地域固有の文化の形成と保持に寄与する、四季の変化に富んだ多様な緑の確保が求められています。

⑦多様な主体による緑のまちづくりへの参画の促進

・近年、自然環境の保全や花と緑があふれる都市環境の創出などの分野で、地域住民やＮＰＯ※の活動、民間企業の社会貢献活動など、多様な主体の参画による取組が展開されています。こうした多様な主体の参画と連携による協働の取組は、緑豊かなまちづくりを進めるための重要な役割が期待されています。

・緑の保全、創出、管理のそれぞれの段階において、郷土への誇りと愛着を芽生えさせ、効率的・効果的に緑のまちづくりを推進することが期待できるため、参画機会の拡大に向けた自治体などによる支援や情報提供が求められています。

（３）上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

上位・関連計画では、まちづくりの方向性が以下のとおり示されています。

○第５次豊川市総合計画

【豊川市の将来像】光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち

・「光」：平和で希望あふれる未来に向かって限りない発展を表す
・「緑」：あたたかい心に満ちた美しいふるさとを表す
・「ゆたか」：市民生活のなかで多様な選択が可能な、いきいきとしたまちを表す
・「住」：生活のすべての面で、より良く暮らすことのできるまちを表す
・「夢」：市民の夢を集め描く、創造性豊かなまちを表す

○豊川市都市計画マスタープラン

【都市の将来像】歴史・文化が息づく 自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ

〔都市づくりの目標〕

・自然・歴史と共生するコンパクトで相互に連携したにぎわい生活圏の構築
・集積と連携による、にぎわい・活力・利便性の創出
・地域の特性に合わせた環境と調和する土地利用の推進
・快適で安心できる生活基盤の整備

○豊川市環境基本計画

【豊川市の環境像】

・地球にやさしいまちをつくる
・資源にやさしいまちをつくる
・みんなで取り組むやさしいまちをつくる
・自然にやさしいまちをつくる
・人にやさしいまちをつくる

○愛知県広域緑地計画　基本方針

【基本方針】

〔 環　境 〕都市と自然が調和した環境先進県あいちを支える水と緑のネットワーク形成
〔 安　全 〕東海・東南海地震等の自然災害による被害を軽減する緑の確保
〔 活　力 〕愛・地球博記念公園などの緑の交流の場づくりやあいちの歴史・景観資源を活かした緑の確保
〔 生　活 〕少子高齢社会に対応し健康長寿あいちを目指す公園づくり
〔県民協働〕公共・県民・ＮＰＯ・モノづくりあいちの企業など、多様な主体で支えあう県民協働による緑のまちづくり

○第３次愛知県環境基本計画

【施策展開の方向】

・温室効果ガス※の排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり
・資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり
・自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり
・公害のない安全で安心できる愛知づくり
・地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり

■　上位・関連計画におけるまちづくりの方向性　■

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「錦秋の宮路山」（宮路山）　鈴村智昭

コラム　『市の木・市の花』

本市では昭和 48 年６月１日に、「市の木」としてクロマツ、「市の花」としてサツキを制定しました。これらは市に関係する樹木や花卉の中から市民による応募によって選ばれました。

クロマツは、高さ 30mに達する常緑の高木で、東海道御油のマツ並木は国の天然記念物となっています。

サツキは高さ 60～80cm の常緑木で公園の花壇や庭木によく用いられています。５月から６月にかけて色とりどりの花が咲きます。

（資料：豊川市 HP）

クロマツ

サツキ

第１章　豊川市の緑の現況

１－１　自然的条件

（１）位置・地勢

本市は、愛知県南東部に位置し、市域面積は 160.63km^2（平成 22 年４月１日現在）です。周囲は、蒲郡市、岡崎市、新城市、豊橋市と隣接し、市域南部の一部が三河湾に面しています。

市域北部には木曽山系の本宮山（標高 789.2m）をはじめとする山々が連なり、中央部から南部にかけて平野が広がり、一級河川※豊川や二級河川※佐奈川、音羽川などの自然豊かな河川が平野を貫いています。

北部に連なる山地のうち、中央より西側は比較的起伏が緩やかで、都市公園やゴルフ場などのレクリエーションの場としても活用されています。

■　豊川市の位置　■

平野部は、市街地が広がる台地と、豊川により形成された扇状地に大別され、その境界部には河岸段丘が連なっています。

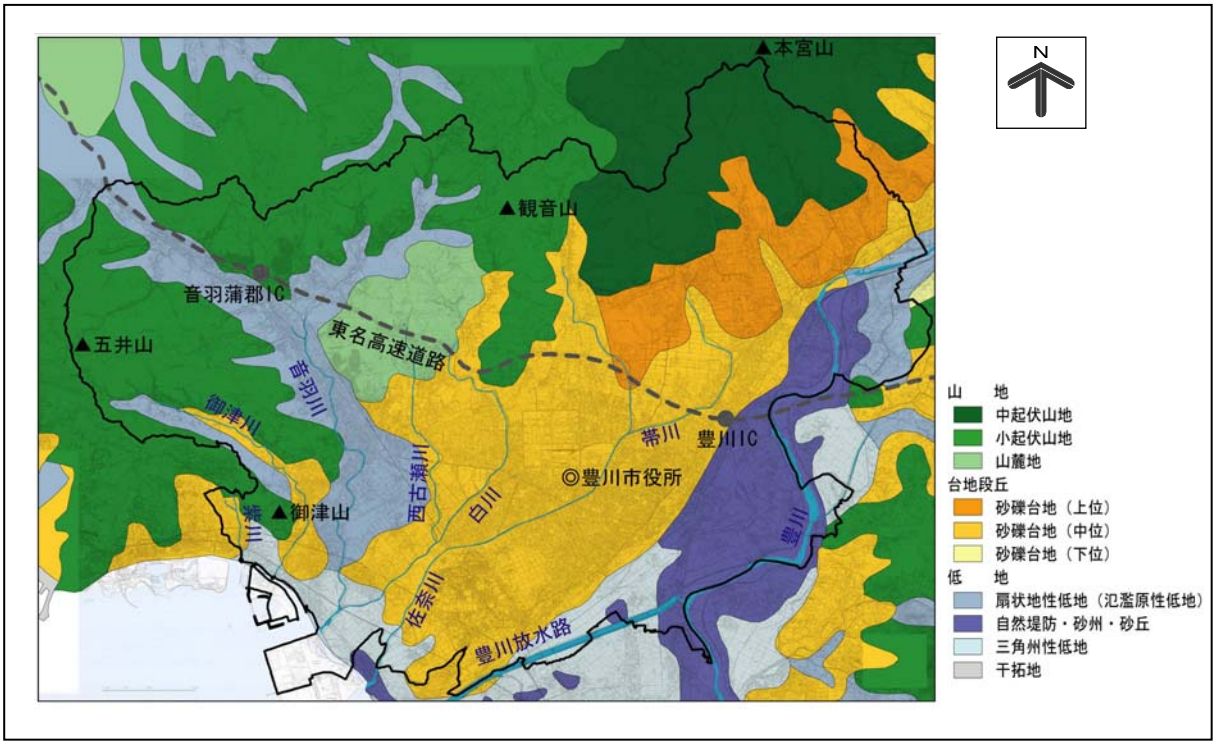

資料：1/200,000 土地分類基本調査（国土交通省、昭和 49 年）

■　地形分類図　■

（２）気象

本市の天候は、平成 16 年から平成 20 年の５年間の平均では、快晴及び晴の日数が年間約 219 日で約 60%、曇りが約 109 日で約 30%、雨及び雪が約 38 日で約 10%となっています。

年間降水量と年平均気温は、平成 16 年から平成 20 年の平均ではそれぞれ約 1,550 ㎜、約 16.6℃となっています。

昭和 52 年(1977 年)から平成 20 年(2008 年)の約 30 年間で各年の平均気温の変化を見ると、約 1.5℃上昇しており、地球温暖化の影響が顕在化しています。

■　年間天候日数　■　　（単位：日）

	快晴	晴	曇	雨	雪	計
平成16年	21	215	93	37	0	366
17年	22	188	116	38	1	365
18年	16	175	128	46	0	365
19年	19	199	116	31	0	365
20年	26	212	92	36	0	366
平　均	20.8	197.8	109.0	37.6	0.2	―

資料:豊川市の統計（平成 20 年版）

■　年間降水量、年平均気温　■

	年間降水量（㎜）	年平均気温（℃）
平成16年	1,723.5	17.2
17年	1,108.5	16.1
18年	1,766.5	16.4
19年	1,394.5	16.7
20年	1,768.5	16.7
平　均	1,552.3	16.6

資料:豊川市の統計（平成 20 年版）

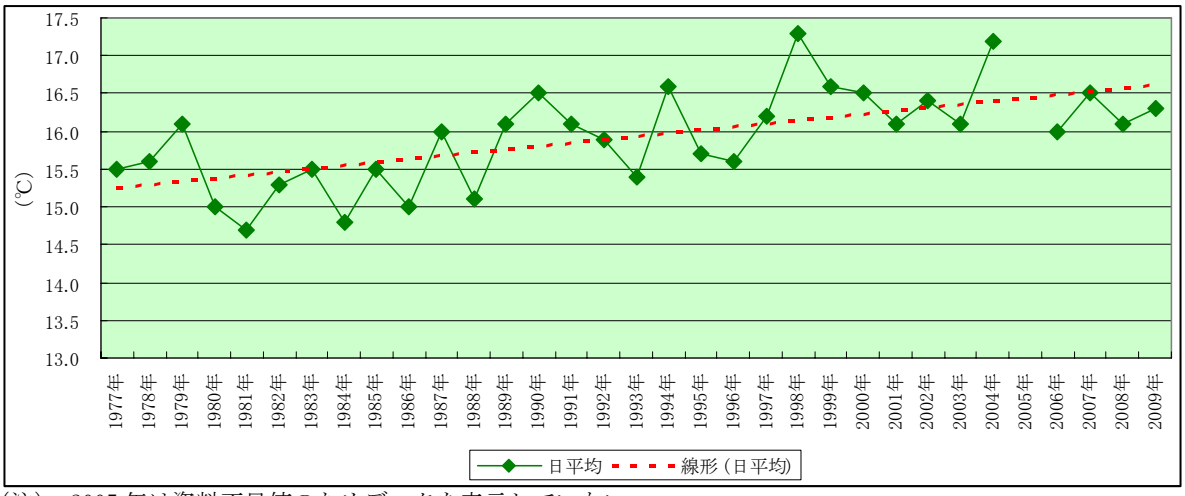

（注）・2005 年は資料不足値のためデータを表示していない。
・線形（日平均）は日平均気温の推移を直線で近似したもの。

資料：気象庁（気象統計情報：名古屋地方気象台豊橋観測所各年データ）

■　各年の平均気温の変化　■

下の図は、地球観測衛星ランドサットの熱バンドデータをもとに、1985 年（昭和 60 年）と 2001 年（平成 13 年）の地表面温度を示したものです。

愛知県全般に見られる状況と同様に、本市域においても市街地を中心として高温域が拡大している様子が見られます。

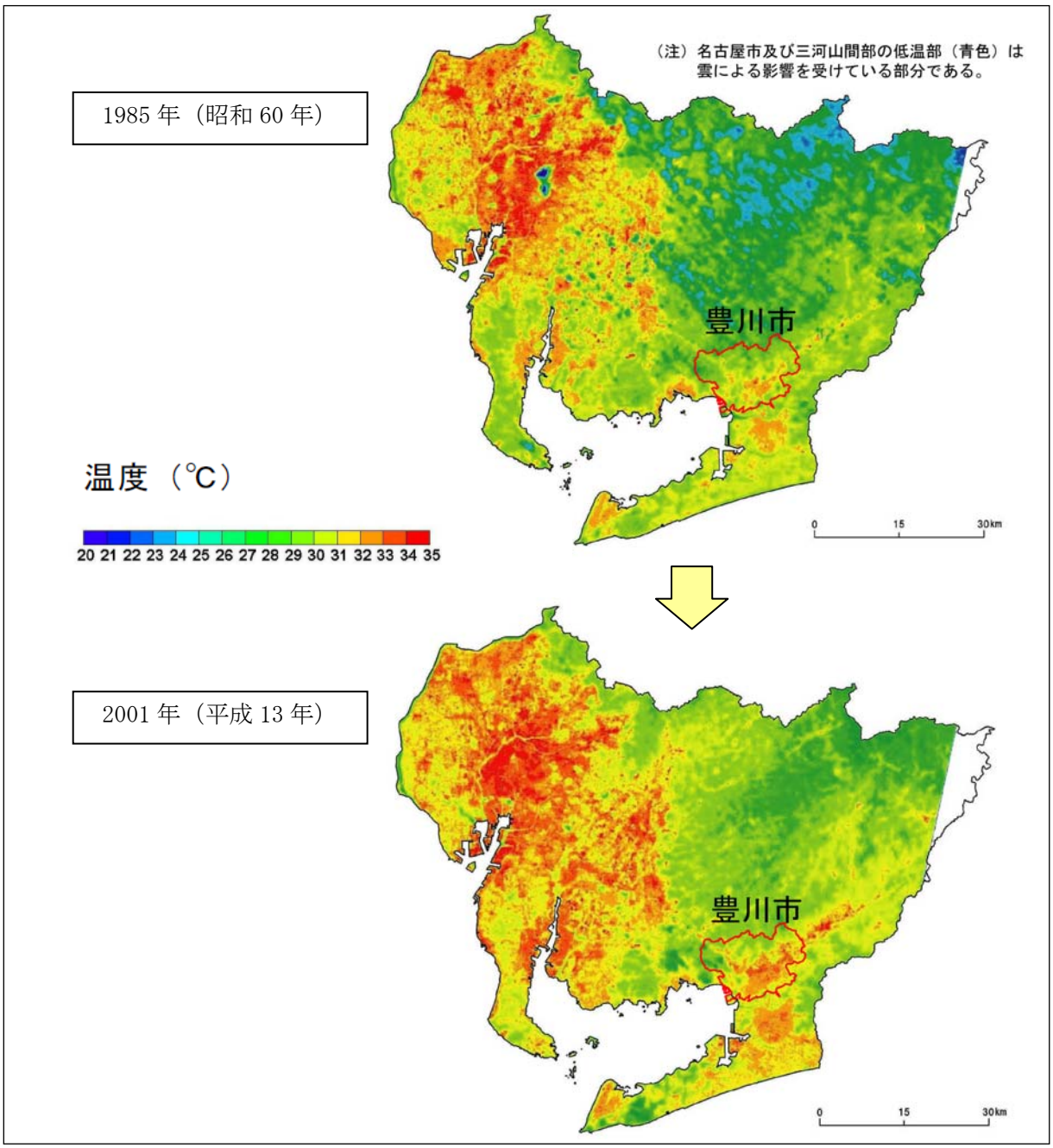

資料：ヒートアイランド緩和対策マニュアル（愛知県、平成 16 年 12 月）

■　愛知県内の地表面温度分布の経年比較　■

（３）農業環境

市街地周辺に広がる農地の緑は、都市環境に潤いと安らぎを与える重要な要素です。

本市は、奥三河を水源とする清流豊川によって堆積された肥沃な耕地と、１年を通して温暖かつ適量の降雨に恵まれた自然的・地理的好条件の環境にあり、田原市、豊橋市に次ぐ県内第３位の農業産出額を誇っています。主な品目として、大葉、菊、バラなどの施設園芸が挙げられるほか、水稲、畜産など多様な農業が営まれています。

しかしながら、経営耕地面積は年々減少しており、昭和 55 年の 3,472ha に比べ、平成 17 年では 2,064ha と約６割の規模になっています。後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題があり、国・県・市による耕作放棄地対策として、耕作放棄地を活用した景観作物の栽培などの取組を行っている地域もあります。

■　農業産出額県内上位都市（平成 18 年）　■

順位	市町村名	産出額（千万円）	構成比（%）
－	愛知県　　計	31,083	100.0
１位	田原市	7,244	23.3
２位	豊橋市	4,738	15.2
３位	豊川市	1,925	6.2
４位	豊田市	1,104	3.6
５位	西尾市	1,100	3.5

資料：平成 19 年度 農林水産統計（東海農政局）

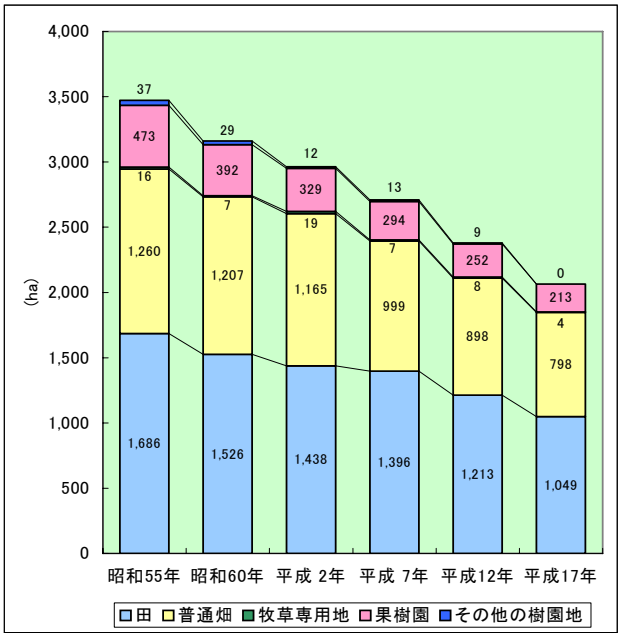

資料：2005 年農林業センサス

■　経営耕地面積の推移　■

（４）森林環境

本市では市域北部から西部にかけては山地が連なり、森林が多く分布しています。森林は水源を涵養する機能のほか、土砂の流出を抑制する防災機能などを有しています。また、多くの動植物の生息・生育地として機能しており、生物多様性の保全の観点からも重要な資源といえます。

しかしながら、本市の森林面積は住宅地の開発などにより減少傾向にあります。平成 15 年から平成 21 年の６年間においては 43ha が減少しています。

■　森林面積　■

	平成 15 年	平成 21 年	増　減
森林面積	5,900　ha	5,857　ha	43　ha　減少

資料：土地に関する統計年報（愛知県、平成 16 年版・平成 21 年版）

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「森林と稲」（萩町）　本馬清珠

（５）貴重な動植物

貴重な動植物の生息・生育環境として、天然記念物に指定されている“宮路山コアブラツツジ自生地”や“冨士神社のコバノミツバツツジ自生地”、“財賀寺のヒメハルゼミと生息地”などが挙げられます。

このほか、愛知県が調査した「レッドデータブックあいち 2009」によると、本市及び周辺地域において、絶滅危惧ＩＡ類が植物 28 種・動物４種、絶滅危惧ＩＢ類が植物 51 種・動物 12 種など、数多くの貴重な動植物が分布しています。

多様な動植物とその生息・生育地である貴重な自然環境を保全するため、本市では環境基本計画※に基づき、動植物の総合的な調査による現状把握を行うとともに、希少動植物の保護に努めることとしています。

■　本市及び周辺地域（注）における絶滅危惧種の数　■

分類群名		県ランク				
		絶滅(EX)	絶滅危惧ＩＡ類(CR)	絶滅危惧ＩＢ類(EN)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	準絶滅危惧(NT)
植物	維管束植物	14	28	50	84	81
	蘚類				5	1
	苔類			1	2	1
動物	哺乳類				1	7
	鳥類					
	爬虫類					
	両生類				1	1
	淡水魚類					
	昆虫類	2	1	7	4	14
	クモ類		2	5	8	4
	貝類		1		1	5
総計		16	32	63	106	114

絶滅（EX）　　：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧ＩＡ類（CR）：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ＩＢ類（EN）：ＩＡ類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類（VU）　：絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）　　：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

資料：レッドデータブックあいち 2009（愛知県環境部自然環境課）

（注）「レッドデータブックあいち 2009」では、右図のように県域をメッシュで区分し、それぞれのメッシュごとに絶滅危惧種などが挙げられています。上表では、本市域を含む 14 メッシュ（黄枠の範囲）に挙げられた種の数を集計しています。

１－２　社会的条件

（１）人口推移

国勢調査による本市の人口は、平成17年で181,444人となっており、年々増加しています。調査時点ごとの増加率を見ると、平成７年までは伸びが鈍化する傾向にありましたが、それ以後は増加率が上昇しています。

一方、全国的に人口減少社会が到来する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は平成27年の183,912人をピークに、その後減少していくことが予想されており、概ね20年後（平成42年）には177,304人になるものと推計されています。

	人　口　（人）			増　加　率		
	男	女	総数	男	女	総数
昭和50年	73,584	74,543	148,127			
55年	78,111	78,973	157,084	6.15%	5.94%	6.05%
60年	80,821	82,101	162,922	3.47%	3.96%	3.72%
平成　2年	83,925	84,871	168,796	3.84%	3.37%	3.61%
7年	85,601	86,908	172,509	2.00%	2.40%	2.20%
12年	87,716	88,982	176,698	2.47%	2.39%	2.43%
17年	90,368	91,076	181,444	3.02%	2.35%	2.69%

（注）旧豊川市、旧一宮町、旧音羽町、旧御津町、旧小坂井町の合計

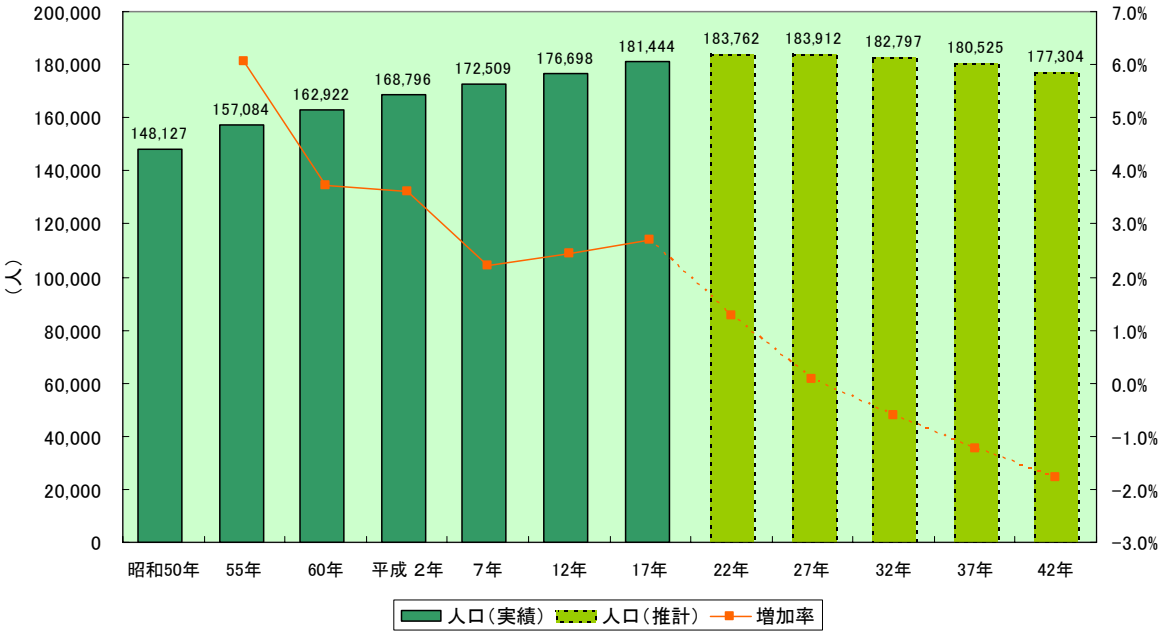

資料：（実績）国勢調査
（推計）「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所

■　人口推移　■

（２）土地利用規制

各種の法律に基づく規制により保全が図られている緑は、次のとおりです。

①農業振興地域農用地区域

市街化区域※内を除き、農地の大半が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域※に指定され、他用途への転用を制限するなどの保全が図られています。

②地域森林計画対象民有林・保安林など

森林は、森林法に基づき、本宮山山頂付近及び陸上自衛隊演習場（日吉原、千両）が国有林となっているほかは、大半が地域森林計画対象民有林※に指定されています。さらに、水源の涵養や土砂流出の防備など、特に保全が重要な森林については保安林※に指定され、木竹の伐採なども厳しく制限されています。

③自然公園

自然公園法に基づく自然公園として、御津山の一帯が三河湾国定公園に、本宮山の一帯が本宮山県立自然公園に、それぞれ指定されています。

④河川区域※

河川法の適用を受ける一・二級河川及び準用河川※は下表のとおりであり、一級河川豊川をはじめ、二級河川佐奈川、音羽川、御津川など多くの河川が市域を流れています。

■　一・二級河川及び準用河川　■

区分	水系	河川名	市内延長(m)
一級河川	豊川	豊川	13,100
		豊川放水路	4,420
		善光寺川	2,510
		古川	2,244
		間川	1,015
		境川(県管理区間)	349
二級河川	佐奈川	佐奈川	11,165
		帯川	4,963
	音羽川	音羽川	12,477
		白川	10,829
		西古瀬川	7,078
		安藤川	400
		山陰川	3,735
	御津川	御津川	4,336
	紫川	紫川	1,697
準用河川	豊川	善光寺川	2,000
		栗八名川	1,100
		松本川	150
		宮出川	120
		走川	430
	佐奈川	諏訪川	4,900
		土々川	2,043

区分	水系	河川名	市内延長(m)
準用河川	音羽川	代田川	900
		稲束川	1,100
		天王川	1,220
		西縄手川	1,000
		明ケ沢川	700
		下谷下川	1,700
		上谷下川	1,600
		千束川	1,400
		長根川	1,300
		猿田川	1,000
		室川	1,800
		千鳥川	1,100
		寺山川	400
		久田野川	500
		山陰川	2,100
	御津川	宮前川	760
		青木川	710
		深沢川	200
	江川	江川	430
	堺川	堺川	680
	西方川	西方川	180

資料：豊川市道路維持課（平成 22 年４月１日）

（３）観光レクリエーション

本市には、数多くの観光レクリエーション資源があります。利用者数の多い資源としては、神社仏閣では年間 300 万人以上が訪れる豊川稲荷をはじめ、砥鹿神社や三明寺などが、都市公園では赤塚山公園、東三河ふるさと公園などが挙げられます。

■　主な観光レクリエーション利用者数の推移　■

（単位：人）

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年
豊川稲荷	3,767,080	3,382,000	3,317,000	3,371,000	3,403,000
三明寺公園	133,500	120,000	125,000	125,000	125,000
諏訪の桜トンネル	37,000	37,000	40,000	40,000	45,000
観音山（財賀寺）	25,500	25,000	25,000	24,500	25,000
うなごうじ祭（若葉祭）	14,000	14,000	14,500	14,000	15,000
赤塚山公園（ぎょぎょランド）	349,474	318,247	310,266	354,050	353,384
豊川市民まつり	210,000	200,000	210,000	230,000	213,000
ウォーキングセンター(本宮山)	32,507	27,328	25,331	26,760	26,937
砥鹿神社	400,000	400,000	402,000	402,000	403,000
本宮パークカントリークラブ	35,000	35,000	35,000	34,000	24,861
本宮の湯	296,671	326,635	301,804	298,392	289,460
東三河ふるさと公園	－	－	149,249	198,225	198,132
宮路山	35,646	37,382	36,512	36,400	37,000
コバノミツバツツジまつり	22,786	24,088	17,069	22,409	24,695
宮路山もみじまつり	1,500	1,000	1,200	1,500	2,000
御津山園地	17,450	17,200	17,100	17,500	17,650
法住寺	37,600	37,500	37,400	37,000	36,500
三河臨海緑地日本列島	21,850	22,500	22,800	23,000	23,250
五社稲荷社	86,000	85,000	85,000	85,000	88,000
菟足神社　風まつり	41,000	40,000	42,000	42,000	40,000
柏木浜パターゴルフ場	25,615	25,843	24,935	21,484	19,458
小坂井B&G海洋センター（温水プール）	75,021	71,904	76,021	72,542	70,461

資料：豊川市商工観光課（平成 22 年２月）

（４）水道

本市の水道は、自己水源と県水からの浄水受水により給水を行っており、自己水源と県水の取水割合は、ほぼ半々となっています。

取水施設は、自己水源として表流水１箇所、伏流水１箇所、深井戸 18 箇所（予備２箇所含む）、浅井戸１箇所があり、取水能力は 29,980m^3/日を有しています。このうち表流水は 100m^3/日とごく僅かで、大半を地下水に依存している状況です。

このようなことからも、市域北部から西部にかけて分布する水源涵養機能を有する森林が、市民の快適な暮らしに重要な役割を果たしていることが分かります。

種　別	表流水	伏流水	深井戸	浅井戸	計	深井戸（予備）
箇所数（箇所）	1	1	16	1	19	(2)
取水能力（m^3/日）	100	9,930	19,510	440	29,980	(900)
比　率	0.3%	33.1%	65.1%	1.5%	100.0%	

自己水源種別取水能力比率

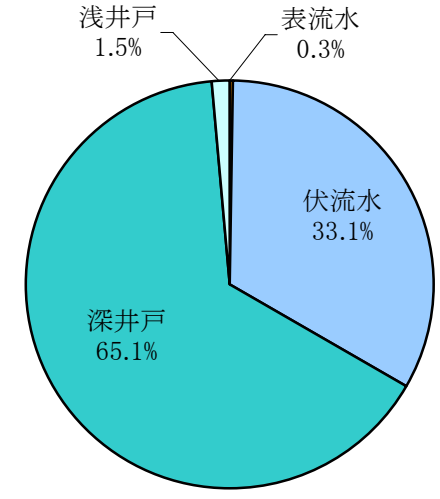

（注）取水能力は、認可水量　　資料：豊川市水道ビジョン（平成 21 年６月）

■　自己水源の状況　■

（５）主な景観資源

本市の景観資源のうち、「美しい愛知づくり景観資源（愛知県）」において、以下の 10 点が選定されています。

音羽川に架かる旧御油橋と満開の桜

県立公園（東三河ふるさと公園）

国分尼寺

御油のマツ並木

笹踊り・七福神踊り

佐奈川　桜並木

獅子舞神楽

豊川稲荷門前町

宮路山のコアブラツツジ自生地

伊奈城趾公園

■　美しい愛知づくり景観資源（本市の資源の抜粋）　■

１－３　緑地の現況

（１）都市公園の概況

都市公園は、都市公園法※に規定される公園で、地域住民の身近なレクリエーションや憩いの場となる住区基幹公園や、比較的規模の大きな都市基幹公園などがあります。本市の代表的な都市公園としては、赤塚山公園、豊川公園、東三河ふるさと公園などが挙げられます。

“赤塚山公園（ぎょぎょランド)”は本市唯一の総合公園で、淡水魚博物館や水遊びのできる流水広場などもあり四季を通じて楽しめ、市民の人気も高く、年間 30 万人程度の来園者数を誇ります。また、“豊川公園”は市の中心部に位置する運動公園で、桜トンネルをはじめ桜の名所として広く知られており、４月の「さくらまつり」、５月の「おいでん祭」、８月の「手筒まつり」など、年間を通じて多様なイベントの会場としても親しまれています。“東三河ふるさと公園”は県が管理する広域公園で、計画面積 174.8ha のうち 124.35ha が供用されており（平成 22 年４月１日現在)、広大な丘陵地の自然の中に展望ツツジ園や憩いの広場、ピクニック園地などが配置されています。

住区基幹公園については、地域に最も身近な街区公園は市内に 74 箇所配置されていますが、その多くは土地区画整理事業※などの面的基盤整備に伴い設置されたものです。

赤塚山公園

豊川公園

東三河ふるさと公園

■　市内の代表的な都市公園　■

（２）都市公園の整備状況

平成 22 年４月１日現在での都市公園の整備状況は以下のとおりであり、供用面積は 214.54ha、市民一人あたりの整備水準は 11.75 ㎡/人となっています。

■　都市公園の整備状況　■

区分				都市計画決定		供用		
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	整備水準(㎡/人)
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	74	20.75	83	22.77	1.25
			近隣公園	10	14.00	10	13.50	0.74
			地区公園	2	10.30	3	11.21	0.61
		都市基幹公園	総合公園	1	25.10	1	25.10	1.38
			運動公園	2	32.40	1	12.62	0.69
		計		89	102.55	98	85.20	4.67
	広域公園			1	174.80	1	124.35	6.81
	都市緑地			5	20.76	4	4.99	0.27
	計			95	298.11	103	214.54	11.75

（注）・整備水準は、供用面積を平成 22 年４月１日現在の速報人口（182,512 人）で除した値
・「供用」は、都市計画決定されていない都市公園を含む

資料：豊川市公園緑地課（平成 22 年４月１日現在）

■　都市公園（都市計画決定公園）一覧　■

種別	公園名称		計画面積(ha)	供用済面積(ha)	供用率(%)
広域公園	9・6・2	東三河ふるさと公園	174.80	124.35	71.1
運動公園	6・5・2	豊川公園	11.40	12.62	100.0
	6・5・4	豊川市スポーツ公園	21.00	0.00	0.0
総合公園	5・5・4	赤塚山公園	25.10	25.10	100.0
地区公園	4・4・11	桜ヶ丘公園	4.10	4.10	100.0
	4・4・12	弘法山公園	6.20	3.47	56.0
近隣公園	3・3・21	三明公園	1.50	1.00	66.7
	3・3・22	新道公園	1.60	1.60	100.0
	3・3・23	本野原第1公園	1.50	1.50	100.0
	3・3・24	礼通公園	1.00	1.00	100.0
	3・3・25	稲荷公園	2.40	2.40	100.0
	3・3・26	大崎公園	1.40	1.40	100.0
	3・3・27	当古公園	1.20	1.20	100.0
	3・3・28	遠通公園	1.00	1.00	100.0
	3　3　29	小坂井中央公園	1.10	1.10	100.0
	3・3・30	西部区画第1公園	1.30	1.30	100.0
街区公園	2・2・201	美幸公園	0.15	0.15	100.0
	2・2・202	曙公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・203	桜木公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・204	東桜木公園	0.11	0.11	100.0
	2・2・205	緑町公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・206	中央通公園	0.10	0.10	100.0
	2・2・207	金屋橋公園	0.18	0.18	100.0
	2・2・208	金屋公園	0.32	0.32	100.0
	2・2・209	松風公園	0.13	0.13	100.0
	2・2・210	塔ノ木公園	0.15	0.15	100.0
	2・2・211	牛久保駅通公園	0.37	0.37	100.0
	2・2・212	高見公園	0.47	0.47	100.0
	2・2・213	西塚公園	0.18	0.18	100.0
	2・2・214	堺公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・215	萩山公園	0.41	0.41	100.0
	2・2・216	代田公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・217	市道公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・218	向山公園	0.68	0.68	100.0
	2・2・219	農ヶ上公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・220	野中公園	0.79	0.79	100.0
	2・2・221	東光公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・222	西豊公園	0.48	0.48	100.0
	2・2・223	太通公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・224	曽通公園	0.28	0.28	100.0
	2・2・225	本野原第2公園	0.46	0.46	100.0
	2・2・226	数谷原公園	0.23	0.23	100.0
	2・2・227	寺町公園	0.18	0.18	100.0
	2・2・228	市木公園	0.17	0.17	100.0
	2・2・229	椎木公園	0.32	0.32	100.0
	2　2　230	サツキ公園	0.07	0.07	100.0
	2・2・231	新道第2公園	0.66	0.66	100.0
	2・2・232	諏訪公園	0.58	0.58	100.0
	2・2・233	弥五郎第1公園	0.30	0.30	100.0
街区公園	2・2・234	弥五郎第2公園	0.78	0.78	100.0
	2・2・235	縄手上公園	0.43	0.43	100.0
	2・2・236	住吉公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・237	松下公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・238	三蔵子公園	0.08	0.08	100.0
	2・2・239	能仁堂公園	0.14	0.14	100.0
	2・2・240	寄付公園	0.52	0.52	100.0
	2・2・241	下河原公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・242	一ノ坪公園	0.50	0.50	100.0
	2・2・243	栗木山公園	0.15	0.15	100.0
	2・2・244	上新切西公園	0.15	0.15	100.0
	2・2・245	上新切中公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・246	上新切東公園	0.20	0.20	100.0
	2　2　247	東宮公園	0.12	0.12	100.0
	2　2　248	シャグジ公園	0.10	0.10	100.0
	2・2・249	大橋公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・250	谷川公園	0.37	0.37	100.0
	2・2・251	和通公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・252	豊公園	0.49	0.49	100.0
	2・2・253	牧野西公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・254	かけした公園	0.26	0.26	100.0
	2　2　255	平成公園	0.10	0.10	100.0
	2・2・256	グリーンヒル中公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・257	グリーンヒル北公園	0.35	0.35	100.0
	2・2・258	赤坂2号公園	0.16	0.16	100.0
	2・2・259	諏訪西公園	0.13	0.13	100.0
	2・2・260	平尾西公園	0.31	0.31	100.0
	2・2・261	一宮錦公園	0.14	0.14	100.0
	2・2・262	一宮社公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・263	一宮幸公園	0.19	0.19	100.0
	2・2・264	一宮緑公園	0.11	0.11	100.0
	2・2・265	一宮栄公園	0.19	0.19	100.0
	2・2・266	一宮泉公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・267	下長山公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・268	牛久保岸下公園	0.92	0.92	100.0
	2・2・269	西部区画第2公園	0.27	0.00	0.0
	2・2・270	西部区画第3公園	0.27	0.00	0.0
	2・2・271	西部区画第4公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・272	西部区画第5公園	0.27	0.00	0.0
	2・2・273	小田渕公園	0.31	0.44	100.0
	2・2・274	やよい公園	0.09	0.09	100.0
都市計画公園　計			277.35	203.21	73.3
都市緑地	8	行明緑地	1.10	0.28	25.5
	9	緑町緑地	1.40	0.00	0.0
	10	三上緑地	15.80	4.54	28.7
	16	酢屋下緑地	0.16	0.16	100.0
	19	御油松並木公園	2.30	0.00	0.0
都市計画緑地　計			20.76	4.98	24.0
都市計画公園・緑地　合計			298.11	208.19	69.8

資料：豊川市公園緑地課（平成 22 年 4 月 1 日現在）

■　都市公園（都市計画決定されていない都市公園）一覧　■

種別	公園名称	供用済面積(ha)	種別	公園名称	供用済面積(ha)	種別	公園名称	供用済面積(ha)
地区公園	佐奈川散策公園	3.64	街区公園	上野公園	0.13	街区公園	赤坂台3号公園	0.46
街区公園	桜田公園	0.10		さぬき屋敷公園	0.09		サンヒル赤坂東山中央公園	0.10
	東山公園	0.27		穂ノ原公園	0.14		大橋縄手公園	0.34
	ふれあい公園	0.13		上野中どおり公園	0.14	都市緑地	1号・2号緑地	0.01
	当古橋公園	0.29		赤坂台1号公園	0.51	都市公園・緑地　合計		6.35

資料：豊川市公園緑地課（平成 22 年 4 月 1 日現在）

（３）公共施設緑地の整備状況

①児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場の整備状況

児童遊園やちびっこ広場、緑地・広場が市内各所に設置されており、これらは街区公園の機能を補完する施設として、身近なレクリエーションの場となっています。

■　児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場の整備状況　■

区　　分	箇 所 数	面　　積
児童遊園	36	2.65 ha
ちびっこ広場	56	3.11 ha
緑地・広場	34	38.49 ha
面積　計		44.25 ha

資料：豊川市公園緑地課（平成 22 年４月１日現在）

②史跡公園の整備状況

本市には、文化財を活用した「史跡公園」として、以下の３箇所が設置されています。

■　史跡公園の整備状況　■

名　　称	面　　積
三河国分尼寺跡史跡公園	1.66 ha
伊奈城趾公園	0.38 ha
花ヶ池公園	0.04 ha
面積　計	2.08 ha

資料：豊川市生涯学習課（平成 22 年４月１日現在）

③その他広場などの整備状況

①、②以外の公共施設緑地として、体育施設・運動広場、市民小菜園、市営墓園、公立教育施設、公共公益施設が設置されています。

■　その他広場などの整備状況　■

名　　称	面　　積
いこいの広場	8.70 ha
曙グラウンド	1.57 ha
足山田野球場	0.76 ha
上長山庭球場	0.64 ha
東上野球場	1.69 ha
柏木浜パターゴルフ場	1.11 ha
音羽運動公園	7.34 ha
小坂井庭球場	0.39 ha
市民小菜園（９箇所）	1.26 ha
市営墓園（３箇所）	4.14 ha
公立教育施設（41 箇所）	49.68 ha
公共公益施設（50 箇所）	73.00 ha
面積　計	150.28 ha

（注）公立教育施設、公共公益施設の面積は植栽地及びグラウンドを図上求積により計測
資料：市民小菜園　　…豊川市農務課（平成 22 年９月１日現在）
市民小菜園を除く…豊川市市民体育課・環境課（平成 22 年４月１日現在）

（４）民間施設緑地の状況

民間施設緑地として､豊川稲荷や砥鹿神社をはじめとする社寺境内地などが挙げられます。これらでは、古来の祭りが催され、その土地固有の景観を形成するなど、地域に親しまれる緑地であるとともに、市街地にあっては貴重なまとまりある緑地となっています。

（５）地域制緑地の状況

地域制緑地は法や条例により担保される緑地であり、本市においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域、森林法に基づく地域森林計画対象民有林や保安林、河川法に基づく河川区域、自然公園法に基づく三河湾国定公園や本宮山県立自然公園などが挙げられます。これらは、本市の骨格となる緑地であり、地域の環境や景観を形成しています。

（６）緑地現況量の計量

本市の緑地現況量を整理すると下表のとおりとなります。

都市計画区域※全域では、施設緑地と地域制緑地を併せ、緑地が約 9,454ha 存在し、平成 22 年４月１日現在の都市計画区域面積（16,063ha）に対して約 59%を占めています。これらの緑地の大半は地域制緑地の地域森林計画対象民有林や農業振興地域農用地区域となっています。市街化区域における緑地は約 295ha であり、都市計画区域全域の緑地に占める割合は３%程度となっています。

■　緑地現況量の計量　■

（単位：ha）

区　分			市街化区域（１）	市街化調整区域（２）	都市計画区域（１）＋（２）
施設緑地	都市公園		51.23	163.31	214.54
	公共施設緑地		101.90	94.71	196.61
	民間施設緑地		69.58	63.88	133.46
	施設緑地　合計		222.71	321.90	544.61
地域制緑地	法によるもの	農業振興地域農用地区域	0.00	2,889.00	2,889.00
		河川区域	60.86	394.14	455.00
		地域森林計画対象民有林	15.28	5,730.20	5,745.48
	条例等によるもの	地区計画	0.00	0.99	0.99
	地域制緑地　合計		76.14	9,014.33	9,090.47
重複部			3.45	177.29	180.74
緑地現況量　総計			295.41	9,158.94	9,454.34

（注）・図上求積による数値を含む
・四捨五入の関係上、必ずしも合計値は一致しない

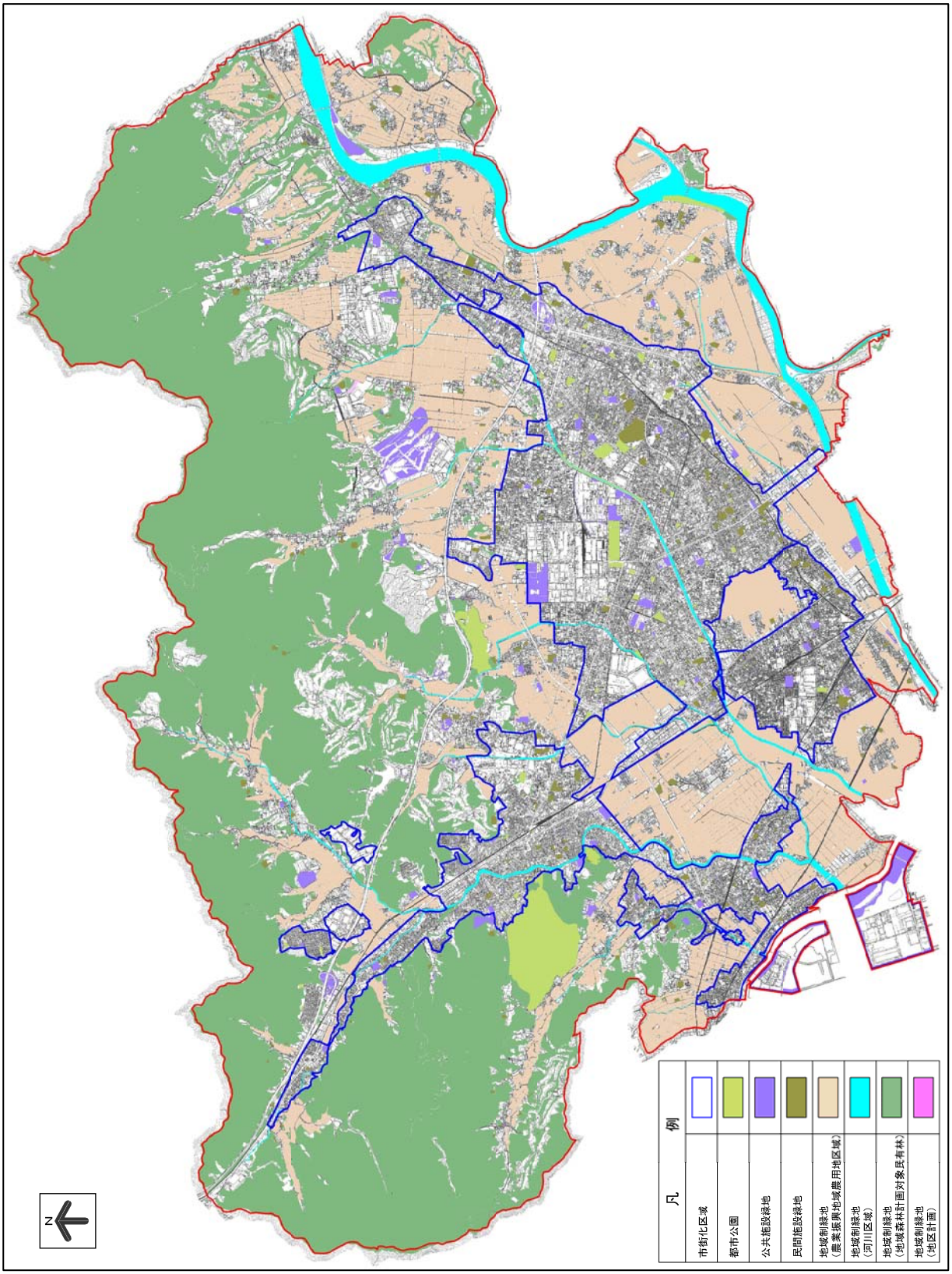
凡例
市街化区域
都市公園
公共施設緑地
民間施設緑地
地域制緑地
(農業振興地域農用地区域)
地域制緑地
(河川区域)
地域制緑地
(地域森林計画対象民有林)
地域制緑地
(地区計画)
N

■　緑地現況図　■

（７）道路緑化の状況

街路樹などにより緑化された道路は下図のとおりであり、市の中心部では緑化された区間が多くなっています。特に、佐奈川沿いをはじめ、多くの区間で街路樹に「サクラ」を用いており、本市の特徴的な市街地景観を演出しています。

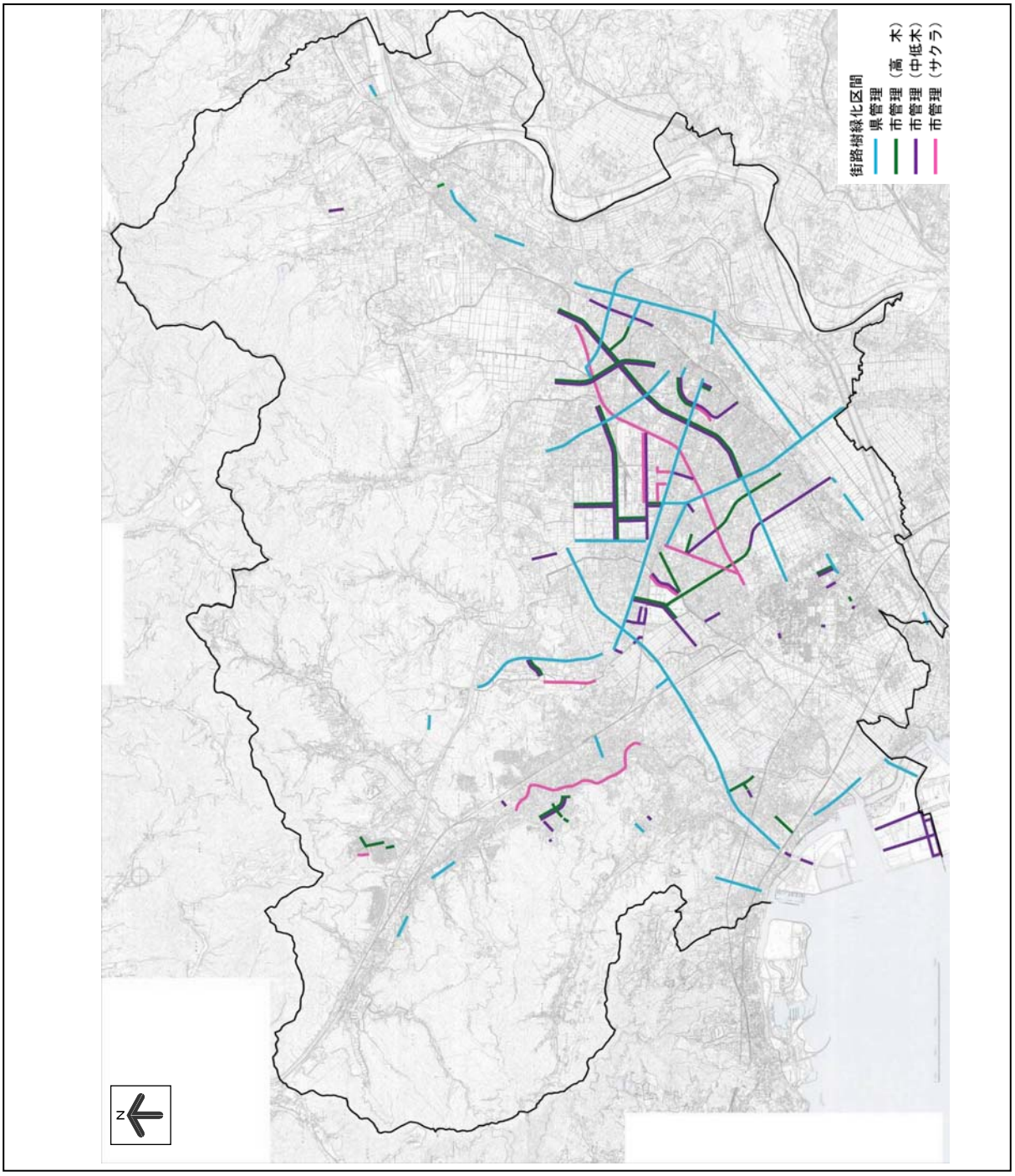

資料：愛知県東三河建設事務所・豊川市道路維持課（平成 21 年４月）

■　道路緑化状況図　■

（８）緑化及び環境活動に関連する市民活動（アダプトプログラム制度）

アダプトプログラム制度とは、市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理する制度です。本市においては平成 20 年１月 15 日から豊川市公共施設アダプトプログラム制度※を導入しており、平成 22 年１月４日現在、61 の個人や団体が登録し、延べ 1,200 人以上の市民が活動を行っています。

■　アダプトプログラム制度登録者・団体　■

	団体名	人数	活動場所	活動内容
1	***	4	音羽川	草刈
2	グリーングラス	10	赤坂2号公園	草刈、ごみ拾い
3	***	1	天王川	草刈、土砂浚渫
4	会下山地区花を育てる会	32	市道会下山線	草刈
5	***	1	市道会下山3号線	竹やぶの剪定
6	***	1	市道上林中大田面線外2路線	草刈、ごみ拾い
7	***	1	市道平山下室線外3路線	草刈
8	東海理化(株)環境美化チーム	61	市道御園赤坂台線外3路線	ごみ拾い
9	ランクス	23	赤坂台地内の市道全路線、赤坂台1号～4号公園	草刈、ごみ拾い
10	***	1	音羽川、明ヶ沢川	草刈
11	***	3	山陰川	草刈
12	***	1	市道下田1号線外3路線、音羽川	草刈
13	***	1	音羽川	草刈
14	***	1	市道東名北側線、東名南側道2号線	ごみ拾い
15	***	1	市道東山線	草刈、ごみ拾い
16	穴観音の桜を守る会	13	穴観音公園、市道御津高校線	草刈、ごみ拾い
17	***	1	市道市田野口線(赤早稲橋)	草取り、ごみ拾い
18	***	2	市道篠束野口(その3)線外9路線	ごみ拾い
19	豊川信用金庫	210	市道中通線外75路線	ごみ拾い
20	***	2	市道代田八幡線外3路線	草取り、ごみ拾い
21	***	1	金屋橋公園	ごみ拾い、清掃
22	豊川市開発ビル(株)	8	市道諏訪三丁目諏訪四丁目1号線外6路線	ごみ拾い
23	***	1	遠通公園、市道東部区画117号線外4路線	ごみ拾い
24	藤目会	3	稲荷公園、名鉄稲荷口駅駐輪場	ごみ拾い、草取り
25	日本車輌製造(株)豊川製作所　環境委員会	24	市道公園線外4路線、豊川公園(体育館周辺)	ごみ拾い
26	中部ガス(株)豊川営業所	16	市道中通線	ごみ拾い、草取、側溝清掃
27	(株)共栄社	30	曙公園	草刈
28	中部電力(株)豊川営業所	53	市道公園線外5路線	ごみ拾い
29	信楽会	17	音羽川、市道川田的場線外1路線	草刈、ごみ拾い
30	NPO法人えがお	10	市道御油区画2号線外9路線	ごみ拾い
31	ユニー(株)アピタ豊川店	5	市道諏訪三丁目諏訪四丁目1号線外4路線	ごみ拾い
32	国府東部フラワーボランティア	25	市道久保葉善寺線外1路線、名鉄国府駅ロータリー	草取り、ごみ拾い
33	***	1	上新切中公園	草取り、ごみ拾い
34	***	1	一宮緑公園	草取り、ごみ拾い
35	イトモル(株)穂ノ原第2工場	110	市道穂ノ原二丁目3号線外3路線	草取り、ごみ拾い
36	イトモル(株)野口工場	15	市道野口平尾線外1路線	草取り、ごみ拾い
37	イトモル(株)一宮工場	13	市道足山田小金2号線	草取り、ごみ拾い
38	***	1	市道北岡一宮旭線、一宮東部ちびっこ広場	草取り、ごみ拾い
39	東部中正門側の歩道を美しくする会	14	市道古宿樽井(その2)線	ごみ拾い、草取り
40	東部中と西豊公園の間の道路を美しくする会	16	市道西豊二丁目西豊三丁目1号線外2路線	ごみ拾い、草取り
41	西豊公園の西側を特にきれいにする会	15	西豊公園	ごみ拾い、草取り
42	***	1	市道八幡大宝山10号線外1路線	ごみ拾い
43	豊川イーグルススポーツ少年団	70	新道公園	ごみ拾い、草取り
44	㈲加藤新聞店	24	市道下新切3号線(402)外3路線	ごみ拾い
45	ガステックサービス㈱	23	市道篠束野口(その3)線外1路線	ごみ拾い、草取り
46	G.B宮裏チーム	6	一宮泉公園	ごみ拾い、草取り
47	いろえんぴつ	3	豊川公園、市道豊橋豊川線外2路線	ごみ拾い
48	㈱佐脇組	11	佐脇浜臨海緑地	ごみ拾い
49	中部ケーブルネットワーク株式会社豊川局	20	市道中通線	ごみ拾い
50	美環好楽衆	2	代田川、市道代田一丁目蔵子五丁目3号線	ごみ拾い、川床さらい
51	八幡桜を育てる会	65	西古瀬川右岸、左岸側道路（番皿橋～宮前橋）	草取り、ごみ拾い
52	諏訪中百々の会	20	諏訪公園	ごみ拾い、草取り
53	「花・緑・夢"タウン"とよかわ」活動グループ	130	豊川公園(キュバティーノ広場)、豊橋豊川線	草取り、ごみ拾い
54	音羽川の会	59	音羽川(五反橋～御油大橋)、市道御油美世賜2号線外5路線	草刈り、ごみ拾い
55	ボランティアグループ　ハナロ	17	市道篠束野口(その3)線外4路線	ごみ拾い
56	音羽向山大池の会	15	向山大池、市道向山線	草刈、ごみ拾い
57	倉橋建設㈱	8	市道国府為当線(10029)外5路線	ごみ拾い
58	***	1	市道前田豊川線(10003)外14路線	ごみ拾い
59	***	1	遠通公園	ごみ拾い
60	***	1	帯川(四ツ谷橋～篠田橋)	草刈
61	豊津クリーングループ	4	市道新地4号線(754)外1路線	草取り、ごみ拾い
	計	1,230		

（注）「***」は個人登録　　資料：豊川市道路維持課（平成 22 年１月４日現在）

１－４　市民の意向

（１）豊川市緑の基本計画市民意向調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の意向を反映するため、「豊川市緑の基本計画市民意向調査」を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

●**調査対象者**　：豊川市民、合併を予定している小坂井町民（調査時点）

●**調 査 期 間**　：平成 21 年 11 月 26 日【発送】～平成 21 年 12 月 11 日【投函期限】

●**抽 出 方 法**　：多段抽出法（年齢、学区）により、20 歳以上の豊川市民 1,500 人、小坂井町民 200 人の計 1,700 人を抽出。

●**調 査 方 法**　：郵送配布・郵送回収

●**回 収 状 況**　：

配布票数	宛先不明	回収票数	回収率
1,700	5	786	46.4%

●**設問の内容**

設問	設問の内容
1	あなたの性別は。
2	あなたの年齢は。
3	あなたの主たる職業は。
4	小学生以下のお子さんがいますか。
5	あなたが住んでいる「小学校区」は。
6	豊川市または小坂井町に住んで何年になりますか。
7	緑の役割として、大切なものは何だと思いますか。
8	豊川市と小坂井町を合わせた区域の「緑」について、特徴的な場所や施設はどこ（何だ）と思いますか。
9	豊川市内または小坂井町内の「緑」の様子について、どのように感じていますか。
10	豊川市内または小坂井町内の「緑の量」について、どのように感じていますか。
11	概ね過去 10 年を考えて、豊川市または小坂井町の「緑の量」は、どのように変化したと思いますか。
12	豊川市と小坂井町を合わせた区域の「緑」を守り増やすために、今後行うべきことは何だと思いますか。
13	現在どのような緑化の活動を実施していますか。あるいは、今後どのような緑化の活動であれば参加しようと思いますか。
14	豊川市と小坂井町を合わせた区域の「緑」を市民との協働によって守り増やすために、行政の施策として重要なことは何だと思いますか。
15	「公園・広場の数」に対する満足度をお聞かせください。
16	どのような機能をもった公園・広場が増えていけばよいと思いますか。
17	どの程度の距離や大きさの公園・広場が増えていけばよいと思いますか。
18	今後の公園・広場の整備を考える場合の視点についての重要度をお聞かせください。
19	豊川市公共施設アダプトプログラム制度についての認知度をお聞かせください。
20	身近な公園・広場などの日常管理（除草、清掃など）について、今後はどのように行うのが良いと思いますか。
21	①豊川市または小坂井町における緑化や緑の保全、公園の整備に対しての提案、意見 ②豊川市内または小坂井町内の好きな緑（場所や花木など）

（２）調査の結果（抜粋）

①概ね過去 10 年間の豊川市の「緑の量」の変化について

概ね過去 10 年間の豊川市全域における「緑の量」については、「減ったと思う」と回答した人が 45%と最も多く、次いで「変わらないと思う」と回答した人が 34%となっています。

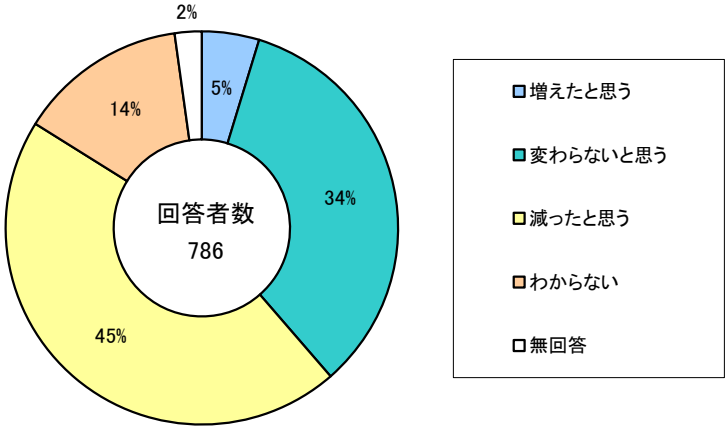

②「緑」を守り増やすために、今後行うべきことについての意向（２つまで回答）

本市の「緑」を守り増やすために今後行うべきことについては、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」と回答した人が最も多く、次いで「公園や広場の整備」と回答した人が多くなっています。

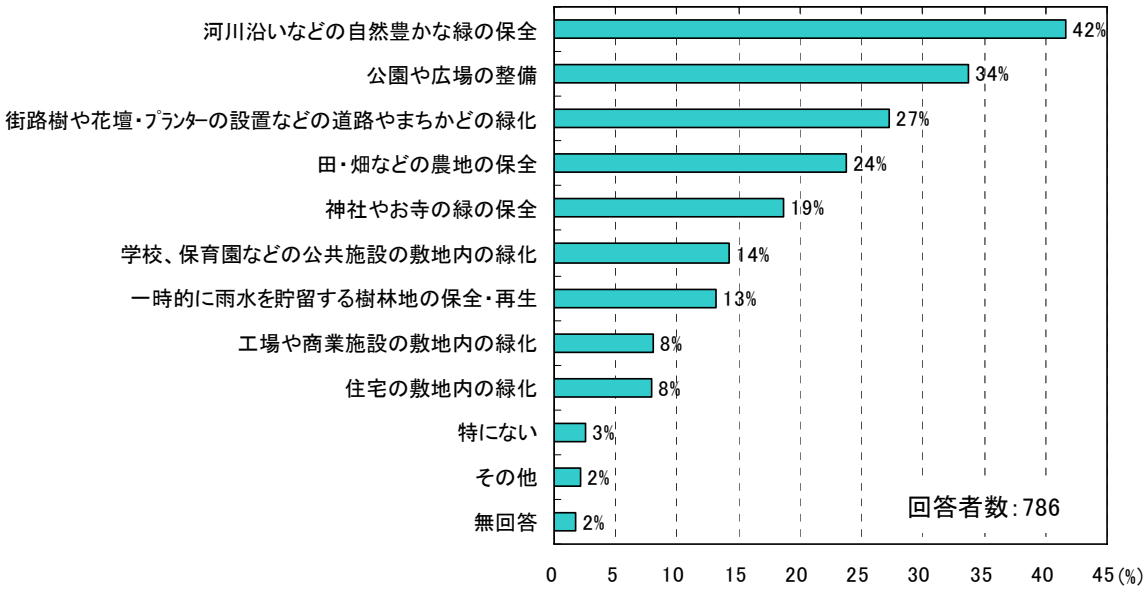

③「公園・広場の数」に対する満足度

本市の「公園・広場の数」に対する満足度については、「普通」と回答した人が最も多く、次いで「やや不満」と回答した人が多くなっています。

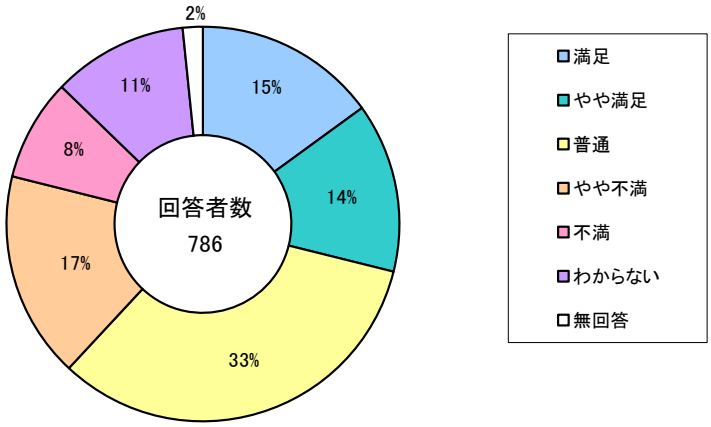

④身近な公園・広場などの日常管理（除草、清掃など）の方法についての意向

身近な公園・広場などの日常管理については「行政支援のもと、地元が行うのが良い」と回答した人が最も多く、次いで「行政支援のもと、ボランティアが行うのが良い」と回答した人が多くなっています。

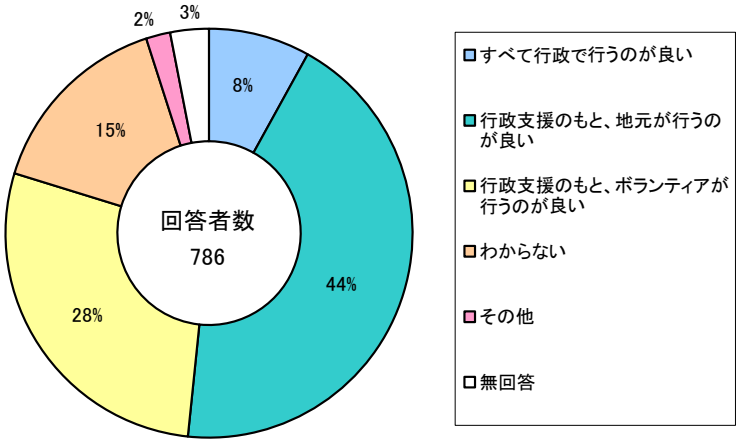

⑤豊川市公共施設アダプトプログラム制度の認知度について

豊川市公共施設アダプトプログラム制度について「まったく知らない」と回答した人が 83%と最も多く、次いで「制度の内容を知っている」と回答した人が 10%となっています。

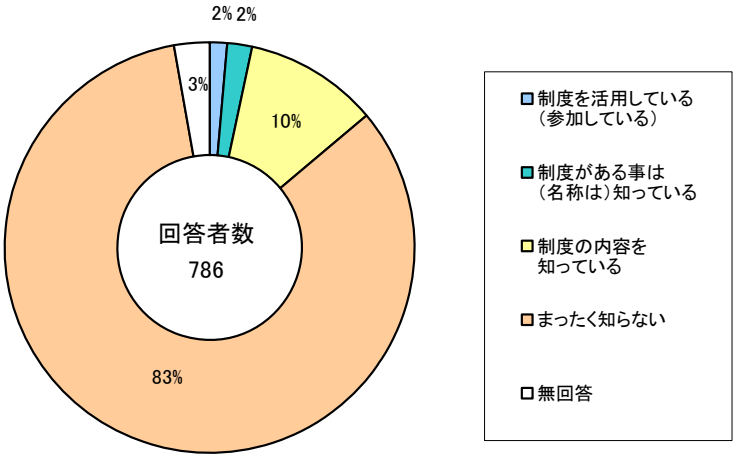

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「さわやか散歩道」（佐奈川）　加藤謹一

１－５　地区別緑の現況

市民の暮らしや自然の風土が育んできた緑をより細かく把握するため、地区ごとに緑の現況を整理します。

地区の区分は、日常の生活圏と概ね整合する、小学校区を基本単位とし、豊川市の地勢を象徴する河川（河川流域）や土地利用の特性から市域を６地区に区分します。

■　地区区分図　■

■　各地区に該当する小学校区　■

地域	該当する小学校区
中部東地区	豊川小、桜木小、三蔵子小、金屋小、豊小
東部地区	東部小、一宮東部小、一宮西部小、一宮南部小
北部地区	千両小、平尾小、萩小、長沢小、赤坂小
西部地区	国府小、御油小、御津北部小、御津南部小
南部地区	牛久保小、天王小、小坂井西小、小坂井東小
中部西地区	中部小、八南小、桜町小、代田小

中 部 東 地 区

●地勢の概況

・豊川市の中心に位置し、地区の大半が市街化区域に指定されています。
・地区の中央を佐奈川が縦断しています。
・地区の緑は、公園や社寺の緑、民間・公共施設内の緑、さらに、北部に広がる農用地によって構成されています。
・地区全域が標高 50m以下の平坦な地形であり、住宅や商業用地の土地利用となっています。
・愛知県や豊川市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

●位置図

●特徴的な緑

・佐奈川は、水際に植物が繁り、生物の生息・生育地となっているほか、遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。
・豊川稲荷は、春季・秋季大祭などに年間 340 万人が訪れます（平成 20 年実績）。また、境内地及びその周辺にまとまった緑地があり、市街地の気象緩和にも貢献しています。
・国・県の文化財に指定される建造物が複数存在する三明寺や、奉納綱火が県指定の無形民俗文化財に指定され、豊川夏祭りの拠点にもなっている進雄神社の社叢（しゃそう）林は、市街地の貴重な緑となっています。
・桜ヶ丘公園及び豊川高等学校グラウンドが市街地におけるまとまったオープンスペースとなっており、広域避難場所※に指定されています。

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（47%）なっています。
・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「公園や広場の整備」に対する意向が最も高く（20%）なっています。
・公園・広場の数については、55%の人が満足していない状況にあります。
・身近な公園・広場などの日常管理の方法については、74%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

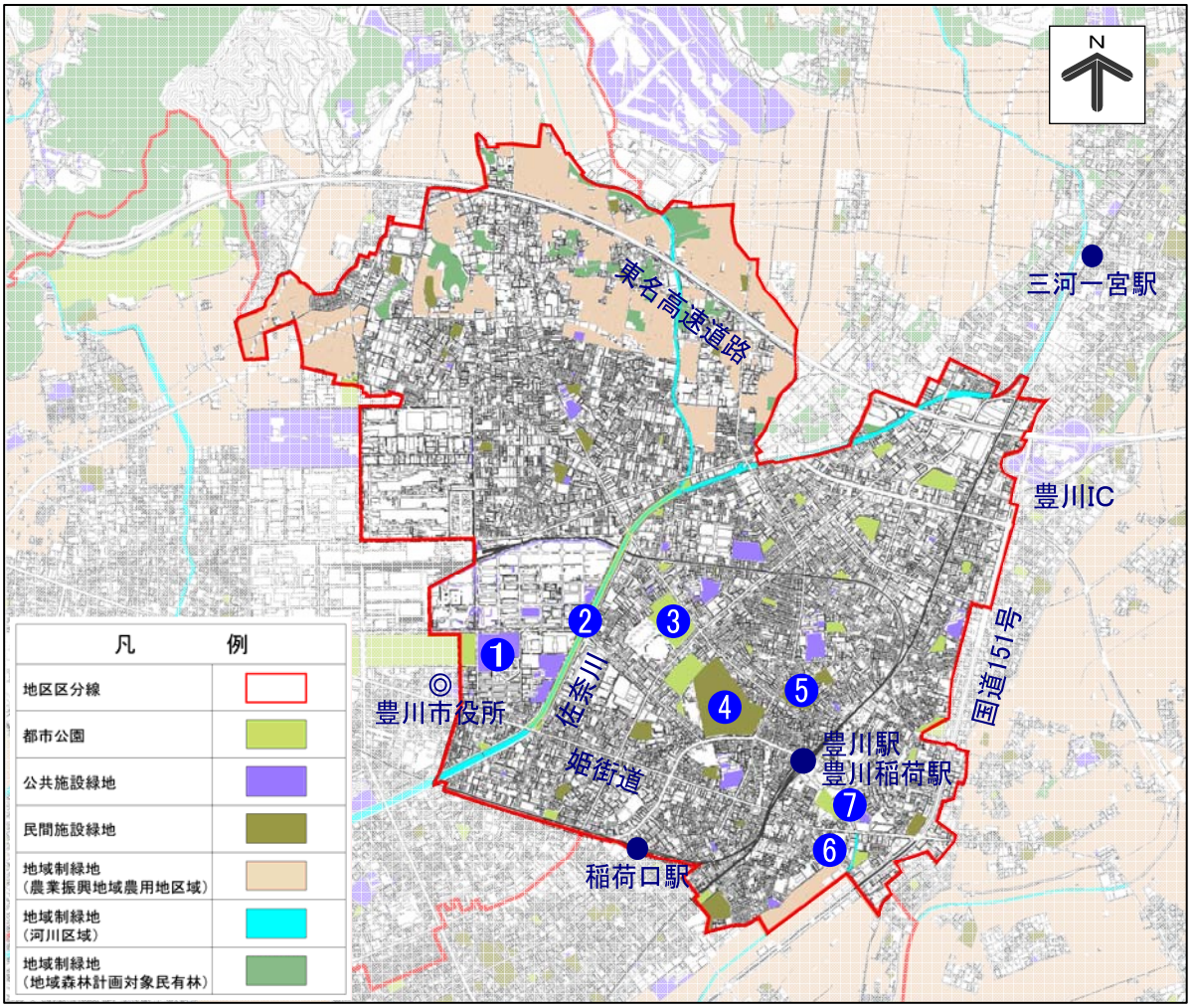

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①自衛隊グラウンド

②佐奈川の桜並木

③桜ヶ丘公園

④豊川稲荷

⑤進雄神社

⑥豊川駅東土地区画整理(豊川駅東地区計画)

⑦三明寺

東 部 地 区

●地勢の概況

・地区東部を南北に豊川が流れ、河川に沿って自然堤防が形成されています。
・地区北部に木曽山系の本宮山（標高789.2m）が位置し、帯川（佐奈川の支川）が流れています。
・河川に沿った平地部の広範の区域は、農用地としての土地利用となっています。
・地区中央から北東方向にかけて市街地が形成されています。

●位置図

●特徴的な緑

・本宮山一帯は、自然の景勝地として自然公園に指定されるとともに、ハイキングなどの自然とふれあう場として利用されています。
・豊川は、淵や瀬、河畔林※がある豊かな自然景観を形成しています。
・砥鹿神社は年間約 40 万人が訪れる観光資源となっており（平成 20 年実績）、「砥鹿神社のケヤキ」は県の天然記念物に指定されています。

砥鹿神社奥宮

・宝円寺のシダレザクラ、砥鹿神社奥宮（本宮山）の社叢（しゃそう）など、県の天然記念物に指定される緑が分布しています。
・帯川には市の天然記念物に指定される「帯川のホタル」が生息しています。
・いこいの広場は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（44%）なっています。
・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（21%）なっています。
・公園・広場の数について、54%の人が満足していない状況にあります。
・身近な公園・広場などの日常管理の方法について、72%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

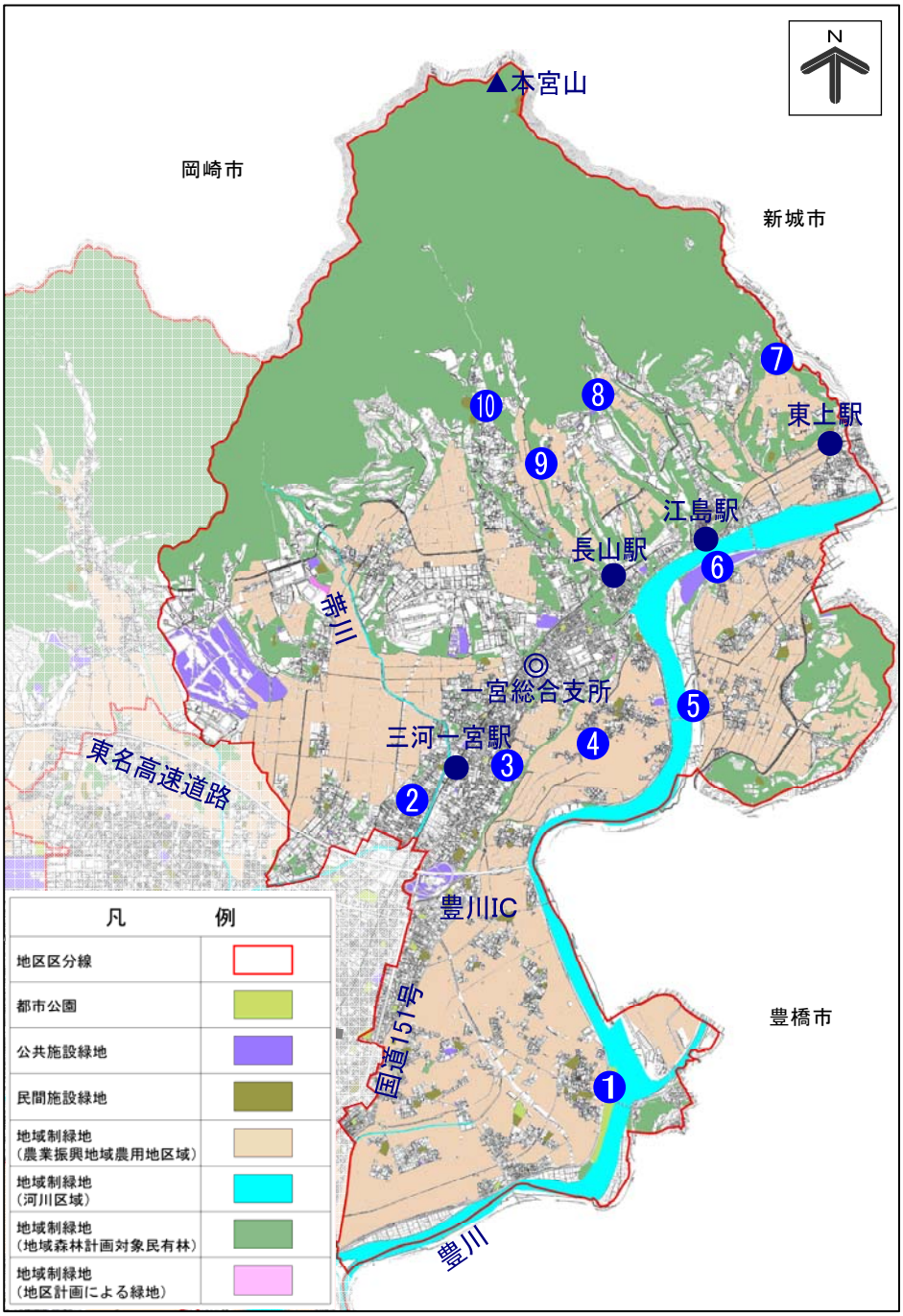

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①三上緑地

②一宮大木土地区画整理予定地

③砥鹿神社

④大和の大イチョウ

⑤金沢グラウンド

⑥いこいの広場

⑦牛の滝

⑧手取山公園建設地

⑨本宮山ウォーキングセンター

⑩しだれ桜（宝円寺）

北 部 地 区

●地勢の概況

・市街化区域は、音羽川、国道１号の沿線と音羽蒲郡ＩＣ周辺の一部地区に限られ、大半が市街化調整区域となっています。

・地区の中央から西部には音羽川と山陰川（音羽川支流）が流れています。

・北部の観音山や西部の宮路山などに広範に分布する緑、山腹に位置する財賀寺や冨士神社周辺の拠点的な緑が当地区の特徴ある緑として挙げられます。

・山間を流れる音羽川、山陰川の沿川に、農地が形成されています。

●位置図

●特徴的な緑

・コバノミツバツツジまつり（冨士神社）には約２万人、宮路山のもみじまつりには約２千人が訪れ（平成 20 年実績）、美しい緑の景観が観光客の目を楽しませています。

・宮路山コアブラツツジ自生地、冨士神社のコバノミツバツツジ自生地、財賀寺のヒメハルゼミと生息地、財賀寺のツガなど、市の天然記念物に指定される緑が分布しています。

・音羽運動公園は、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されています。

観音山

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「変わらないと思う」と回答した人が最も多く（51%）なっています。

・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（24%）なっています。

・公園・広場の数について、56%の人が満足していない状況にあります。

・身近な公園・広場などの日常管理の方法について、74%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

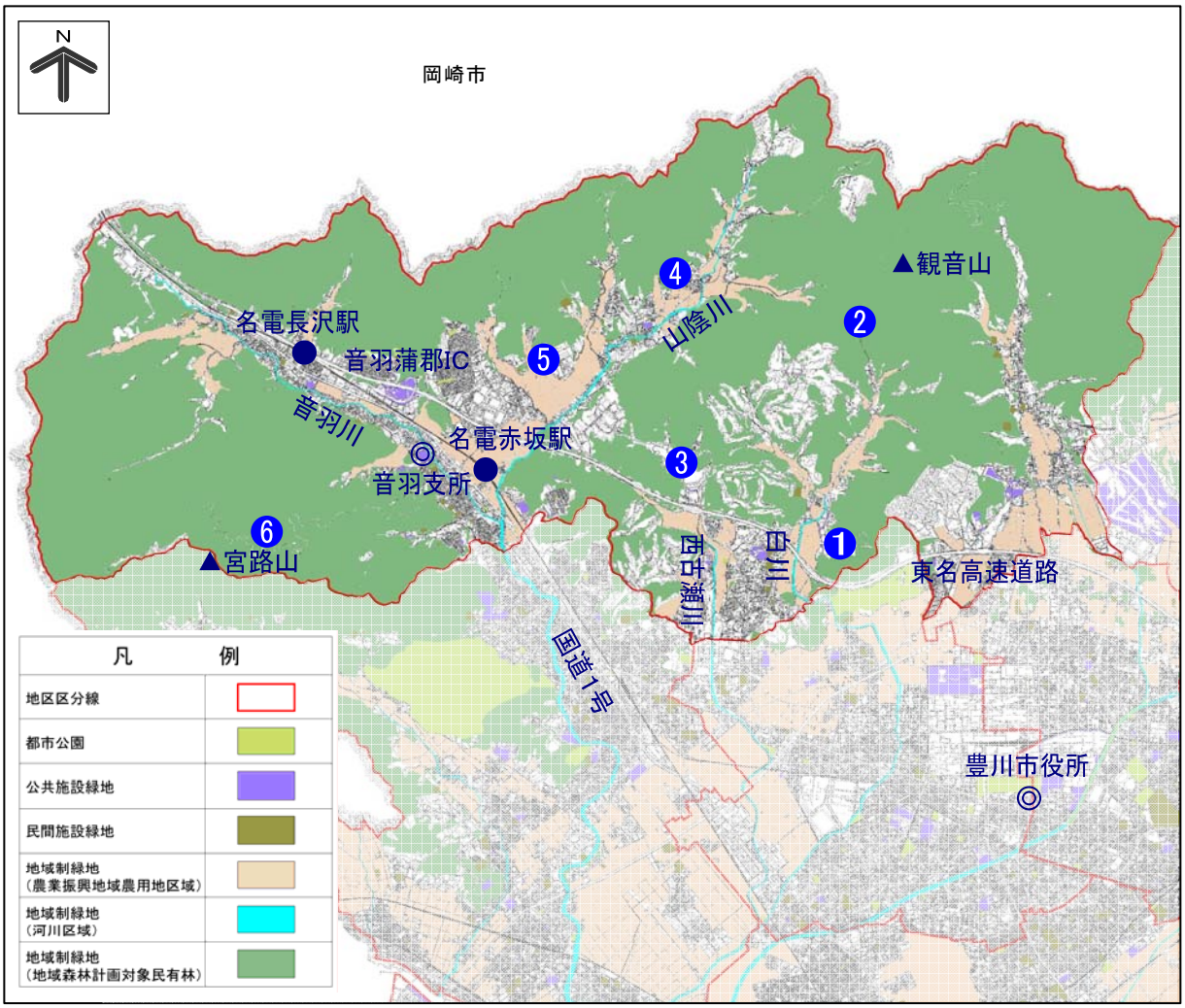

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①ゆうあいの里

②財賀寺

③駒場調整池

④冨士神社（コバノミツバツツジ）

⑤音羽運動公園

⑥宮路山

西 部 地 区

●地勢の概況

・県営公園である東三河ふるさと公園が位置し、本市のみならず東三河地域の重要な緑の拠点となっています。

・臨海部には、三河港港湾計画に基づき、日本最大の臨海緑地である三河臨海緑地が位置しており、地区の緑の拠点となっています。

・本地区は音羽川や御津川の河口があり、三河湾を臨む臨海地区となっています。

・音羽川が地区を南北に縦断し、川沿いは市街化区域に指定されています。大半の区域は、市街化調整区域となっています。

・地区西部の五井山から御津山などに連なる山地の山間や音羽川・御津川の川沿いに農地が形成されています。

●位置図

●特徴的な緑

・東三河ふるさと公園は、広域的なレクリエーションの拠点であり、自然とふれあうイベントが開催されるなど、年間約 20 万人が訪れます。このほか、御津山園地は年間約 2 万人の利用があります（平成 20 年実績）。

・国の天然記念物に指定される、御油のマツ並木の緑が存在します。

・御津山には市の天然記念物に指定される「御津山のヒメハルゼミの棲息地」があります。

・音羽川には遊歩道が整備されており、桜を見ながら散策を楽しむことができます。

・三河臨海緑地は、散策や軽スポーツ、海の眺めを楽しむ場として利用されています。

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（44%）なっています。

・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（21%）なっています。

・公園・広場の数について、54%の人が満足していない状況にあります。

・身近な公園・広場などの日常管理の方法について、76%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

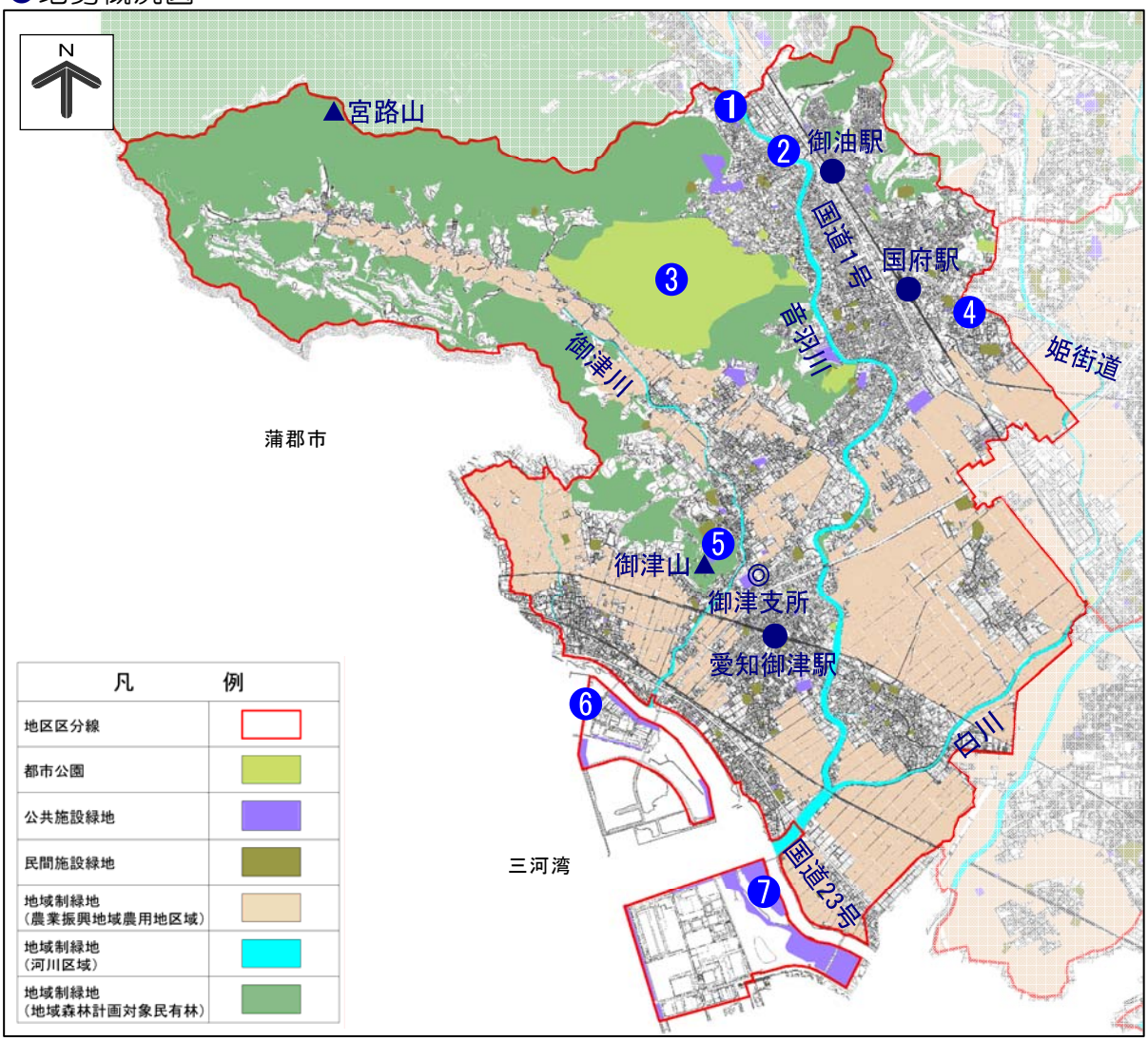

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①御油のマツ並木

②音羽川

③東三河ふるさと公園

④三河総社

⑤御津山

⑥御津マリーナ

⑦三河臨海緑地（日本列島）

南 部 地 区

●地勢の概況

・地区南部を豊川放水路、西部を佐奈川が流れ、概ね平坦な地形において、耕地整理が行われた優良な農地と市街地により構成されています。

・市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。

・主に地区東部に位置する、愛知県や豊川市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

●位置図

●特徴的な緑

・国の天然記念物に指定される、牛久保のナギの緑が存在します。

・市の史跡に指定される五社稲荷古墳などを有する五社稲荷社には、まとまった社叢（しゃそう）林が存在します。

・徳川家の家紋「葵の紋」発祥ゆかりの地である伊奈城趾は、土塁や本丸の郭跡が保存され、史跡公園として整備されています。

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「減ったと思う」と回答した人が最も多く（46%）なっています。

・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（22%）なっています。

・公園・広場の数について、59%の人が満足していない状況にあります。

・身近な公園・広場などの日常管理の方法について、65%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

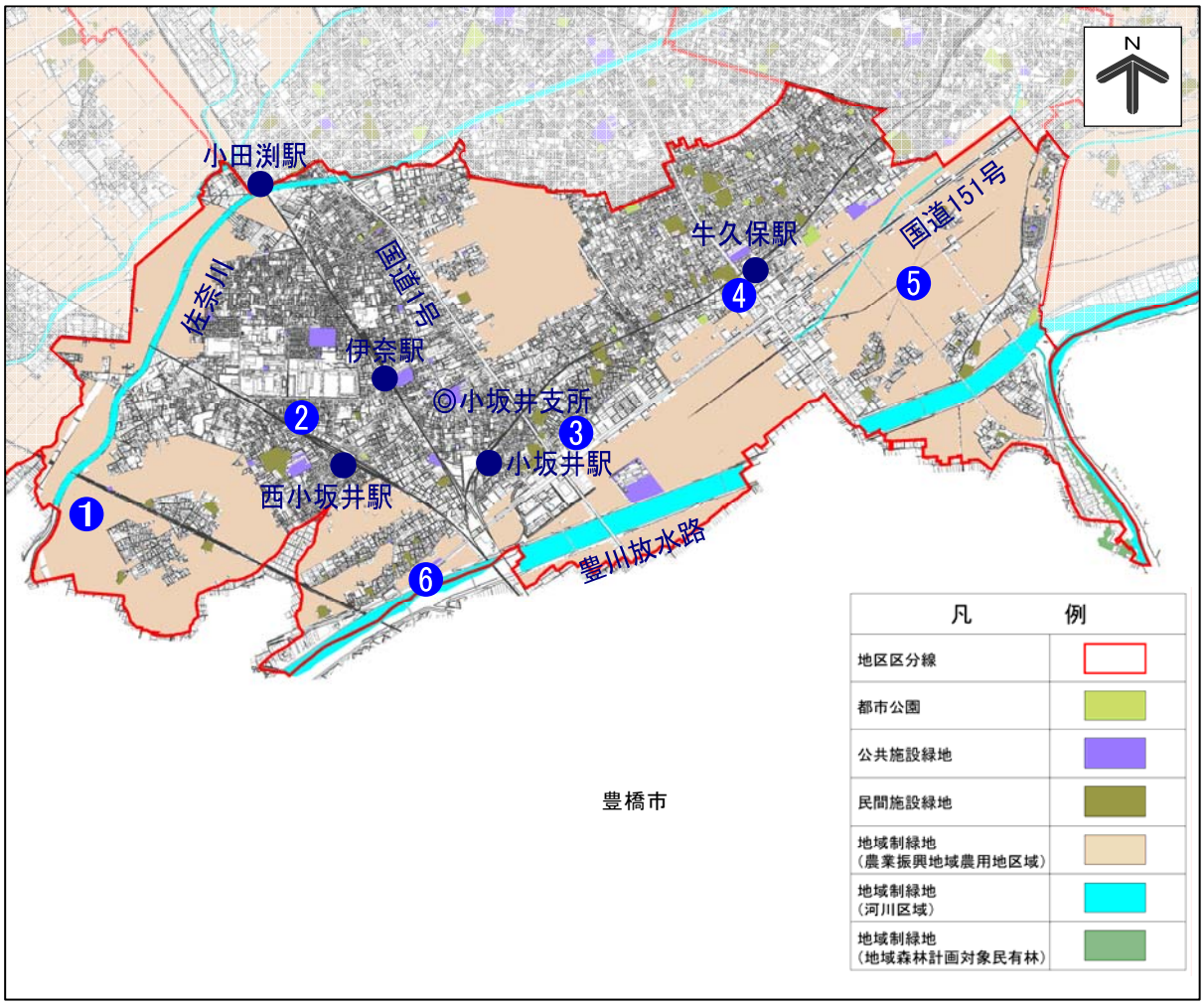

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①伊奈城趾公園

②小坂井中央公園

③五社稲荷社

④牛久保のナギ

⑤優良農地

⑥柏木浜パターゴルフ場

中 部 西 地 区

●地勢の概況

・地区の東部を佐奈川、中央部を白川、西部を西古瀬川が流れています。
・豊川公園や赤塚山公園が当地区の緑の拠点となっています。
・豊川市役所が立地する地区であり、大半が市街化区域に指定されていますが、地区北部から西部にかけて、農地が形成されています。
・地形は概ね平坦であり、市街化区域では、住居系を中心として、商業系、工業系の用途地域の指定がされています。
・愛知県や豊川市が管理する幹線的な道路は、街路樹により緑化されています。

●位置図

●特徴的な緑

・豊川公園は、おいでん祭や手筒まつり、桜まつりなどの祭りの会場に利用されています。また、災害時の広域避難場所、身近なレクリエーションの場など多様な機能を有しています。
・三河国分尼寺跡は、中門と回廊の一部が復元され、史跡公園として整備されています。

八幡宮

・赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園などがあり、多様なレクリエーションを楽しむことができます。

●市民意向調査結果

・概ね 10 年間の「緑の量」の変化については、「変わらないと思う」と回答した人が最も多く（51%）なっています。
・「緑」を守り増やすために、今後行うべきこととして、「河川沿いなどの自然豊かな緑の保全」に対する意向が最も高く（25%）なっています。
・公園・広場の数について、69%の人が満足していない状況にあります。
・身近な公園・広場などの日常管理の方法について、70%の人が「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」と回答しています。

●地勢概況図

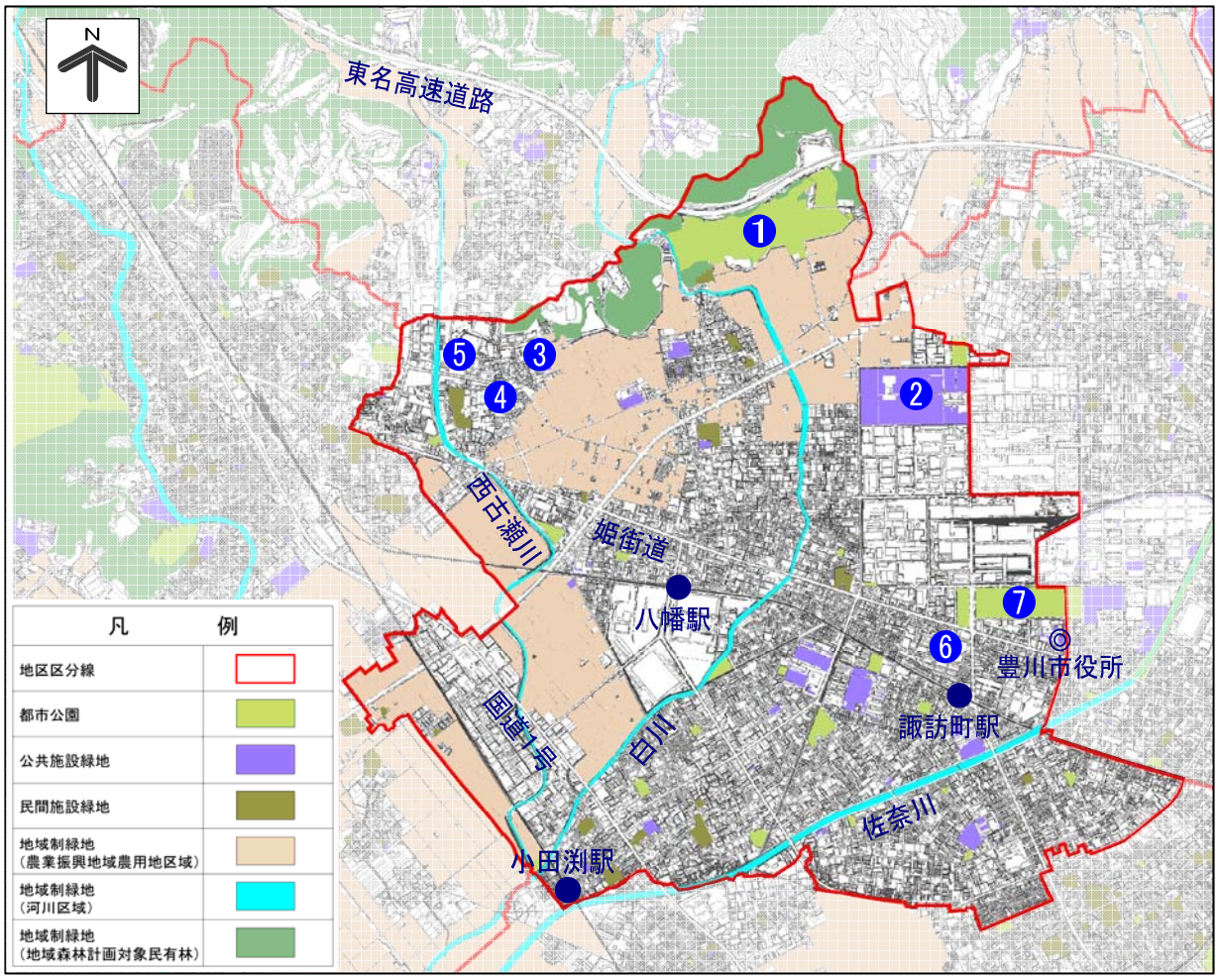

（注）図中の丸番号は、写真の番号に対応しています。

①赤塚山公園

②名古屋大学太陽地球環境研究所

③三河国分尼寺跡

④三河国分寺跡

⑤豊川西部土地区画整理

⑥諏訪町駅周辺

⑦豊川公園

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「かわせみが棲む音羽川」（並木橋）　安藤康生

コラム　『ヒメハルゼミ』

本市の指定文化財の中で、希少動物類の生息地としては“帯川のホタル”“財賀寺のヒメハルゼミと生息地”“御津山のヒメハルゼミの棲息地”があります。

ヒメハルゼミ

このうち、ヒメハルゼミはセミ科の中でも最も小さく（体長 23～30㎜）、７月上旬から下旬にかけて短期集中で発生し、シイ・カシなどの林で間欠的に一斉に鳴きます。成虫・幼虫ともにシイ・カシなどの樹液のみを食性とし、生息地はそれらの樹木が茂る社寺境内林、いわゆる「鎮守の森」などに限られます。

本州以南に分布し、北限産地の新潟県・茨城県をはじめ、各所で天然記念物に指定されており、県内では本市のほか、蒲郡市・新城市・岡崎市などで指定されています。

（資料：文化財ナビ愛知）

第２章　現況の緑の分析･評価及び緑づくりの課題

２－１　現況の緑の分析・評価

本市の現況の緑の分析・評価を行う視点を以下に示します。

●市民の意向（豊川市緑の基本計画市民意向調査など）の分析・評価

●平成７年度策定の計画の検証からの分析・評価

●本市の緑の特徴の分析・評価

■　現況の緑の分析・評価の視点　■

（１）市民の意向の分析・評価

「豊川市緑の基本計画市民意向調査」や「第８回豊川市市民意識調査」、「平成 18 年度豊川市市民活動意識調査」の結果から、現況の緑に対する市民の印象や今後 10 年間の緑のまちづくりに対する意向などを分析・評価します。

①豊川市緑の基本計画市民意向調査（平成 21 年 11 月）

◆緑に対する認識

Ｑ：緑の役割として大切なことは。

Ａ：**【１位】地球温暖化の防止（53%）**
【２位】生物多様性（29%）
【３位】自然とのふれあい・学習（24%）

■緑の役割として、「地球温暖化の防止」「生物多様性」などが重視されており、これらは緑のまちづくりを進める上でのキーワードとなります。

Ｑ：豊川市を印象づける緑は。

Ａ：**【１位】赤塚山公園（35%）**
【２位】佐奈川（堤のサクラ）（34%）、
【３位】東三河ふるさと公園（22%）
【４位】本宮山・砥鹿神社（22%）

■豊川市を印象づける緑として、「赤塚山公園」などの規模の大きな公園や「佐奈川」「本宮山・砥鹿神社」などが挙げられており、これらが本市の重要な緑の資源として認識されています。

Ｑ：市内の緑の様子

Ａ：【１位】寺社境内林が多い（37%）

　　【２位】河川空間に緑が多い（15%）

Ｑ：市内の緑の量

Ａ：【１位】多くも少なくもない（50%）

Ｑ：概ね 10 年前と比べた市内の緑の量の変化

Ａ：【１位】減った（45%）

　　【２位】変わらない（34%）

■豊川市の緑の現状として、「寺社境内林や河川空間の緑が豊富」で「緑の量は多くも少なくもない」と受け止められています。また、概ね 10 年前に比べ「緑は減った」と認識されています。

◆緑を守り増やすために

Ｑ：緑を守り増やすために行うべきことは。

Ａ：【１位】河川沿いの緑の保全（42%）

　　【２位】公園・広場の整備（34%）

　　【３位】道路・まちかどの緑化（27%）

　　【４位】農地の保全（24%）

■緑に関する取組として、「河川沿いの緑」や「農地」を守り、「公園・広場」や「道路・まちかどの緑」を増やすことなどが重視されています。

Ｑ：緑化活動で現在行っていること、今後参加しようと思うことは。

Ａ：【１位】自宅の緑化（61%）

　　【２位】公園、河川などの清掃活動（33%）

　　【３位】花植えなどの美化活動（26%）

■緑を守り増やすため、“市民”としては、「自宅の緑化」や「公園、河川などの清掃活動」「花植えなどの美化活動」などへの参加意志が示されています。

Ｑ：市民と協働で緑を守り増やすため、行政がすべきことは。

Ａ：【１位】緑に関するイベントの開催（31%）

　　【２位】市民による花や緑づくりの好例・助成制度の提示（30%）

　　【３位】花の種や苗木の配布（30%）

■市民と協働で緑を守り増やすための“行政”の役割としては、「緑に関するイベントの開催」や「市民による花や緑づくりの好例・助成制度の提示」など、知識や情報を広めていくことが求められています。

◆公園・広場について

Ｑ：公園・広場の数に対する満足度

Ａ：【１位】普通（33%）
　　【２位】やや不満（17%）
　　【３位】満足（15%）

■公園・広場の数に対する満足度としては、「普通」という認識が示されています。

Ｑ：今後増えると良い公園・広場

Ａ：【１位】ウォーキングなどが楽しめる遊歩道（34%）、
　　【２位】木や花を観賞できる公園・広場（29%）
　　【３位】幼児や児童向けの遊具のある公園・広場（26%）
　　【４位】防災機能が充実した公園・広場（23%）

■今後増えると良い公園・広場として、「ウォーキングなどが楽しめる遊歩道」や「木や花を観賞できる公園」、「幼児や児童向けの遊具のある公園」といった多様なレクリエーション機能とともに、「防災機能が充実した公園」などが求められています。

Ｑ：今後増えると良い公園・広場（距離・大きさ）

Ａ：【１位】徒歩や自転車で行ける距離にあり、学校のグラウンドほどの広さ（49%）
　　【２位】徒歩で行ける距離にあり、保育園ほどの広さ（21%）

■今後増えると良い公園・広場の規模として、近隣公園や街区公園程度の大きさの公園が求められています。

Ｑ：公園・広場の整備にあたって重視すべき内容

Ａ：【１位】利用者のマナー（74%）
　　【２位】公園の清掃、美化（74%）
　　【３位】公園施設の安全性（71%）
　　【４位】バリアフリー（68%）
　　【５位】広域避難場所としての機能（62%）

（注）本設問での(%)は、全回答に対する、“重要”もしくは“やや重要”の回答の合計の比率

■公園・広場の整備にあたって重視すべき内容として、「利用者のマナー」、「清掃・美化」、「公園施設の安全性」といった維持・管理に関する意見のほか、「バリアフリー※」や「広域避難場所としての機能」などが求められています。

Ｑ：身近な公園・広場などの日常管理の方法

Ａ：【１位】行政支援のもと、地元が行うのが良い（44%）

　　【２位】行政支援のもと、ボランティアが行うのが良い（28%）

■身近な公園・広場などの日常管理については、「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」との意見が多くなっています。

◆その他

Ｑ：豊川市公共施設アダプトプログラム制度の認知度

Ａ：【１位】全く知らない（83%）

　　【２位】制度の内容を知っている（10%）

■豊川市公共施設アダプトプログラム制度については認知度が低く、８割以上の人が知らない状況です。

②第８回豊川市市民意識調査（平成 21 年５月）

【調査結果の概要】

■市政に対する満足度と重要度をみると、「緑・自然の豊かさ」や「地球環境の保全」、「地震などに対する防災対策」などへの期待が大きくなっています。

■公園の整備や緑地の保全に関しては、「維持管理の徹底」や「身近な公園の整備」が上位を占め、「防災」や「緑の保全」がそれに続く結果となっています。

③平成 18 年度豊川市市民活動意識調査（平成 18 年 10 月）

【調査結果の概要】

■市民活動に参加している人に対して「活動している分野」を尋ねた設問では、「自然環境保護改善」との回答が 6.6%を占めています。これは、前回（平成 13 年度）の調査結果から 2.7 ポイント上昇しています。

■市民活動に参加したいと思っている人に「興味のある分野」を尋ねた設問では、「自然環境保護改善」が 10.6%であり、「高齢者・障害者福祉」に次いで高くなっています。なお、性別では男性が、年代別では 60 歳代がそれぞれ高く、特に退職時期を迎えた団塊世代の男性の新たな参加が期待されます。

【参考資料：市民意向を把握するための調査の概要】

①豊川市緑の基本計画市民意向調査の概要

●本計画書 29 頁のとおり。

②第８回豊川市市民意識調査の概要

●調査対象者（標本数）：豊川市に在住する 20 歳以上の男女（5,000 人）
●調査期間：平成 21 年５月 1 日～15 日（２週間）
●抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
●調査方法：郵送配布・郵送回収
●回収状況：有効配布数 4,976 件、回収数 3,086 件、回収率 62.0%

③平成 18 年度豊川市市民活動意識調査の概要

●調査対象者（標本数）：豊川市に在住する 20 歳以上の男女（2,000 人）
●調査期間：平成 18 年 10 月 16 日～31 日（２週間）
●抽出方法：性別、世代別に区分し、無作為抽出
●調査方法：郵送配布・郵送回収
●回収状況：有効配布数 2,000 件、回収数 656 件、回収率 32.8%

（２）平成７年度策定の計画の検証からの分析・評価

①緑地の確保目標水準の達成率

緑地の確保目標水準の達成率（平成 22 年４月１日時点）は、市街化区域面積に対する割合Ａの達成率は 106%、都市計画区域面積に対する割合Ｂに対する達成率は 103%となっていることから、概ね目標を達成できているといえます。

■　緑地の確保目標水準の達成率　■

目標年次における緑地確保目標量	平成７年度の現況量（参考）	平成７年度に策定した目標水準（目標年次平成22年）	現況 平成 22 年４月１日時点	達成率
市街化区域面積に対する割合　A	221.4ha÷3,437ha＝6.44%（6.4%）	312.0ha÷3,915ha＝7.97%（8.0%）	295.4ha÷3,479ha＝8.49%（8.5%）	106%
都市計画区域面積に対する割合　B	9,881.8ha÷16,035ha＝61.63%（61.6%）	9,183.3ha÷16,035ha＝57.27%（57.3%）	9,454.3ha÷16,063ha＝58.86%（58.9%）	103%

（注）面積の算出について、平成７年度と現況では、対象とする施設の一部が異なっている。

②都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準の達成率（一人あたり面積）

都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準の達成率（平成 22 年４月１日時点）は、都市公園が 59%、都市公園及び公共施設緑地が 76%となっており、目標を達成できていません。

しかしながら、市民一人あたりの都市公園面積は 11.75 ㎡/人で、平成 20 年３月末現在の愛知県平均の 7.02 ㎡/人、全国平均の 9.40 ㎡/人を上回る状況となっており、他市町村に比べ、市民一人あたりの公園の充足率は高いといえます。

ただし、面積増加分の多くを、東三河ふるさと公園（部分供用）が占めていることから、身近な公園などの整備は遅れている状況にあるといえます。

■　都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準の達成率　■

目標水準	平成７年度の現況量（参考）	平成７年度に策定した目標水準（目標年次平成22年）	現況 平成 22 年４月１日時点	達成率
都市公園	66.1ha÷172,780 人＝3.83 ㎡/人	406.4ha÷204,200 人＝19.90 ㎡/人	214.5ha÷182,512 人＝11.75 ㎡/人	59%
都市公園及び公共施設緑地	232.6ha÷172,780 人＝13.46 ㎡/人	607.8ha÷204,200 人＝29.76 ㎡/人	411.2ha÷182,512 人＝22.53 ㎡/人	76%

（注）・平成 22 年時点算出の人口は平成 22 年４月１日現在の速報人口による。
・公共施設緑地の面積の算出について、平成７年度と現況では、対象とする施設の一部が異なっている。

【参考資料：愛知県、全国の都市公園の整備水準（一人あたりの都市公園面積）】

愛知県平均：7.02 ㎡/人　**全国平均**：9.40 ㎡/人（ともに平成 20 年３月末現在）

③都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準の達成率（箇所数・面積）

箇所数・面積では、都市公園は目標の 203 箇所、406.4ha に対して、平成 22 年４月１日時点では 103 箇所、214.5ha となっており、平成７年度時点との比較では、箇所数、面積は増加していますが、達成率は、箇所数については 51%、面積については 53%となっています。

■　緑の目標量の比較（平成７年度策定の計画と現況の比較）　■

種別				平成７年度の現況量		平成７年度に策定した目標水準（目標年次平成 22 年）		現況 平成 22 年４月１日時点		達成率	
				箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
施設緑地	都市公園	基幹公園	住区基幹公園 街区公園	63	17.5	144	37.8	83	22.8	58%	60%
			住区基幹公園 近隣公園	9	12.1	22	38.4	10	13.5	45%	35%
			住区基幹公園 地区公園	2	7.3	4	25.7	3	11.2	75%	44%
			都市基幹公園 総合公園	1	6.9	3	47.6	1	25.1	33%	53%
			都市基幹公園 運動公園	1	12.5	1	21.0	1	12.6	100%	60%
		基幹公園計		76	56.3	174	170.5	98	85.2	56%	50%
		特殊公園		0	0.0	8	23.1	0	0	0%	0%
		広域公園		1	7.8	1	174.8	1	124.4	100%	71%
		その他緑地・緑道など		3	2.0	20	38.1	4	5.0	20%	13%
	都市公園計			80	66.1	203	406.4	103	214.5	51%	53%
	公共施設緑地			203	166.5	204	201.4	240	196.6	118%	98%
	民間施設緑地			172	269.7	171	269.3	311	133.5	182%	50%
	施設緑地計			455	502.3	578	877.1	654	544.6	113%	62%

（注）・公共施設緑地、民間施設緑地の面積の算出について、平成７年度と現況では、対象とする施設の一部が異なっている。
・平成７年度策定の計画において都市公園（特殊公園）とされていた公園のうち、三河国分尼寺跡史跡公園（2.19ha）は、都市公園ではなく「史跡公園」（教育委員会所管）として供用しているため、「公共施設緑地」として計上している。
・四捨五入の関係上、必ずしも合計値は一致しない。

④都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準の未達成について

都市公園などの整備目標水準が達成されていない要因の一つとして、平成７年度策定の計画において、目標年次（平成 22 年）までに完成を見込んでいた東三河ふるさと公園（部分供用）や豊川市スポーツ公園といった大規模な公園が、未完成となっていることが挙げられます。

また、平成７年度策定の計画は市町村合併以前の計画であり、旧１市４町のそれぞれが、土地区画整理事業を活用した公園整備や、公園の誘致圏※・一人あたりの都市公園面積の確保を前提とした目標を設定していました。

結果として、計画どおりに土地区画整理事業が実施されなかったことや過大な目標設定となっていたことが、整備目標水準を達成できていない要因であると考えられます。

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「れんこん」（篠田町）　匿名

（３）本市の緑の特徴の分析・評価

樹林地や農地、都市公園などの緑がどのような機能や役割を果たすかを示し、その必要性や重要性を明らかにするとともに、それらの分布状況などを考慮して、本市の緑の特徴を整理します。

①分析・評価の視点

豊川市の緑の特徴の分析のために区分する視点は、都市の緑が持つ基本的な機能である４つの視点（「都市の環境保全」、「緑とのふれあい」、「安全な暮らし」、「美しい景観形成」）に、「市民との協働」の視点を加えた５つの視点とします。

◆都市の環境保全の視点

〇緑の拠点・骨格を形成し、良好な都市環境を保全する緑
〇いろいろな生き物の生息地となり、生物多様性を育む緑
〇雨水を蓄えて浄化し、水源を確保する緑

◆緑とのふれあいの視点

〇散策や休憩、スポーツやレクリエーションを楽しむ緑
〇自然とふれあう場、自然を学ぶ場となる緑
〇コミュニティや交流を育む緑

◆安全な暮らしの視点

〇延焼防止や災害防止などの防災に役立つ緑
〇防災活動の拠点、避難場所などとして機能する緑

◆美しい景観形成の視点

〇歴史、文化の資源として後世に継承する緑
〇美しい自然景観を形成する緑
〇潤いや風格のある都市景観を形成する緑

◆市民との協働の視点

〇市民への緑に関する情報提供や普及啓発
〇市民による緑の管理・育成の活動

②各視点での分析・評価

◆都市の環境保全の視点

○緑の拠点・骨格を形成し、良好な都市環境を保全する緑

・本市の緑は、大きくは、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地の森林、豊川・佐奈川・音羽川などの河川、平野部に広がる農地、海（三河湾）により構成されています。緑は空気の冷却効果を有していることが認められており、森林などは二酸化炭素の吸収源としての役割も担っていることから、市街地を取り囲むこれらの自然の緑は、良好な都市環境を形成する上で重要な要素となっています。

・市街地では、地表面温度の高温域が広がりを見せています。豊川公園、佐奈川、豊川稲荷周辺など、市街地内の公園や樹林地、水辺などの緑地は、都市型気象を緩和する効果があり、積極的に保全・創出を図っていく必要があります。特に、佐奈川などの河川は、海上などからの清涼な空気を市街地内に導く“風の道”としても機能しています。

・県内屈指の農業産出額を誇る本市において、平野部の農地は農産物の生産基盤として重要な役割を担っています。しかしながら、経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加により、地域の農作物の生産基盤が損なわれつつあります。

○いろいろな生き物の生息地となり、生物多様性を育む緑

・市街地を取り囲む豊かな自然の緑は、“宮路山コアブラツツジ自生地”や“帯川のホタル”、“御津山のヒメハルゼミの棲息地”など、天然記念物に指定される貴重な動植物、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地となっています。

・三河山地の山麓部などに分布する二次林※は、生活様式の変化に伴い樹木の管理が行なわれなくなったことが影響し、竹林となっている箇所が見受けられ、生物多様性の基盤は損なわれつつあります。近年、このような二次林は、身近に自然とふれあえる緑として見直されつつあり、利用的価値を高めながら、適切な管理を行うことで、生物多様性を確保していくことが求められています。

・豊川や佐奈川にはオギ・ハギなどの植物が繁った場所が連続的にあり、カモ類、シギ類などの水鳥の生息環境となっています。河川の水質をみると、豊川は清浄な状態が保たれていますが、他の河川は、生活排水対策の取組などにより改善されつつあるものの、引き続き改善に向けた取組が必要な状況となっています。

・里山（里地）に分布するため池は、自然性の高い水辺であり、鳥類、魚類、昆虫といった様々な生物が生息・生育する場となっています。しかし、管理が不十分な場合、富栄養化が進行し、生物多様性の基盤としての機能が低下することが懸念されます。

・市街地内では、都市公園や社寺境内地などの一団の緑や、河川、街路樹など、線としてつながる緑が多様な生物の生息・移動空間となることが期待できますが、部分的に途切れた区間も存在し、広範には連続性が確保できていない状況となっています。

○雨水を蓄えて浄化し、水源を確保する緑

・豊川や佐奈川などの上流部に位置する本市北部の森林は、雨水を貯留し、水源を確保する機能があります。特に、本市の水道は、深井戸や伏流水に多くを依存しており、これら森林が、市民生活にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、市街地周辺や郊外の森林は住宅地の開発などにより減少傾向にあり、その保全が求められます。

・市街地近郊の樹林は、ため池群の水源を確保する機能があり、健全な状態に保つことが重要です。

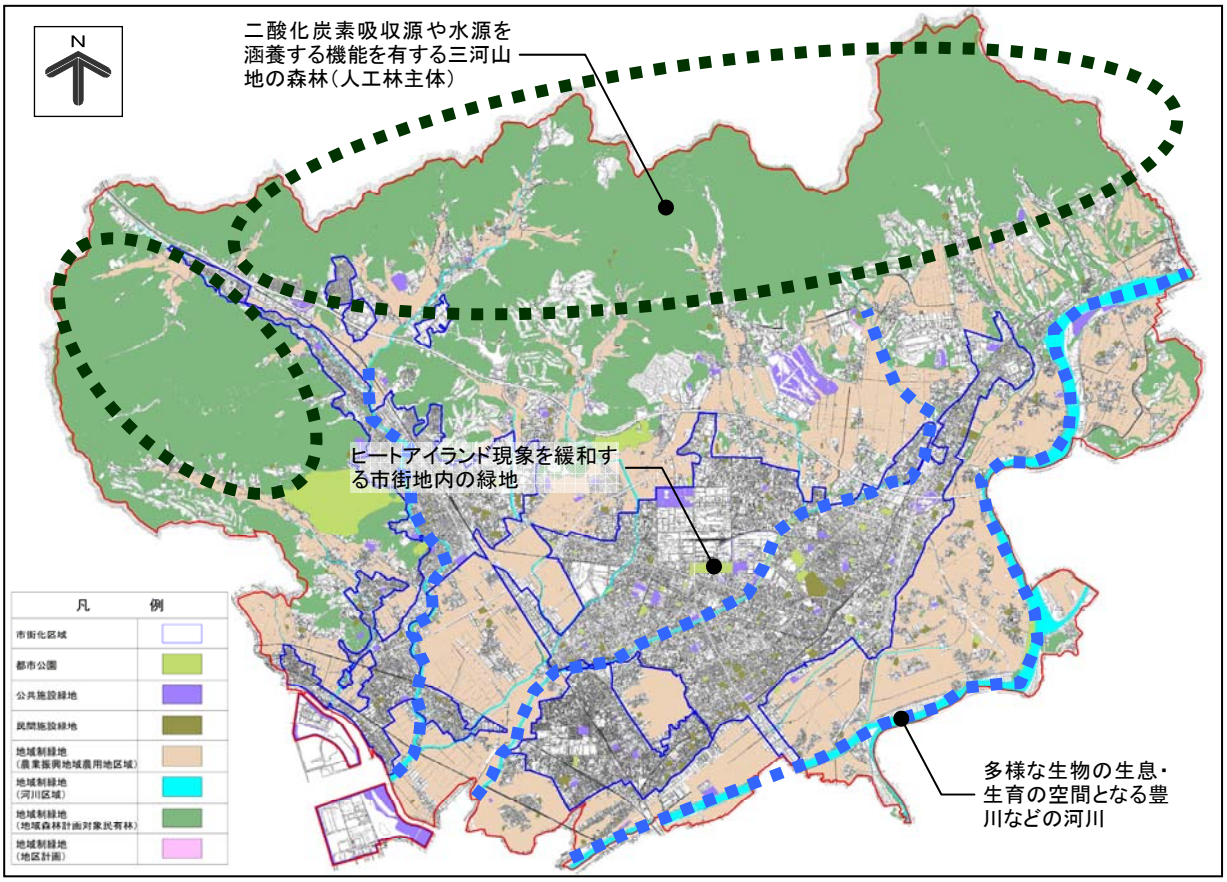

■　都市の環境保全の視点から見た分析・評価の概要　■

◆緑とのふれあいの視点

○散策や休憩、スポーツやレクリエーションを楽しむ緑

・広域公園である東三河ふるさと公園は、本市以外からの広域的な利用に対応するほか、近隣住民の日常的な散策や休憩、ウォーキングなど、健康増進のためのレクリエーションの場として機能しています。

・赤塚山公園は、淡水魚水族館や小動物園なども併設されており、年間を通じて多様なレクリエーションを楽しむことができる、本市を代表する都市公園として機能しています。

・豊川公園や音羽運動公園、いこいの広場などは、身近な健康づくりやスポーツ・レクリエーションの拠点として機能しています。

・佐奈川や音羽川などは、桜や水辺の自然と親しみながら、散策が楽しめる空間として機能しており、また、桜を中心とする植栽は散策やウォーキングの楽しさを演出する緑としての役割を果たしています。

・三河臨海緑地（日本列島）は、散策や軽スポーツ、三河湾の眺望などが楽しめ、海辺の自然と親しめる主要な緑地として機能しています。

○自然とふれあう場、自然を学ぶ場となる緑

・東三河地域のふるさとの自然をテーマに整備された東三河ふるさと公園は、東三河地域の自然とふれあうことができ、自然を学ぶ場として、広く親しまれています。

・三河湾国定公園や本宮山県立自然公園は、豊川自然遊歩道などが整備されており、登山やハイキングなどを通じて自然とふれあうことができ、自然を体感する場として、市民に親しまれています。

・市民小菜園は、野菜作りなどを通じて、土とふれあうことができ、自然の恵みを感じる「食育」の場として、市民に親しまれています。

○コミュニティや交流を育む緑

・児童遊園やちびっこ広場などは、住区基幹公園を補完する身近なレクリエーションの場として機能しており、各地域に配置されています。

・都市公園の整備水準は平成 22 年４月１日時点で一人あたり 11.75 ㎡/人となっており、愛知県平均(7.02 ㎡/人)、全国平均(9.40 ㎡/人)を上回るものの、公園配置の観点では、合併前の旧４町の中心部などの既成市街地で不足しているなど、地域によって偏りが見られます。

・住区基幹公園は、目標年次の平成 32 年度時点では、開設後 30 年以上を経過する公園が全体の約６割を占め、施設・遊具などの老朽化による安全性の低下が懸念されます。

・桜まつりの舞台となる桜トンネルや佐奈川、音羽川などの緑、うなごうじまつり（若葉祭)、風まつりなど地域の伝統的な祭りが行われる神社やその周辺の緑は、市内外の人の交流を支える緑として機能しています。

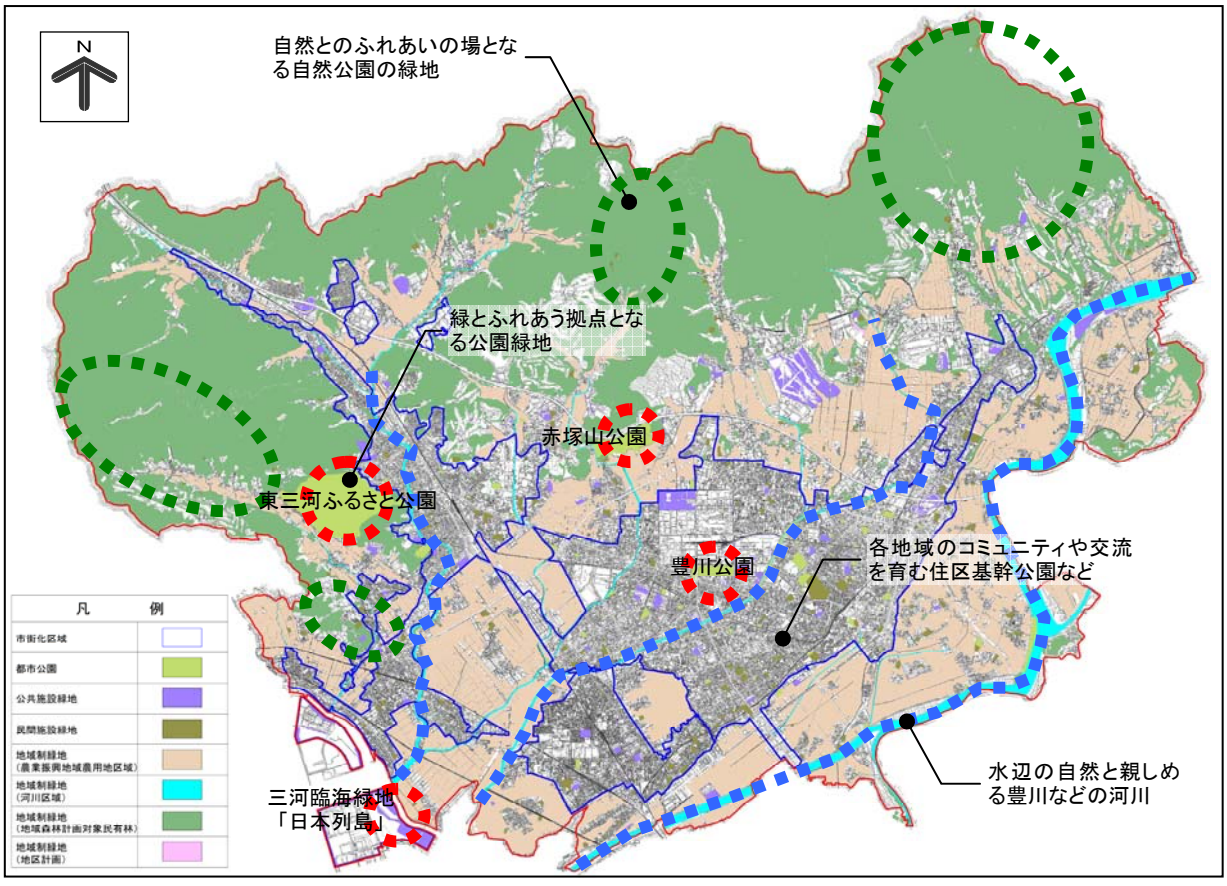

■　緑とのふれあいの視点から見た分析・評価の概要　■

◆安全な暮らしの視点

○延焼防止や災害防止などの防災に役立つ緑

・市街地内の佐奈川などの河川、緑化された道路、公園などのオープンスペースは火災時に延焼防止帯となるなど、災害の防止、軽減などの効果が期待できます。

・三河山地の森林は、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと川に流出させるため、洪水などの水害の発生を抑制する役割を果たしています。

・豊川沿いなど市街地周辺の水田は、雨水を一時的に貯留する機能を持ち、水害を抑制する役割を果たしています。

○防災活動の拠点、避難場所などとして機能する緑

・街区公園などの身近な公園は、災害発生直後に地域住民の一時的な避難場所となるほか、災害復旧・復興時にはボランティアなどの活動拠点、救援物資や廃材などの集積場所になります。

・本市では、広域避難場所として「豊川公園」、「桜ヶ丘公園及び豊川高等学校グラウンド」の２箇所が、一時避難場所（拠点避難地）として「萩山防災広場」、「曙グラウンド」の２箇所が指定されています。また、避難地として都市公園や児童遊園など 157 箇所が指定されています（平成 22 年４月１日現在）。しかし、主な避難地となる都市公園や児童遊園などの配置は地域ごとで偏りが見られます。

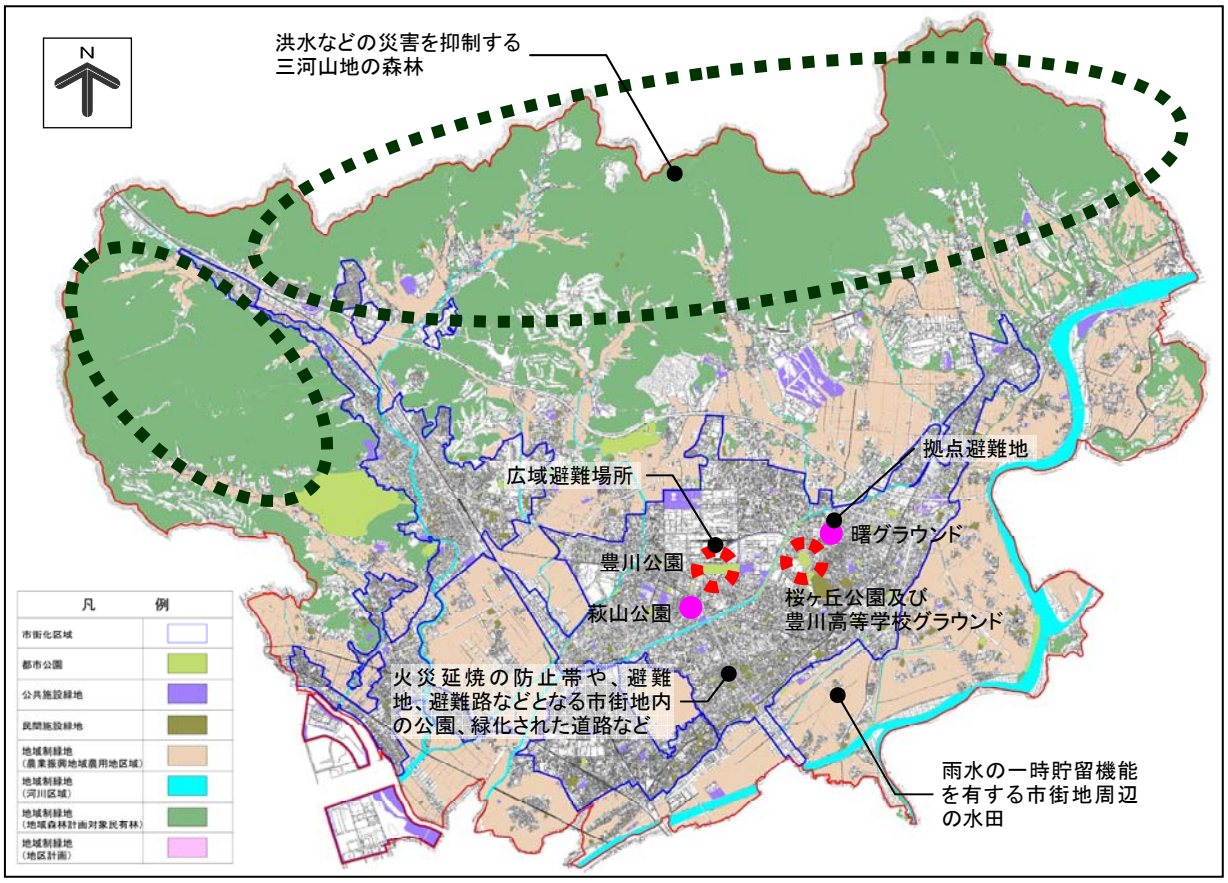

■　安全な暮らしの視点から見た分析・評価の概要　■

◆美しい景観形成の視点

○歴史、文化の資源として後世に継承する緑

・国指定の史跡である三河国分寺跡や三河国分尼寺跡、天然記念物である牛久保のナギや御油のマツ並木など、緑と一体となった数多くの文化財が分布しています。

・文化財を地域の貴重な財産として一層親しんでもらうため、三河国分尼寺跡史跡公園や伊奈城趾公園などの整備や管理が進められています。

・市街地内に分布する社寺境内林などの緑は、市民一人ひとりの記憶に残る緑の風景を形成する重要な要素となっています。しかしながら、駐車場や墓地などへの土地利用の改変が進んだ場合、良好な社寺境内林や名木などの消失が懸念されます。

○美しい自然景観を形成する緑

・山地、河川、丘陵地、平野、海といった自然の緑は、本市の景観の骨格を構成する要素となっています。

・市域北部には、本宮山を代表とする自然の景勝地があります。また、宮路山や東三河ふるさと公園、御津山園地、三河臨海緑地「日本列島」は、三河湾を臨む名所となっています。

・市街地の北側や豊川右岸に広がる農地では、穏やかな田園景観を眺めることができます。しかしながら、農業を取り巻く環境の変化に伴い耕作放棄地が増えつつあるなど、景観の悪化が懸念されます。これに対して、耕作放棄地で景観作物を栽培するなどの取組を行っている地域もあります。

・市街地を南北に流れる豊川や佐奈川は川幅が広く、淵や瀬、河畔林などにより、豊かな自然景観を形成しています。

○潤いや風格のある都市景観を形成する緑

・主要地方道国府馬場線などの幹線道路では、連続的に街路樹が植栽され、市街地に潤いを与えています。特に、市中心部などに見られる桜並木は、本市を特徴づける景観を演出しています。

・名鉄諏訪町駅周辺では、市街地再開発事業により本市の新しい顔づくりが進められており、まちづくりと連携した緑豊かな景観の創出が期待できます。

・豊川稲荷とその周辺には、歴史・風格のあるまとまった緑地が形成されており、本市の緑を象徴する要素の一つになっています。

・佐奈川の桜並木や赤塚山公園、東三河ふるさと公園などは、本市を代表する公園緑地であり、ふるさとの緑の景観を形成しています。

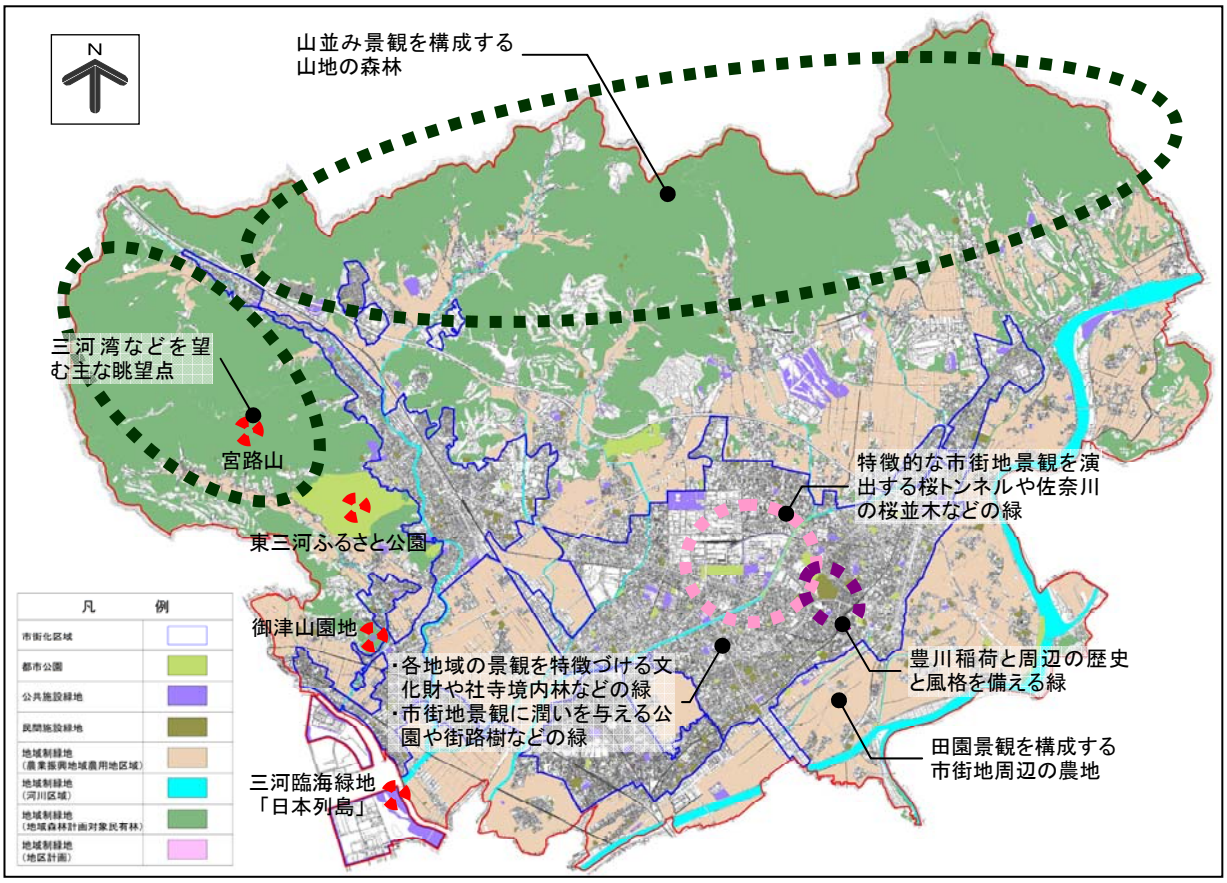

■　美しい景観形成の視点から見た分析・評価の概要　■

◆市民との協働の視点

〇市民への緑に関する情報提供や普及啓発

・東三河ふるさと公園では、郷土の自然や地域の伝統・文化などを気軽に親しむことができるイベントなどを通じ、緑を学び、ふれあうことができる場となっており、市民に対する緑に関する情報提供や普及啓発などに貢献しています。

〇市民による緑の管理・育成の活動

・市民が育てる花や緑は、市街地に安らぎや潤いを与えます。まちなかでは、これらの個人レベルの取組が行われています。

・本市には、地域住民が一体となって緑化を進めている地区があります。

・本市では、町内会による活動に加え、市民活動団体による緑の保全の取組が行われています。また、豊川市公共施設アダプトプログラム制度を活用した、道路、公園、河川の美化活動などに多くの市民が参加しています。

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「河川敷の展望」（三上町三上緑地）　加藤甲子雄

２－２　緑づくりの課題

市民の意向、平成７年度策定の計画の検証、本市の緑の特徴の分析・評価の結果を踏まえ、以下に示すように、「守る」、「創る」、「育てる」の３つの視点から、緑づくりの課題を整理します。なお、課題の整理においては、社会的ニーズや上位・関連計画におけるまちづくりの方向性を踏まえます。

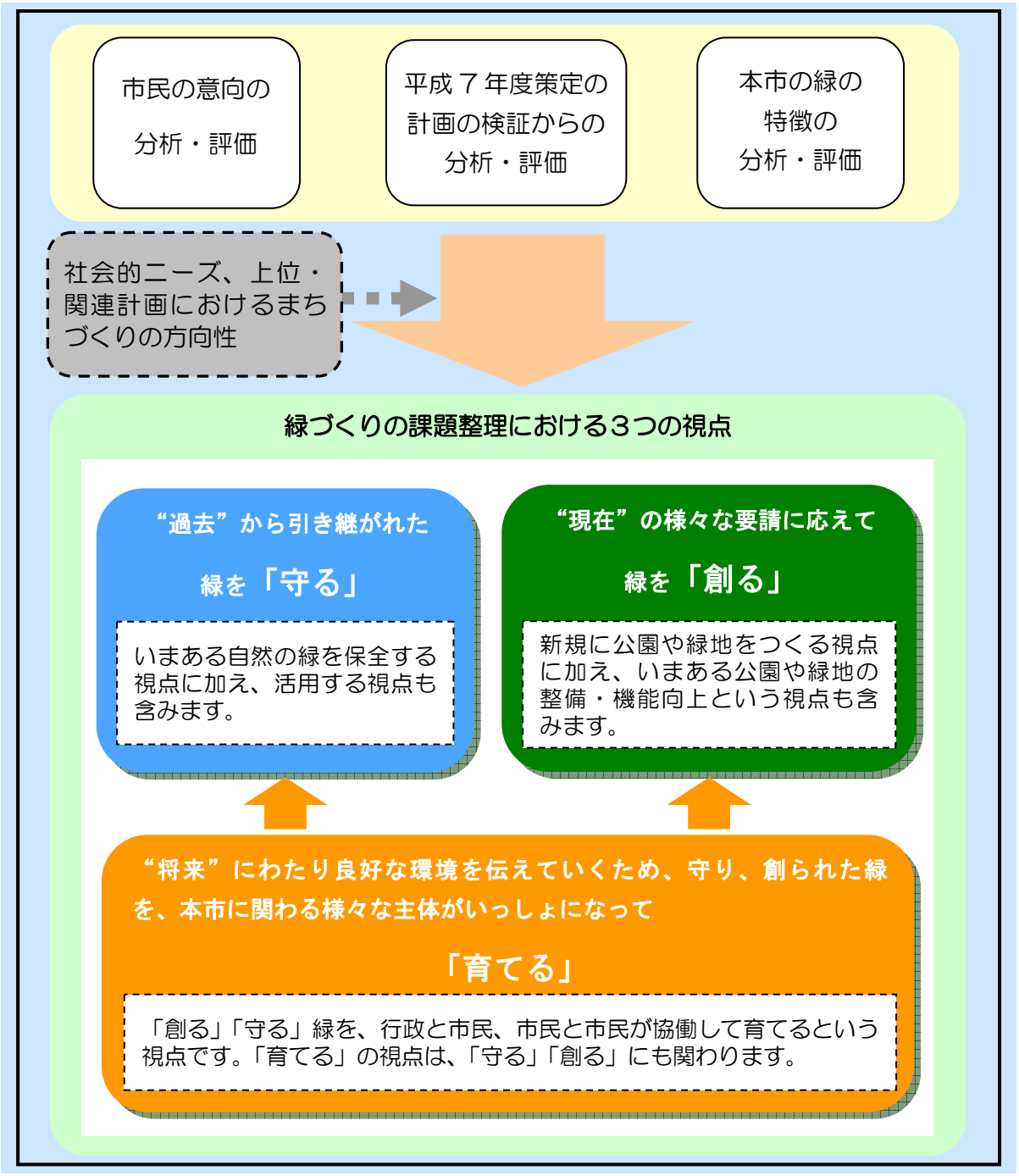

■　緑づくりの課題整理の視点（概念図）　■

緑を「守る」ための課題

■市民の意向の分析・評価

○緑・自然の豊かさに対する評価が高い。

○緑の役割として「地球温暖化防止」が最も期待されている。

○豊川市を印象づける緑として「本宮山・砥鹿神社」などが挙げられており、本市の緑の資源として認識されている。

○緑を守り増やすために今後行うべきこととして、「河川沿いの緑」や「農地」を守る緑の取組が重視されている。

■本市の緑の特徴の分析・評価

○本市の緑は、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地の森林、河川、農地、海（三河湾）により大きく構成されている。市街地を取り囲むこれらの自然の緑は、良好な都市環境を形成する上で重要な要素となっている。

○本市の水道は、深井戸や伏流水に多くを依存しており、森林の水源を涵養する機能が、市民生活にとって重要な役割を果たしているが、市街地周辺や郊外の森林は住宅地の開発などにより減少傾向にあり、その保全が求められる。

○社寺境内林などの緑は、市民一人ひとりの記憶に残る緑の風景を形成する重要な要素となっているが、駐車場や墓地などへの土地利用の改変が進んだ場合、良好な社寺境内林や名木などの消失が懸念される。

○市街地の北側や豊川右岸に広がる農地では、穏やかな田園景観を眺めることができるが、耕作放棄地が増えつつあるなど、景観の悪化が懸念される。

○豊川稲荷とその周辺には、歴史・風格のあるまとまった緑地が形成されており、本市の緑を象徴する要素の一つになっている。

●緑の骨格をなす山、川、海、農地の量的な保全とともに、質的な維持・改善により豊かな都市環境を形成し、良好な形で後世に継承する必要があります。

●歴史ある緑は地域のシンボルとして保全が必要です。

●市民一人ひとりが郷土の自然や歴史を学び、ふるさとの緑についての理解を深める取組が必要です。

緑を「創る」ための課題

■市民の意向の分析・評価

○緑に関する取組として「公園・広場」や「道路・まちかどの緑」を増やすことなどが重視されている。
○今後増えると良い公園・広場として、「ウォーキングなどが楽しめる遊歩道」や「木や花を観賞できる公園」「幼児や児童向けの遊具のある公園」などの多様なレクリエーション機能とともに「防災機能が充実した公園」なども求められている。
○今後増えると良い公園・広場の規模として、近隣公園や街区公園程度の身近なものが求められている。
○公園・広場の整備にあたって重視すべき内容として「公園施設の安全性」や「バリアフリー」、「広域避難場所としての機能」などが求められている。

■平成７年度策定の計画の検証からの分析・評価

○平成７年度策定の計画で位置づけられた施設緑地の整備の進捗は思わしくなく、都市公園の整備目標水準に対する達成率は箇所数、面積ともに 50%程度となっている。

■本市の緑の特徴の分析・評価

○都市公園や社寺境内地などの一団の緑や、河川、街路樹など、線としてつながる緑は、多様な生物の生息・移動空間の確保や、散策やウォーキングの楽しさを演出する役割が期待できるが、部分的に途切れた区間も存在し、広範には連続性が確保できていない状況となっている。
○コミュニティ形成や防災の面で重要な公園の配置は、合併前の旧４町の中心部などの既成市街地で不足しているなど、地域によって偏りが見られる。
○住区基幹公園は、目標年次の平成 32 年度時点では、開設後 30 年以上を経過する公園が全体の約６割を占め、施設・遊具などの老朽化による安全性の低下が懸念される。
○東三河ふるさと公園は、自然とのふれあいや自然を学ぶ場として、また、健康増進のためのレクリエーションの場として機能している。
○桜まつりの舞台となる桜トンネルや佐奈川、音羽川などの緑、地域の伝統的な祭りが行われる神社やその周辺の緑は、市内外の人の交流を支える緑として機能している。

⇨

●都市基幹公園などは、レクリエーションニーズの変化などに対応した整備・充実が必要です。

●身近な公園（住区基幹公園など）は、潤いのある暮らしの創造、防災性の確保などに配慮しつつ、不足する地区への対応が必要です。

●緑の多様な機能を高めるために、河川や幹線道路などを活用した緑のネットワークの形成が必要です。

●市民一人ひとりが身の回りの自然に関心を抱き、関わることができる取組が必要です。

緑を「育てる」ための課題

■市民の意向の分析・評価

○公園緑地の維持管理の徹底が求められている。

○自然環境保護活動への参加意欲の高まりが見られる。

○緑を守り増やすため“市民”としては、「自宅の緑化」や「公園、河川などの清掃活動」「花植えなどの美化活動」などへの参加意思が示されている。

○市民と協働で緑を守り増やすため“行政”の役割としては、「緑に関するイベントの開催」や「市民による花や緑づくりの好例・助成制度の提示」など知識や情報を広めていくことが求められている。

○公園・広場の整備にあたって重視すべき内容として、「利用者のマナー」「清掃・美化」などが求められている。

○身近な公園・広場などの日常管理について、「行政支援のもと、地元やボランティアが行うのが良い」との意見が多くなっている。

○豊川市公共施設アダプトプログラム制度については認知度が低く、８割以上の人が知らない状況である。

■本市の緑の特徴の分析・評価

○市民が育てる花や緑は、市街地に安らぎや潤いを与えている。まちなかでは、これらの個人レベルの取組が行われている。

○本市には、地域住民が一体となって緑化を進めている地区がある。

○本市では、市民活動団体による緑の保全の取組が行われている。また、豊川市公共施設アダプトプログラム制度を活用した、道路、公園、河川の美化などに多くの市民が参加している。

●地域に根ざした緑の維持・保全や育成活動に対する支援・育成が必要です。

●緑のまちづくりに対する市民の参加意欲の高まりを踏まえ、豊川らしいふるさとの緑を継続的に育てていくための協働の仕組みや、緑に関する知識や情報の普及が必要です。

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「豊かな実りに」（為当町付近）　田代田

コラム　『豊川市歌』

本市の市歌は、昭和 45 年の市役所庁舎の新築時に制定されました。

市歌の一節には「本宮の峯」や「豊川のながれ」といった詞も織り込まれ、本宮山や豊川が本市の象徴として表現されています。

また、小学校や中学校においても、本宮山や豊川をはじめとした本市の豊かな緑が校歌として伝承されています。

豊川市歌

作詞　原田士郎　　補作　勝　承夫　　作・編曲　清水保雄

一
誇りあり　この歴史
穂の国の　由緒をつぎて
夢みのる　躍進の町
本宮の　　峯を仰ぎて
こぞり立ち　のびゆくわれら
豊川市　　のびゆくわれら

二
光あり　この文化
豊川の　ながれに映えて
進みゆく　産業の町
開運の　稲荷とともに
栄えつぎ　幸あるわれら
豊川市　幸あるわれら

三
力あり　この郷土
人の和も　こだまとかよい
ゆたかなる　友情の町
高速路　息吹もたかく
はつらつと　明日よぶわれら
豊川市　明日よぶわれら

第３章　緑地の保全及び緑化の目標

３－１　基本理念、将来像、基本方針

（１）緑の都市づくりの基本理念

本市は、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地や、豊川、豊川放水路などの広がりのある自然の緑が市域の外縁部を形成し、その内側の台地上に市街地が形成されています。また、佐奈川、音羽川などの河川が市街地内を貫流して、三河湾に注いでおり、桜並木をはじめ、広く市民に親しまれる水辺の緑を形成しています。

さらに、豊川稲荷や御油のマツ並木などの歴史ある緑が都市や地域の個性的な景観を形成しているほか、東三河ふるさと公園、赤塚山公園など、レクリエーションを楽しむ場や自然を学ぶ場としての公園も整備されています。

これらの緑は本市固有の財産であり、後世へ着実に継承する必要がある一方、ヒートアイランド現象の緩和や災害時における火災の延焼防止のため、公園や街路樹などの公共の緑をさらに増やす取組とともに、建築物の屋上や壁面などの民有地を緑化する取組なども重要になってきています。さらに、緑の管理を行う手法として、「新しい公」という言葉に代表される、地域の住民やボランティア、市民活動団体、事業者などの多様な主体による地域経営や、地域による課題解決のシステムの構築が求められる時代になっています。

このことを踏まえ、今後の 10 年間は、これまで大切に引き継がれてきた緑を「守り」、様々な要請に応える緑を「創り」、そして、一人ひとりが緑の大切さを知り、身近な緑に愛着を持ち、みんなで一緒に「育てる」仕組みを構築し、実践していくことが、本市の緑の質・魅力の向上や緑の文化を育むことに結びつくものと考えます。

緑の都市づくりは一足飛びで進められるものではありません。計画、行動、評価、改善を繰り返し、長い歳月をかけて人材が育ち、輪が広がり、成就していくものです。

本計画では、目標年次までの 10 年間を「種まきから芽生え」の期間と位置づけ、市民のみなさまが郷土の緑をよく知り、市民と行政、市民と市民が協働して緑を育てる環境をつくり、仕組みを構築することによって、10 年先に実を結ぶことを目指し、本市の緑の都市づくりに向けた基本理念を以下のとおり設定します。

豊川市の緑の都市づくりの基本理念

みんなで育み、守る
都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』

（２）緑の将来像

緑の都市づくりの基本理念を踏まえ、緑づくりの課題の整理の視点である、「守る」、「創る」、「育てる」の３つの視点で緑の将来像を描きます。

守る

まちを取り囲む自然の水や緑が良好な環境で守られ、市民の誇りと愛着により地域のシンボルとなっている緑が大切に守られています。

北部に連なる山地や、豊川・豊川放水路の川辺、三河湾、農地など、まち（市街地）を取り囲む豊かな自然の水と緑が、多様な生態系を含めて引き続き守られています。そして、これらの豊かな自然を満喫できる場や、貴重種の保護活動などに参加する市民も増え、人と自然との距離が一層縮まっています。

豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木などの文化財は、地域の歴史や文化に根ざし、シンボル的な緑として、住民らに愛されながら大切に守られています。特に、史跡は市民が共有し、かつ後世に継承すべき貴重な財産と受け止められ、周辺の整備や地元ボランティアによる案内などを通じて、より多くの人々に親しまれる緑となっています。

創る

まちなかには、快適で安全な暮らしを支える公園などの緑が増えています。

まちなかには、住区基幹公園や街路樹、河川沿いの桜並木などの身近な緑が増え、日常的なレクリエーションやコミュニティを育む場などとして利用されています。また、これらの緑が災害時の安全確保にも重要な役割を果たすなど、多様な機能を有することを多くの市民が認識しており、周辺住民の理解と協力のもと、適切な管理がなされ、木々も大きく育っています。

育てる

町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者、行政などの協働により、ふるさとの緑を育んでいます。

自然環境保全への関心や、「地域社会に貢献したい」、「ふるさとの緑を後世へ継承したい」という意欲の高まりなどから、地域の緑づくりに参加する市民や事業者などが増えています。そうした市民などの活動により、まちなかでは手入れの行き届いた花や緑が、民有地を含めてあちらこちらで楽しめ、市街地周辺では適切な管理がなされた農地や里山が増えるなど、市民一人ひとりにとって良好で快適な生活環境が保たれています。

（３）基本方針

緑の将来像の実現に向けた基本方針を次のように設定します。

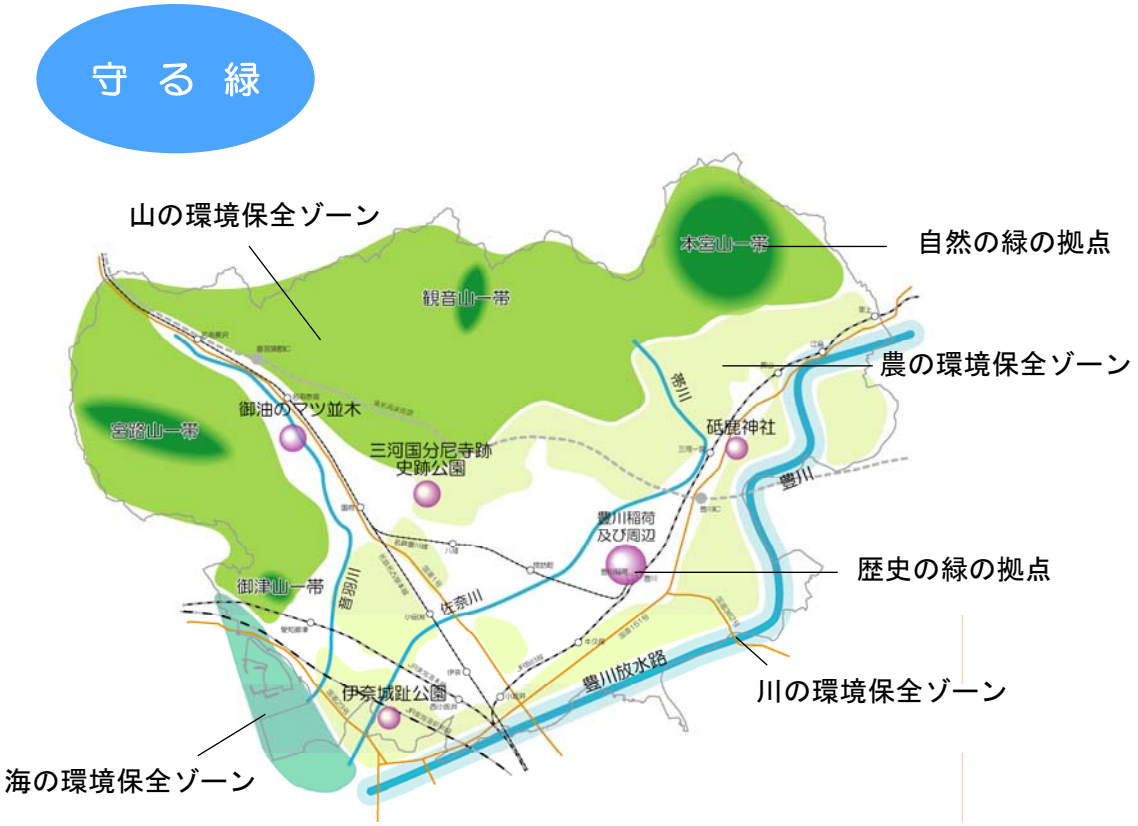

本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

本市を取り囲む本宮山、観音山、宮路山、御津山などの山地や、豊川、豊川放水路、三河湾、農地の緑は、本市の骨格を形成する重要な緑であり、地球温暖化の抑制などの環境保全機能や、洪水防止などの防災機能を有するほか、多様な生態系を育む場にもなっています。さらに、これらの広がりのある緑は、多くの市民が自然の豊かさを実感する根幹的な要素ともいえます。

そのため、無秩序な開発を抑制する適切な土地利用の誘導や、農林業の振興などにより、豊かな自然的環境を守ります。また、こうした緑を守っていくためには、より多くの市民が自然を身近に感じ、大切にしたいと思う意識が重要であり、本宮山、宮路山などの自然公園の区域を中心に、自然の緑の拠点として多様な自然とのふれあいや学びの場づくりを進めます。

➡ 山の環境保全ゾーン、川の環境保全ゾーン、
海の環境保全ゾーン、農の環境保全ゾーン、
自然の緑の拠点

農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

農地や里山、そこに分布するため池などは、もともと人との深い関わりを通じて良好な環境を保ってきた緑といえます。しかしながら、農業を取り巻く環境の変化に伴い、耕作放棄地が増えたり、利用されなくなった里山が竹藪化して生物多様性が損なわれるなど、緑の質の低下が問題となっています。

このため、多様な主体の参加のもと、農地、里山などの適切な管理を進め、生物多様性の確保や景観の向上を図るなど、後世により良好な形で緑を引き継ぎます。

地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

市域には、豊川稲荷をはじめ、歴史に根ざした緑が数多く点在しています。これらの緑は、その土地固有の貴重な財産であり、地域のシンボルとなる重要な緑として保全・整備を図るとともに、周辺においては、その景観との調和に配慮した緑化を推進するなど、拠点としての魅力の向上を図ります。

➡ 歴史の緑の拠点

（注）歴史の緑の拠点は“守る緑”ですが、緑のネットワーク軸上の拠点として関連するため、表記しています。

拠点となる公園緑地を創ります

広域的なレクリエーション需要に対応する、本市の拠点となる公園緑地として、東三河ふるさと公園や、赤塚山公園、豊川公園などが挙げられます。これらの公園緑地は、散策や休憩、スポーツなど、多様なレクリエーション需要に対応するほか、豊川公園が広域避難場所に指定されているとおり、防災活動の拠点にもなります。このため、レクリエーション需要の変化への対応や防災機能の強化などを含め、都市の緑の拠点として整備・拡充を図ります。

➡ 公園緑地拠点

身近な公園緑地を創ります

街区公園をはじめとする身近な公園緑地は、日常のレクリエーションに対応するほか、地域の環境や景観を向上させ、災害時には避難地としても機能する重要な緑です。しかし、現状においては、その配置に偏りが見られることから、市街化区域全域を緑化重点地区に位置づけ、配置バランスの改善に向けた公園緑地の整備を推進します。さらに、公共施設における緑化の推進や、民有地における緑化の促進に取り組み、快適な生活空間を創ります。

特に、都市計画マスタープランにおいて「都市核」や「地域生活拠点」に位置づけられた市役所・諏訪町駅周辺や支所周辺、新市民病院が建設される八幡駅をはじめとする主要駅周辺などのエリアは、今後、コンパクトな市街地づくりを進める上で、生活環境の向上や賑わいの演出が重要であり、それらに寄与する緑を、まちづくりと連携しながら創ります。

➡ 緑豊かな市街地、
都市核緑化推進エリア、地域生活拠点緑化推進エリア

つながる緑を創ります

公園緑地は、ネットワークすることでそれぞれの機能を高める効果があります。また、まちなかの緑の拠点と周囲の自然を緑でつなぐことで、多様な生物の移動経路（ビオトープネットワーク）としても機能します。このため、市街地を貫流する佐奈川、音羽川などの河川や、都市計画道路姫街道線などの幹線道路を活用しながら、多様な緑の拠点を結ぶネットワークの形成を図ります。

➡ 緑のネットワーク軸

育てる緑

緑に関する知識や情報を広めます

緑に対する市民の関心の高まりが見られる中で、緑のまちづくりへの一層の理解と協力を得るため、豊川市公共施設アダプトプログラム制度など、市民による緑のまちづくりを支援する制度のＰＲをはじめ、緑に関する様々な知識や情報を広めていきます。

多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

緑を守り、創っていくために、市民や事業者などが積極的に参画し、協働で緑のまちを育てていくことが、ますます重要になっています。このため、緑のまちづくりを実践する人材育成など、多様な主体の参画を促進するための具体的な仕組みづくりを進めます。

緑いっぱい豊川市のまちを写そう　応募作品

「公園内の木陰」（礼通公園）　高橋猛

創る緑
拠点となる公園緑地を創ります
公園緑地拠点
身近な公園緑地を創ります
緑豊かな市街地
都市核緑化推進エリア
地域生活拠点緑化推進エリア
つながる緑を創ります
緑のネットワーク軸
育てる緑
緑に関する知識や情報を広めます
多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります
守る緑
本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります
山の環境保全ゾーン
川の環境保全ゾーン
海の環境保全ゾーン
農の環境保全ゾーン
自然の緑の拠点
農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の"質"を高めます
地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります
歴史の緑の拠点
本宮山一帯
手取山公園
砥鹿神社
三上緑地及び周辺
豊川
豊川稲荷及び周辺
豊川公園
赤塚山公園及び周辺
三河国分尼寺跡史跡公園
観音山一帯
佐奈川
豊川放水路
御油のマツ並木
東三河ふるさと公園
御津山一帯
宮路山一帯
三河臨海緑地
伊奈城趾公園

■　緑の将来像図　■

３－２　緑地の保全及び緑化の目標

（１）緑地の確保目標水準

目標年次における都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地を合わせた本市の緑地の確保目標水準について、市街地においては、公園緑地の整備、民有地の積極的な緑化などにより、緑地の確保を図るとともに、郊外部においては、開発の抑制などにより、現状維持を図っていくことを目標とします。

■　緑地の確保目標水準　■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
将来市街地（市街化区域）面積に対する緑地の割合	８％	概ね９％
都市計画区域（市域）面積に対する緑地の割合	59%	概ね 59%

（２）都市公園として整備すべき緑地の目標水準

都市公園として整備すべき緑地の目標水準は、緑地の現況や今後予定される事業などを考慮し、以下のように設定します。

目標年次（平成 32 年）の市民一人あたりの都市公園面積は、15 ㎡/人を目標とします。

■　都市公園として整備すべき緑地の目標水準　■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
都市公園として整備すべき緑地	11.75 ㎡/人	15 ㎡/人

【参考資料：将来人口の見通し】

	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
都市計画区域の人口	182,512 人	183,900人	182,800人
市街化区域の人口	141,062 人	142,100人	141,300人

（注）・平成 22 年は平成 22 年４月１日現在の速報人口、平成 27 年、32 年は豊川市都市計画マスタープランによる
・現況の市街化区域の人口は平成 17 年国勢調査時点の市街化区域の人口比率（0.77289）を平成 22 年の都市計画区域の人口に乗じて算出

（３）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市計画区域内の市民一人あたりの都市公園等（都市公園と公共施設緑地を合わせたもの）の整備目標水準は、本市の公園緑地の現況や関連事業などを考慮し、以下のように設定します。

目標年次（平成 32 年）の市民一人あたりの都市公園等の面積は、26 ㎡/人を目標とします。

■　都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準　■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
都市公園等の施設として整備すべき緑地	22.53 ㎡/人	26 ㎡/人

（４）市民の緑に対する満足度の目標水準

本計画による緑のまちづくりを推進することによって、市民がより身近に緑を感じられるまちとなることを目指します。

本計画に掲げる取組の成果として、豊川市緑の基本計画市民意向調査の「概ね過去 10 年間を考えて、豊川市の「緑の量」は、どのように変化したと思いますか。」の設問による「増えたと思う」の回答が、目標年次の平成 32 年には、50%以上となることを目標とします。

■　市民の緑に対する満足度の目標水準　■

	現況 平成 21 年	目標年次 平成 32 年
市民の緑に対する満足度	増えたと思う　　：５％ 変わらないと思う：34% 減ったと思う　　：45% わからない　　：14%	増えたと思う　：50%以上

コラム　『豊川市公共施設アダプトプログラム制度』

本市では、平成 20 年 1 月 15 日からアダプトプログラム制度を導入しています。

アダプトプログラム制度とは

市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度です。

アダプトとは英語で『養子縁組をする』を意味することから、『里親制度』と訳されています。美化ボランティアが『里親』となり、道路、公園、河川などを『養子』とみなして清掃・美化活動を行っています。

対象者

・市内在住、在勤又は在学の団体、グループ又は個人
・町内会又はその一部の方（子ども会、老人会など）
　（ただし、町内会が実施する一斉清掃活動、清掃の日の活動は除く）
・市民活動団体

市の支援

・環境美化に必要な物品（市指定ごみ袋、軍手など）を支給します。
・希望する場合は、活動場所に美化ボランティアの名称などを表示するサインボード（看板）を設置します。
・その他活動に必要な事項（相談による）
・活動時に発生した事故について、豊川市市民活動総合補償制度による補償

（資料：道路維持課）

第４章　緑地の保全及び緑化の推進のための施策

４－１　緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系

緑の将来像を実現するため、「守る」、「創る」、「育てる」の視点に沿って、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を設定します。以下に、基本理念から将来像、施策の方向性を示す基本方針及び基本施策を体系として示します。

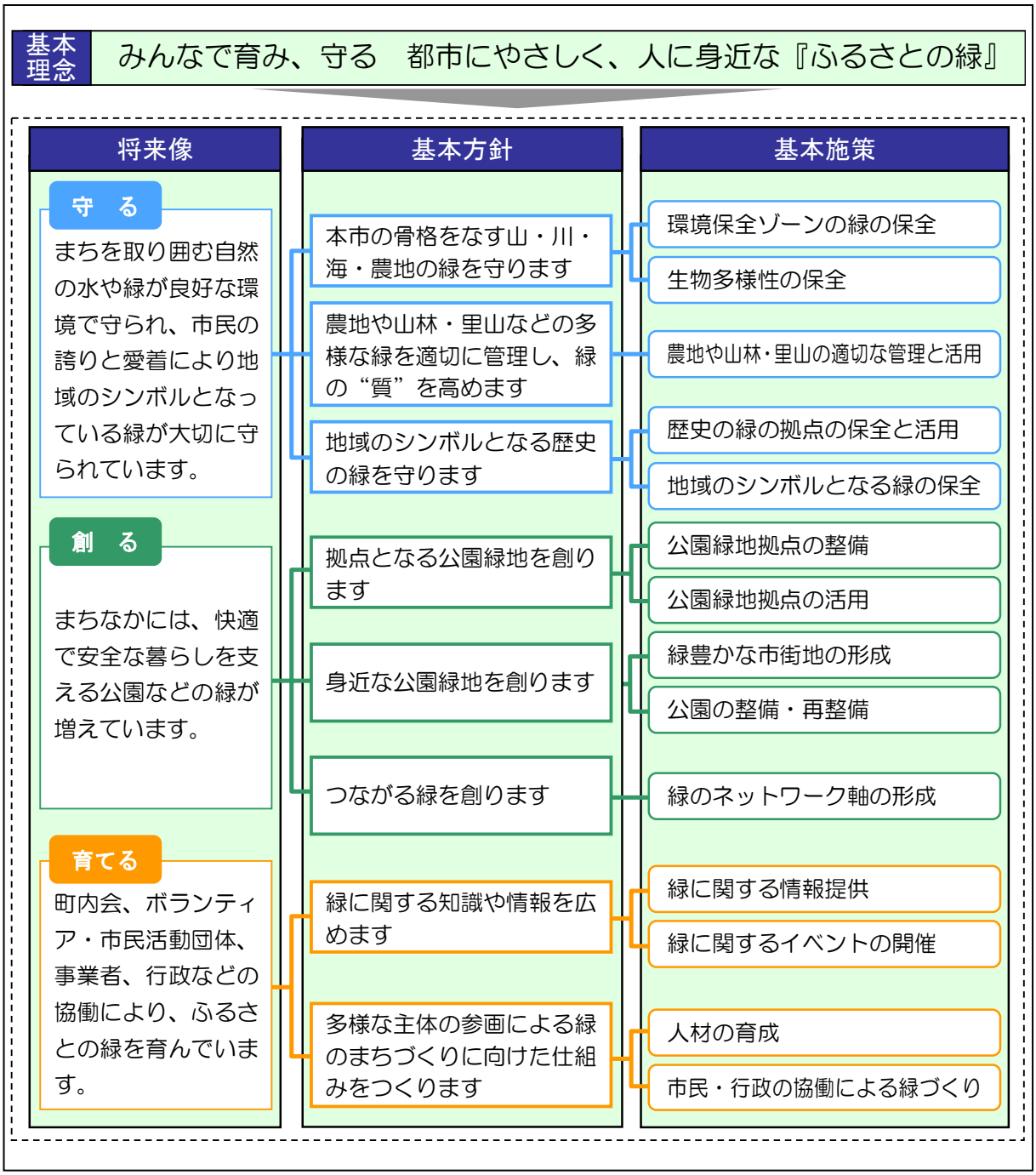

■　緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系　■

４－２　「守る緑」に関わる施策

将来像

まちを取り囲む自然の水や緑が良好な環境で守られ、市民の誇りと愛着により地域のシンボルとなっている緑が大切に守られています。

基本方針Ⅰ
本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

- 基本施策①　環境保全ゾーンの緑の保全
  - 【個別施策】
    - ○山の緑の保全
    - ○川の緑の保全
    - ○海の緑の保全
    - ○農地の保全
- 基本施策②　生物多様性の保全
  - 【個別施策】
    - ○自然の緑の拠点の保全
    - ○生物の生息・生育環境への配慮

基本方針Ⅱ
農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

- 基本施策③　農地や山林・里山の適切な管理と活用
  - 【個別施策】
    - ○農地の管理支援と有効活用
    - ○山林・里山などの管理支援と有効活用

基本方針Ⅲ
地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

- 基本施策④　歴史の緑の拠点の保全と活用
  - 【個別施策】
    - ○歴史の緑の保全
    - ○歴史の緑の活用と景観形成
- 基本施策⑤　地域のシンボルとなる緑の保全
  - 【個別施策】
    - ○巨木・名木の保全

■　「守る緑」に関わる施策の体系　■

４－２－１　「守る緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ　本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

基本施策①　環境保全ゾーンの緑の保全

個別施策：山の緑の保全

○山林や里山は、森林法で定める保安林や地域森林計画対象民有林の指定を継続し、社会情勢の変化に対応しながら、森林整備計画に基づき保全します。
○市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全します。
○林道の開設や整備事業を実施し、森林所有者が行う間伐などの維持管理作業を促進することにより、森林の持つ公益的機能を保全します。
○市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。

個別施策：川の緑の保全

○一級河川の豊川は、「豊川水系河川整備計画」（平成 18 年４月６日一部変更）に基づき、良好な生態系や景観の形成に配慮しますが、河道内の樹木の治水上必要な伐採においては、自然植生に配慮し、その機能をできる限り維持するため、必要最小限とするよう努めます。
○河川敷や河川堤防の法面において、良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑を適正に保全します。

個別施策：海の緑の保全

○三河湾岸の海岸は、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成 20 年 11 月変更）に基づき、マリンリゾートを楽しめるレクリエーションの機能の向上を図る一方、生態系や自然浄化機能の向上も図ります。

個別施策：農地の保全

○市街化調整区域の優良な農地は、農業振興地域農用地区域の指定を継続し、保全を図ります。
○市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。

基本施策②　生物多様性の保全

個別施策：自然の緑の拠点の保全

○美しい山並みを形成する地域のランドマーク※であり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一帯は、保全配慮地区の指定を検討し、郷土の植生としての歴史の緑の保全とともに、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。

個別施策：生物の生息・生育環境への配慮

○生物の生息・生育環境に配慮した空間を創出するよう努めます。
○里山における樹林地の機能を高めるため、公園区域や河川区域などの公有地において、繁茂する竹林などの伐採や広葉樹などの植栽に努め、民有地においてはその啓発に努めます。
○在来種を主とした、多様な樹種を用いた森づくりを推進します。
○音羽川、白川、帯川などのホタルの生息地の保全活動など、市民による動植物の保全、復元活動を支援します。
○環境保全型農業を推進し、食の安全・安心を高めるとともに、生物の生息・生育環境の保全に配慮します。
○教育の現場などにおけるビオトープ体験などを通じて、生物多様性の保全に向けた啓発・教育活動に努めます。

基本方針Ⅱ　農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

基本施策③　農地や山林・里山の適切な管理と活用

個別施策：農地の管理支援と有効活用

○耕作放棄地の増加を抑制するため、市民農園の設置や保育園などによる教育の場としての利用を推進します。また、景観作物の栽培を促進し、彩りある田園風景の創出を図ります。

○豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携するとともに、農地情報バンク制度や農業人材バンク制度を活用することによって、耕作放棄地の解消及び農業の担い手の育成を図り、農地の有効活用を図ります。

個別施策：山林・里山などの管理支援と有効活用

○山林や里山などの適切な管理を促進するため、所有者や管理団体が行う植林、間伐などを支援するとともに、近隣市の管理団体、市民活動団体などとの連携を図ります。また、「あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業、里山林整備事業）」を活用することにより、森林、里山林の整備、保全を図ります。

○森林のもつ公益的機能やそれを担う林業の大切さなどについての意識啓発を行うため、体験学習講座を開催します。

○民有の山林・里山の荒廃を防ぐため、保全・管理を行う担い手創出事業を市民との協働によって進めます。

○市民参加による山林・里山などの管理の仕組みを検討します。

基本方針Ⅲ　地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

基本施策④　歴史の緑の拠点の保全と活用

個別施策：歴史の緑の保全

○歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの樹林や樹木について、その保全に対する所有者の意識啓発に努めます。また、市街地の貴重な緑として永続的に保全するため、特別緑地保全地区、保存樹（林）の指定などを検討します。

個別施策：歴史の緑の活用と景観形成

○三河国分寺跡は、公有化を進め、史跡公園としての保存整備を推進します。

○保存整備事業の行われた三河国分尼寺跡は、ボランティアガイドによる案内など、市民による活動を継続的に支援し、観光資源としての機能の強化を図ります。また、生涯学習や学校教育の場、市民の憩いの場、イベント広場としての活用を図ります。

○御油のマツ並木は、「御油のマツ並木保存管理計画」（平成 18 年３月）に基づいた適切な管理を進めるとともに、郷土の情景を保全・継承し、地域住民や来訪者の交流の場となる公園の整備を進め、観光資源としての機能の強化を図ります。また、三河国分尼寺跡同様、市民参加による管理、活用を検討します。

○歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を検討します。

基本施策⑤　地域のシンボルとなる緑の保全

個別施策：巨木・名木の保全

○地域のシンボルとして親しまれている巨木や名木を、将来に渡って保全していくため、分布やいわれなどを調査し、市民への周知や、保存樹（林）の選定を検討します。

４－２－２　「守る緑」に関わる目標・指標

（１）市民農園の設置

本市では、土と緑に身近にふれあうことのできる市民農園を市民に貸し出す取組を行っています。本市の特徴的な景観である田園風景を守るとともに、市民の農業に対する理解を深めるため、市民農園の箇所数を 14 箇所に増やすことを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
市民農園の箇所数	12 箇所	13 箇所	14 箇所

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●	●	●	用地の調達・整備・貸出	

（注）・実施主体：施策を行うにあたって、主として推進する主体を表します。

・現況（平成 22 年）の市民農園の箇所数は、平成 22 年９月１日開設の蔵子市民小菜園及び平成 23 年４月１日開設の麻生田市民小菜園を含む数値としています。

蔵子市民小菜園

（２）里山林保全活動の推進

里山林は私たちの生活を支える身近な自然であり、二酸化炭素の吸収、洪水や土砂災害の防止のほか、水源の涵養など、暮らしに密接した公益的機能を有しています。

そこで、里山林を保全するため、平成 21 年度よりはじまった愛知県の「あいち森と緑づくり事業」の活用を検討し、体験学習の場の提供、講習会の開催などを通じて、里山林保全市民団体の設立を促進します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
里山林保全市民団体の新規設立数	―	―	１団体以上

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●	●	●	体験学習の場の提供、講習会の開催など 里山林保全市民団体設立促進	

里山保全活動の様子（とよがわ森のデザイン講座）

写真提供：東三河流域森林・林業活性化センター

（３）巨木・名木の保全

本市には、豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺をはじめとした歴史的・文化的資源が数多く分布しており、それらの施設には古くから残る樹木が存在しています。また、まちかどの旧家などにも地域のシンボルとして親しまれている樹木が存在しています。そうした貴重な樹木を「（仮称）とよかわの巨木・名木」に選定するとともに、歴史的な背景や保全の重要性を周知することにより、市民の愛着を高め、保全を促進します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
巨木・名木の選定	制度なし	―	選定制度あり

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール		
市民	事業者	行政	前期５年		後期５年
●		●	検討・調査	調整	選定・公表

牛久保のナギ（下長山町）

４－３　「創る緑」に関わる施策

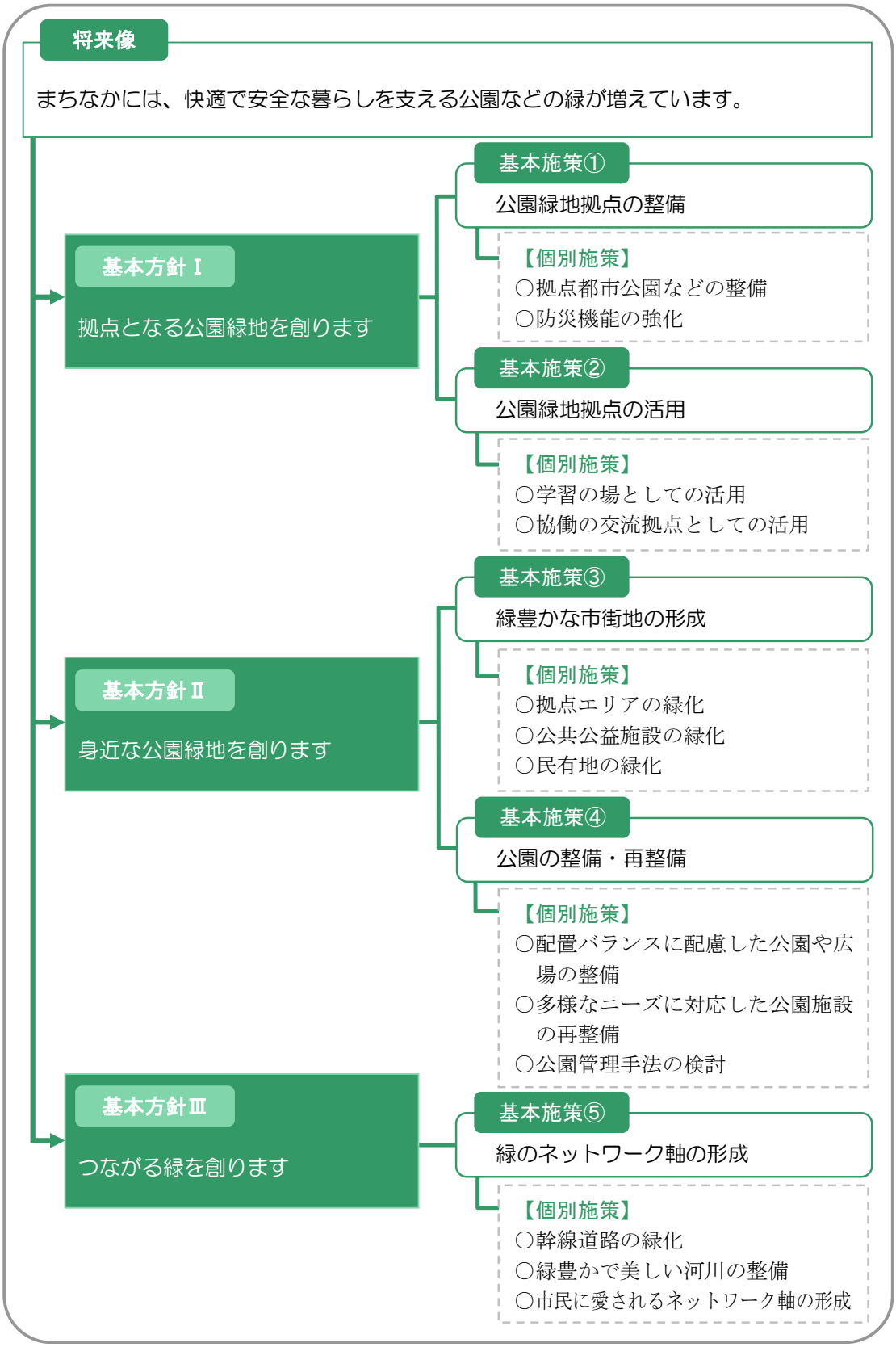

■　「創る緑」に関わる施策の体系　■

４－３－１　「創る緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ　拠点となる公園緑地を創ります

基本施策①　公園緑地拠点の整備

個別施策：拠点都市公園などの整備

○豊川市スポーツ公園、手取山公園の整備を推進します。
○三上緑地、豊川公園、赤塚山公園などの都市公園の機能拡充を推進します。
○現在、部分供用となっている東三河ふるさと公園、三河臨海緑地について、公園緑地拠点としての機能をさらに高めるため、全面供用に向けた整備を愛知県に要望し、整備を促進します。

個別施策：防災機能の強化

○広域避難場所に指定されている桜ヶ丘公園や豊川公園、一時避難場所に指定されている公園などにおいて、防災関連施設（防災無線、耐震性貯水槽など）の整備を推進するとともに、延焼の遅延・防止や安全性確保に効果の高い植物の植樹・植栽に努めます。

基本施策②　公園緑地拠点の活用

個別施策：学習の場としての活用

○自然観察や農林業体験、自然体験などの「緑の教育」の拠点として、施設の充実及び活用を図ります。

個別施策：協働の交流拠点としての活用

○町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者などと行政が協働で緑を守り、育てるために、情報発信、情報交換、学習、交歓などを行うことができる「緑の交流拠点」として、施設の充実及び活用を図ります。

基本方針Ⅱ　身近な公園緑地を創ります

基本施策③　緑豊かな市街地の形成

個別施策：拠点エリアの緑化

○都市核緑化推進エリア・地域生活拠点緑化推進エリアでは、賑わいや華やかさの演出、歩行者のための緑陰の確保に配慮した緑化を推進します。

○拠点間をつなげる緑のネットワークの形成を目指すとともに、少量でも緑を感じられるよう、植樹桝間などに「まちかど花壇」を設置するなど、市民とともに道路の緑化を積極的に推進します。

○歴史的遺産や緑が残されている名古屋大学太陽地球環境研究所について、所有者である名古屋大学と調整を行い、効果的な保存、活用方法を検討します。

個別施策：公共公益施設の緑化

○公共公益施設においては、屋上や壁面、駐車場などの緑化を積極的に行います。特に、市役所をはじめとした公共公益施設が集積している諏訪地区周辺は、本計画における都市核緑化推進エリアであることから、本市の施設緑化の取組の先導役として緑化を推進します。

○保育園・小中学校においては、緑のカーテン事業などの緑化施策を拡大・推進します。園庭・校庭の芝生化については、維持管理コストなどの経済性や管理体制の構築などの課題について検証します。

個別施策：民有地の緑化

○住宅や工場、事業所などの民有地の屋上や壁面、駐車場などの緑化に対する補助制度の導入を検討します。

○地域の要望、実情などを踏まえて、緑化地域制度、地区計画など、緑化率条例制度、緑地協定制度などの導入を検討します。

○開発行為を実施する際には、法に定められた基準以上の緑地の整備とともに、地域性に配慮し、適切な公園緑地を整備するよう、事業者に対する指導を継続します。

基本施策④　公園の整備・再整備

個別施策：配置バランスに配慮した公園や広場の整備

○公園や広場が不足する地区において、身近な公園や広場の整備を推進します。
○土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地の早期整備を推進します。

個別施策：多様なニーズに対応した公園施設の再整備

○既存の公園施設について、防犯性・安全性を確保するための公園内の見通しの改善、緑陰を確保するための高木の植栽、健康増進などのための遊具の導入など、市民の多様なニーズに対応した再整備を検討します。

個別施策：公園管理手法の検討

○既存の公園緑地については、これまでの短期的な視点での維持・管理手法から、予防や保全を目的とした維持・管理へと転換を図るため、公園施設長寿命化計画の策定を行います。また、策定した計画に基づく公園の再整備時には、ワークショップなどの住民参加の手法を取り入れて行います。
○市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。

基本方針Ⅲ　つながる緑を創ります

基本施策⑤　緑のネットワーク軸の形成

個別施策：幹線道路の緑化

○既存の街路樹を適切に維持・管理するとともに、新設・改良を行う路線については、植樹帯や植樹桝の整備を積極的に推進します。

○街路樹の成長に伴い、まちなみ景観や自動車・歩行者の通行に支障をきたしている箇所について、街路樹の樹種、管理手法などを検討します。

個別施策：緑豊かで美しい河川の整備

○緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の移動空間、市民の憩いの場を創出します。また、合併後の新市の一体感を醸成するため、旧一宮町、旧小坂井町の区域へ佐奈川の桜並木の延伸を計画・推進します。

○音羽川、西古瀬川沿いの桜並木の保存・整備を促進します。

○河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川環境を保全・創出することが可能な箇所について、多自然川づくり※を促進します。また、水や緑とふれあえる親水機能を備えた水辺空間の保全・整備が可能な箇所について、その整備を推進します。

個別施策：市民に愛されるネットワーク軸の形成

○街路樹や桜の植樹によるネットワーク軸の形成の推進にあたっては、樹木の里親制度など、市民が愛着を持って整備・管理に参加できる仕組みの構築・活用を検討します。

○樹齢 60 年以上が経過し、枝枯れなどの症状が現れている桜トンネルについて、良好な景観や市民の憩いと安らぎの場を次世代へ引き継ぐため、再生整備計画を策定し、老木の植替えや若木の補植などを推進します。

４－３－２　「創る緑」に関わる目標・指標

（１）身近に公園がある地域の割合

本市の市街化区域においては、身近に公園（都市公園、児童遊園・ちびっこ広場など）が不足している地域があります。

将来的には、災害時における避難場所（オープンスペース）などとしての機能を充実させるため、市街化区域内に暮らす市民の身近に公園がある状態にすることを目指します。新たな公園の整備などにより、市街化区域内において公園から 250m の圏域がカバーする「身近に公園がある地域の割合」を、75%に向上させることを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
身近に公園がある地域の割合	71%	73%	75%

（注）・ここで定義する「公園」は、都市公園及び公共施設緑地のうち児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場、史跡公園、その他広場に分類される公園緑地を対象としています。
・「身近に公園がある地域の割合」とは、公園から半径 250m内の地域の合計面積（重複を除く）が市街化区域面積に占める割合をいいます。

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●		●	公園の整備 →	

【参考資料：身近に公園がある地域の増加割合・面積の計上方法】

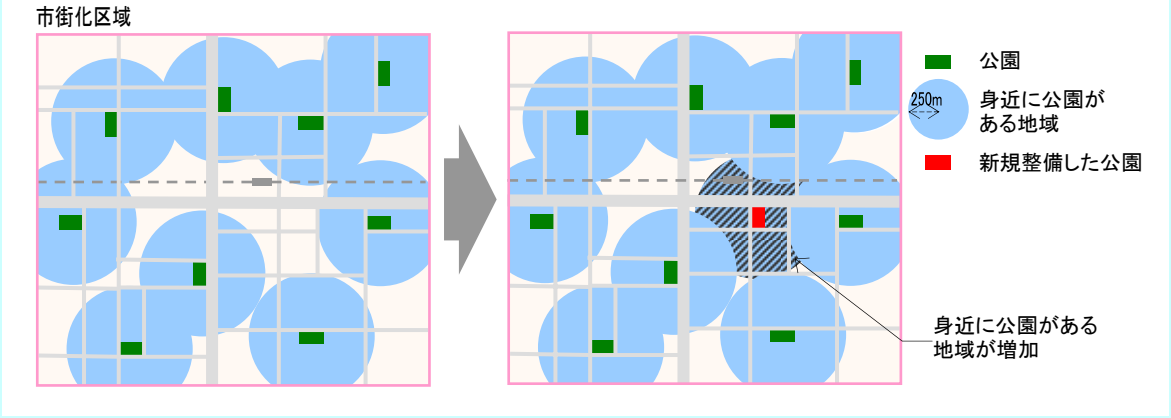

（注）「身近な距離」を 250mとし、公園を中心に描いた半径 250m の円内の地域が「身近に公園がある地域」としています。

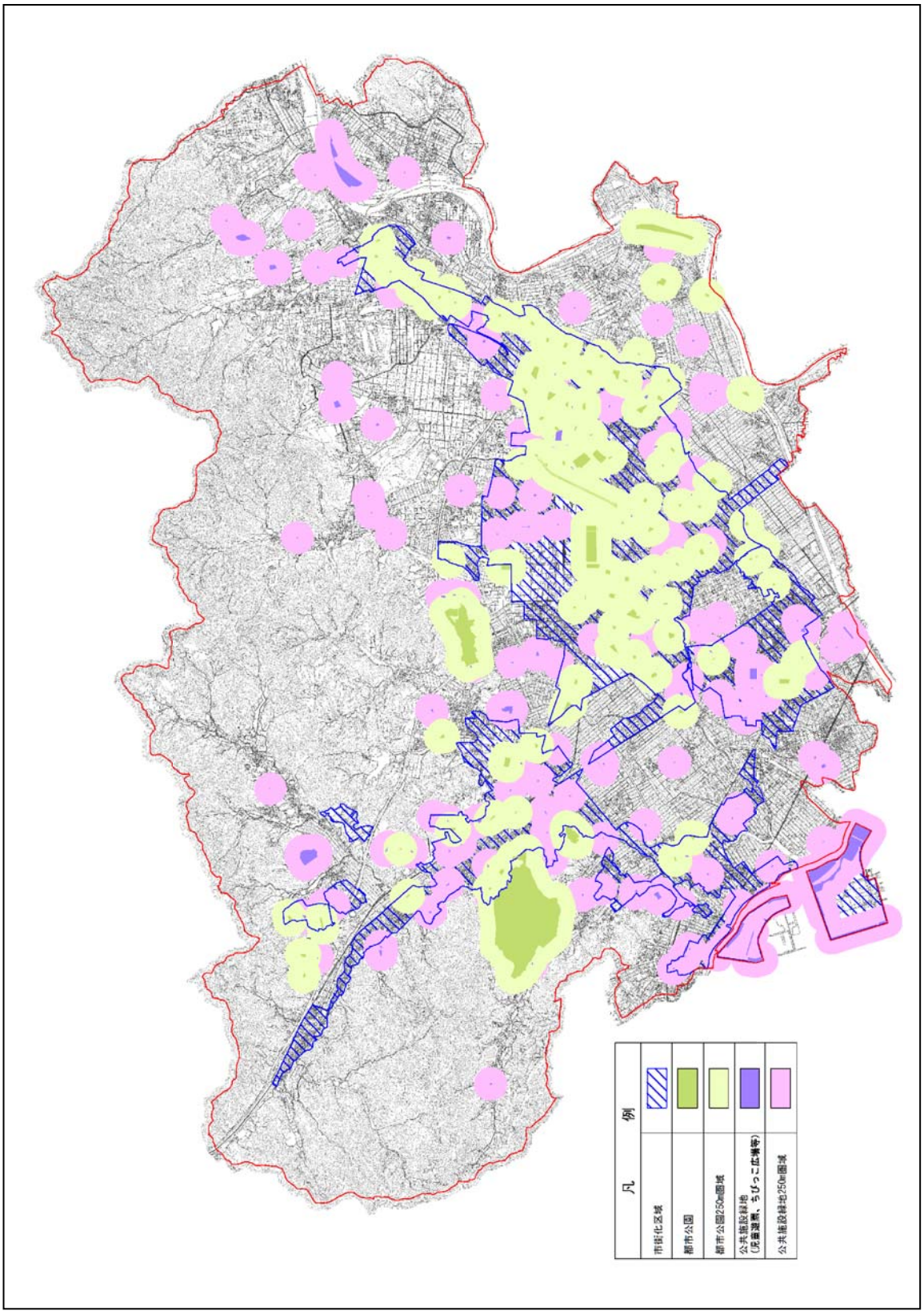

■　身近に公園がある地域（平成 22 年 4 月 1 日時点）　■

（２）佐奈川の桜並木の延伸

本市の中心部を流れる佐奈川沿いには桜並木が形成されており、本市のシンボル的な緑として市民に親しまれていますが、桜並木の整備は旧豊川市内のみとなっています。

佐奈川を緑のネットワークとして強化するため、また、合併後の新市の一体感を醸成するため、旧一宮町、旧小坂井町の区域への桜並木の整備を推進し、佐奈川の桜並木の植樹本数を、1,000 本に増やすことを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
佐奈川の桜並木の植樹本数	731 本	850 本	1,000 本

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●		●	計画・検討 →	→ 整備

佐奈川の桜並木

４－４　「育てる緑」に関わる施策

将来像

町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者、行政などの協働により、ふるさとの緑を育んでいます。

基本方針Ⅰ
緑に関する知識や情報を広めます

- **基本施策①** 緑に関する情報提供
  - 【個別施策】
    - ○多様な媒体による情報提供
    - ○イベントを活用した情報提供
    - ○市民活動のＰＲ
- **基本施策②** 緑に関するイベントの開催
  - 【個別施策】
    - ○緑の楽しさ・大切さを感じるイベントの開催
    - ○緑に関する学習イベントの開催

基本方針Ⅱ
多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

- **基本施策③** 人材の育成
  - 【個別施策】
    - ○緑に関する指導者の育成
- **基本施策④** 市民・行政の協働による緑づくり
  - 【個別施策】
    - ○市民参加による公園づくりと管理
    - ○緑に関する市民活動の支援
    - ○市民参加の新たな仕組みづくり

■　「育てる緑」に関わる施策の体系　■

４－４－１　「育てる緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ　緑に関する知識や情報を広めます

基本施策①　緑に関する情報提供

個別施策：多様な媒体による情報提供

○広報とよかわや市のホームページ、ＰＲパンフレットなど、多様なメディアにより、緑に関する情報を市民に発信します。

個別施策：イベントを活用した情報提供

○市民まつりなどのイベントにおいて、花や樹木とふれあう機会の創出、種・苗の配布などを実施することにより、緑の良さ、大切さを市民に広め、緑に対する関心を高めます。

個別施策：市民活動のＰＲ

○町内会、ボランティア・市民活動団体などが行う緑化活動を紹介し、市民の緑化活動への関心を高めます。また、市民活動が活発になった時点で、緑化や緑の保全に関する優れた活動団体を表彰する制度の創設を検討します。

基本施策②　緑に関するイベントの開催

個別施策：緑の楽しさ・大切さを感じるイベントの開催

○子ども会、老人会やボランティア団体などが参加する、花や樹木の植樹イベントの開催を推進します。

○自然観察会やフラワーアレンジメントなど、緑を楽しめるイベントの開催を推進します。

○民有地緑化の促進、地球温暖化防止の推進、市民緑化活動の促進などのため、「緑のカーテン事業コンテスト」を開催します。開催にあたっては、「住宅部門」、「団体部門」などを設け、市民や事業者、行政が一体となった緑づくりのきっかけづくりとします。

個別施策：緑に関する学習イベントの開催

○市民の緑に関する知識を深めるため、里山保全の体験学習会、樹木の勉強会、ビオトープ活動などのイベントを開催します。

基本方針Ⅱ　多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

基本施策③　人材の育成

個別施策：緑に関する指導者の育成

○町内会、ボランティア・市民活動団体などによる自主的かつ活発な緑に関するイベントの開催や組織発展のため、指導者育成講習会を開催するなど、緑に関する指導者を育成する仕組みづくりを検討します。

基本施策④　市民・行政の協働による緑づくり

個別施策：市民参加による公園づくりと管理

○公園緑地の整備に際しては市民などが参加するワークショップを実施し、市民のニーズの反映に努めます。ワークショップにおける、地域に愛される植栽計画や地域が管理する花壇をはじめとした緑化スペースの設置計画などについての議論を通じて、整備後、地域による緑に関する活動実施の機運の高揚を図ります。

○ワークショップを通じて設置された公園緑地や既存の公園緑地について、町内会、ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理する公園緑地を増やすため、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築します。

個別施策：緑に関する市民活動の支援

○既存の公園緑地における、町内会、ボランティア・市民活動団体などによる花の植替えや植樹、草刈・剪定などの緑に関する活動を支援します。

個別施策：市民参加の新たな仕組みづくり

○豊川市公共施設アダプトプログラム制度の周知・啓発を図り、登録団体数の増大を目指します。また、アダプトプログラム制度を活用した緑化活動への支援メニューの追加を検討します。

○先進的で、優良な緑の活動を積極的に行う団体などの活動を支援するため、新たな補助制度の創設などを検討します。

４－４－２　「育てる緑」に関わる目標・指標

（１）ワークショップを行って整備する公園緑地の数

市民に愛される植栽計画や緑化活動スペースを設けるため、公園緑地の設計段階で、市民などが参加するワークショップを行い、整備を行います。本市では、平成 18 年度からワークショップ方式による公園緑地の設計を行っており、平成 22 年現在、２箇所を整備しています。

ワークショップを通じて公園緑地の整備に関わることによって、その公園緑地に対する愛着を深め、整備後の管理においても、市民が積極的に管理に参加する機運の高揚を図るため、ワークショップを通じて整備を行う公園緑地の数を 10 箇所に増やすことを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
ワークショップを行って整備する公園緑地の数	２箇所	６箇所	10 箇所

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●	●	●	ワークショップの開催、公園緑地の整備	

公園整備ワークショップの様子

（整備中の大池散策路）

（２）市民と行政が協働で管理する公園などの割合

町内会、ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理を行う公園緑地の増加を図ります。

推進にあたっては、花や緑とふれあえる場として、花壇のフリースペースを提供するなど、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築し、市民と行政が協働で管理する公園の割合が 75%に増加することを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
市民と行政が協働で管理する公園の割合	62.7%	68.8%	75.0%

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール		
市民	事業者	行政		前期５年	後期５年
●	●	●	→	随時拡大、整備・管理の仕組みの構築	

市民活動団体による公園整備・管理の様子
（整備中の手取山公園）

（３）アダプトプログラムの登録団体数

市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進するため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度である、豊川市公共施設アダプトプログラム制度の登録団体数の増加を図ります。

豊川市公共施設アダプトプログラム制度は、市民の認知度が高くない状況にあるため、制度の積極的な周知を図るとともに、登録・参加しやすい仕組みを検討します。市民と行政が協働で本市の緑や環境の管理に関わる機会の増加を図り、登録団体数が 159 団体に増加することを目指します。

◆目標・指標

指　標　名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
アダプトプログラム 登録団体数	61 団体	108 団体	159 団体

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期５年	後期５年
●	●	●	制度の周知、登録・参加しやすい仕組みの検討 →	

アダプトプログラム制度による活動の様子
（会下山地区）

第５章　計画の実現に向けて

５－１　計画の推進方針と各主体の役割

（１）計画の推進方針

これまでの緑のまちづくりの多くは、行政が主体となって、公園緑地の整備、公共施設の緑化、法律や制度による森林・農地の保全、緑の維持管理活動などが行われてきました。

しかし、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化、厳しい財政状況などの社会経済情勢の変化を踏まえると、これからの緑のまちづくりを進めるためには、市民、ボランティア・市民活動団体、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を認識し、共通の目標に向かって、互いに連携する「協働」の取組が不可欠となります。

本計画では、緑のまちづくりに向けた「種まきから芽生え」の期間との位置づけのもと、長い年月を要する、各主体の「協働」による取組の礎を築き、基本理念である“みんなで育み、守る　都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』”の実現を目指します。

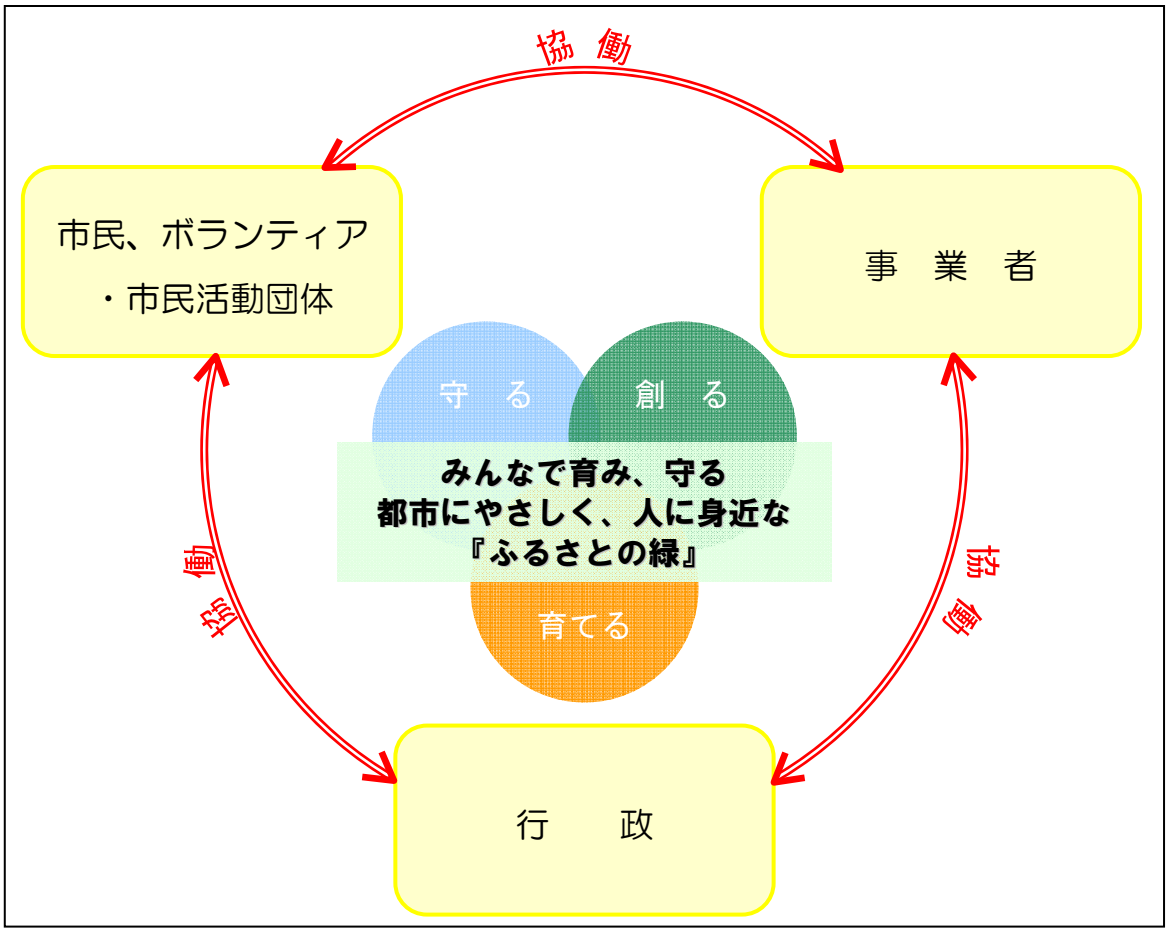

■　協働による計画推進の概念図　■

（２）各主体の役割

計画の推進方針における、各主体の役割を以下に示します。

〇市民、ボランティア・市民活動団体の役割

庭やベランダなどの緑化に努めるほか、緑に関する講習会などへの参加を通じて、身近な緑などに対する理解・知識を深めるとともに、地域の緑化・維持管理活動にも積極的に関わっていきます。

など

〇事業者の役割

建物の屋上や壁面の緑化、敷地境界の生垣化、駐車場の緑化などを積極的に進めます。また、従業員などの意識啓発や、地域の緑化活動への参画を通じて、緑のまちづくりに貢献していきます。

など

〇行政の役割

公園や広場、街路樹など、公共空間の緑化などを推進します。また、緑に関する情報を市民などに広く提供し、活動に対する支援・助言を行います。さらに、計画推進のための制度・体制などの充実を図っていきます。

など

■　各主体の役割　■

５－２　計画の推進体制と進捗管理

（１）計画の推進体制づくり

本計画を円滑に、また効果的に推進するため、行政内部の組織体制として、本計画の策定のために設置した「豊川市緑の基本計画作業部会」の体制をもとに、「豊川市緑の基本計画推進連絡会（以下「連絡会」といいます。）」を組織します。

連絡会は、市民・市民活動団体や事業者などの活動支援や相談窓口となります。事務局は、事業実施における行政内部の連絡・調整を行い、各施策の優先順位や実施主体を明確にするほか、施策の進捗管理などを行います。

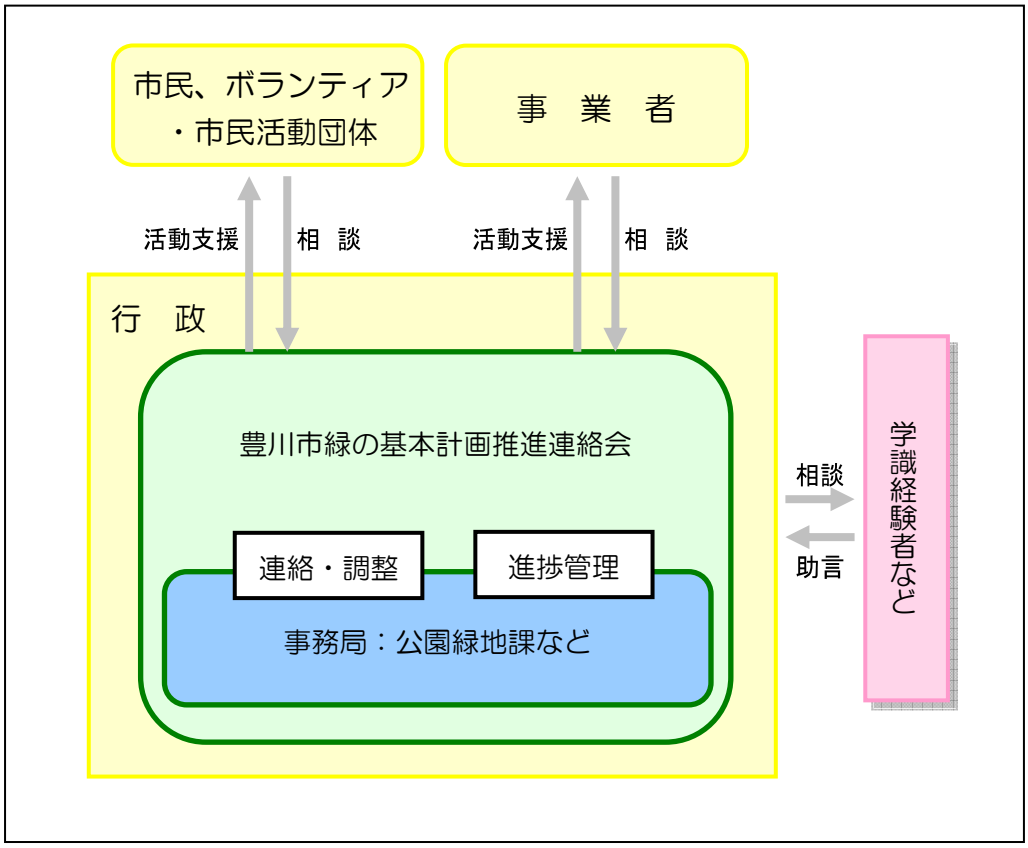

■　推進体制　■

（２）進捗管理の手法

計画の進捗管理は、【Plan（計画の策定）】、【Do（施策の実施）】、【Check（進捗状況の把握、点検・評価）】、【Action（改善・見直し）】のＰＤＣＡサイクルの評価システムに基づいて行い、連絡会において、事業の実施状況の報告、効果の点検、施策の見直しなどを随時行います。

第５次豊川市総合計画では、本計画と同様に市民満足度に関連する目標・指標が設定され、２年ごとに実施される市民意識調査の結果を用いて進捗を確認しています。本計画においても、この市民意識調査の結果を参考にしながら、市民満足度に関連する目標・指標の進捗管理を行います。

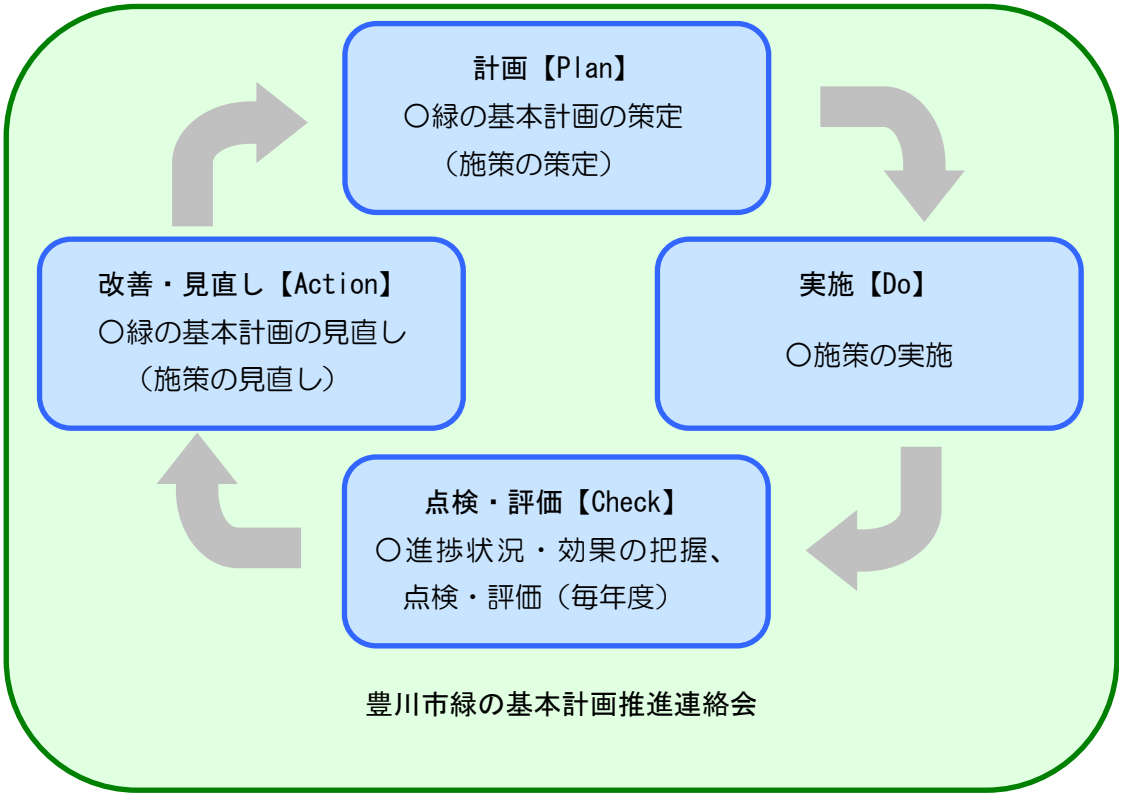

■　進捗管理の手順　■

【参考資料：第５次豊川市総合計画（緑のまちづくりの推進）における目標】

◆将来目標

緑地、公園、河川が誰からも愛され、市民の憩いの場となっています。

◆目標指標

■「緑・自然の豊かさ」市民満足度　　目標「誰からも愛される緑地」

本市の「緑・自然の豊かさ」に対する市民の満足の度合いを見る指標です。
市民意識調査の「緑・自然の豊かさ」に関する満足の程度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合です。
最終の目標値について、80%としています。

	計画期間前数値	実績値		目標値		
評価時期	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年
評価数値	平成 17 年値	平成 19 年値	平成 21 年値	平成 23 年値	平成 25 年値	平成 27 年値
	75.5%	76.4%	75.0%	77%	79%	80%

【公園緑地課】

■「公園の状況」市民満足度　　目標「誰からも愛される公園」

本市の「公園の状況」に対する市民の満足の度合いを見る指標です。
市民意識調査の「公園の状況」に関する満足の程度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合です。
最終の目標値について、60%としています。

	計画期間前数値	実績値		目標値		
評価時期	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年
評価数値	平成 17 年値	平成 19 年値	平成 21 年値	平成 23 年値	平成 25 年値	平成 27 年値
	51.3%	50.8%	55.1%	57%	58%	60%

【公園緑地課】

■「河川の状況」市民満足度　　目標「誰からも愛される河川」

本市の「河川の状況」に対する市民の満足の度合いを見る指標です。
市民意識調査の「河川の状況」に関する満足の程度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合です。
最終の目標値について、52%としています。

	計画期間前数値	実績値		目標値		
評価時期	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年
評価数値	平成 17 年値	平成 19 年値	平成 21 年値	平成 23 年値	平成 25 年値	平成 27 年値
	44.2%	44.9%	46.9%	49%	51%	52%

【道路維持課】

資料：第５次豊川市総合計画　2006 ▸ 2015

巻末資料

用語一覧

あ 行

愛知県広域緑地計画（あいちけんこういきりょくちけいかく）

広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した愛知県の計画。

一級河川（いっきゅうかせん）

国土保全上または国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

ＮＰＯ（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

オープンスペース

公園や広場などのゆとりある空間。開けた空間・場所。

温室効果ガス（おんしつこうか）

大気中に存在し、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱を吸収して地表を暖める働きを持つ二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体。

か 行

河川区域（かせんくいき）

河川の堤防斜面の居住地側下端（法尻）から対岸の堤防斜面の居住地側下端（法尻）までの区域。洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

河畔林（かはんりん）

洪水などの影響を受ける河原などに生育している水辺林。

環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

景観緑三法（けいかんみどりさんぽう）

「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の３つの法律を合わせた通称。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数が収容できる避難場所のこと。一時避難場所が危険になった際に避難し、その規模は火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ 10ha 以上が必要とされ、大規模な広場（オープンスペース）として、大規模公園などが指定されている。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意義を持って生活する一定の地域やその人々の集団。

さ 行

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定した河川。

生物多様性

長い時間をかけて進化しながら獲得してきた、生物が持つそれぞれの個性の多様さ。

た 行

第５次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、様々な分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めた法律。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

豊川市公共施設アダプトプログラム制度

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。【80 頁参照】

豊川市都市計画マスタープラン

都市計画法（第 18 条の 2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

な 行

二次林（にじりん）

原生林が伐採などされた後、自然に、または人為的に再生した森林。

二級河川（にきゅうかせん）

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川。都道府県知事が指定する。

農用地区域（のうようちくいき）

農業振興地域の中において農業基盤の整備をすすめる区域であり、農業関係の公共投資が重点的に投入される区域。

は 行

バリアフリー

障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。または障壁が取り除かれた状態。

ヒートアイランド現象（げんしょう）

人工排熱の増加や地表面の人工化などを主な原因として、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

保安林（ほあんりん）

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林。

や 行

誘致圏（ゆうちけん）

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかという距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m を誘致圏と考える。

ら 行

ランドマーク

地域の主要な目印、地域を特徴づける象徴的な景観要素（歴史的な建造物や高層ビル・橋・塔・山など）のこと。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒すための休養、娯楽。

策定経緯

（平成 21 年度）

年月日	会　議・調　査	内　容
10 月 29 日	第 1 回作業部会	・緑の基本計画策定の概要について ・市民意向調査の実施について
12 月 7 日	第 1 回策定委員会	
11 月 26 日 ～12 月 11 日	豊川市緑の基本計画 市民意向調査	（調査概要については 29 頁を参照）
2 月 3 日	第 2 回作業部会	・市民意向調査集計結果とりまとめについて ・豊川市緑の基本計画（現況調査編）について
2 月 22 日	第 2 回策定委員会	・現地視察

（平成 22 年度）

年月日	会　議・調　査	内　容
7 月 21 日	第 3 回作業部会	・現況の緑の評価及び課題について ・基本方針及び緑の将来像について ・目標水準の設定について
8 月 2 日	第 3 回策定委員会	
10 月 4 日	第 4 回作業部会	・施策の検討について
11 月 1 日	第 5 回作業部会	・緑地の保全及び緑化の目標について ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策について ・計画の推進体制、進捗管理の方法について
11 月 15 日	第 4 回策定委員会	
1 月 11 日 ～2 月 10 日	パブリックコメント	・市ホームページ、本庁、支所、市民館などで実施
3 月 15 日	第 6 回作業部会	・パブリックコメントで寄せられた意見について ・計画の進捗管理の方法について
3 月 24 日	都市計画審議会	・豊川市緑の基本計画の策定について

豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第４条第１項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるため、豊川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、豊川市緑の基本計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員 12 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

３　第１項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から平成 23 年３月 31 日までとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第７条　委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市緑の基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

２　作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

３　作業部会に部会長を置き、建設部都市計画課長をもって充てる。

４　部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

（意見等の聴取）

第８条　委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第９条　委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課及び公園緑地課において処理するものとする。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年 10 月 19 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

豊川市緑の基本計画作業部会

<table>
<tr><td>部会長</td><td colspan="3">建設部都市計画課長</td></tr>
<tr><td rowspan="20">構成員</td><td>部　名</td><td>課　名</td><td>職　　名</td></tr>
<tr><td>企画部</td><td>企画政策課</td><td rowspan="19">課長補佐又は係長のうち
部会長が指名する者</td></tr>
<tr><td>企業立地推進部</td><td>企業立地推進課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">健康福祉部</td><td>福祉課</td></tr>
<tr><td>子ども課</td></tr>
<tr><td>介護高齢課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民部</td><td>生活活性課</td></tr>
<tr><td>地域安心課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">経済環境部</td><td>農務課</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td></tr>
<tr><td>環境課</td></tr>
<tr><td>清掃事業課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建設部</td><td>道路維持課</td></tr>
<tr><td>道路建設課</td></tr>
<tr><td>公園緑地課</td></tr>
<tr><td>建築課</td></tr>
<tr><td>区画整理課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上下水道部</td><td>水道整備課</td></tr>
<tr><td>下水整備課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防本部</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>防災対策課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td>市民体育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他部会長が必要と認める課</td></tr>
</table>

豊川市緑の基本計画策定委員名簿

（平成 22 年度）

職名	氏　名	所　　属	分野
委員	◎阿蘇　裕矢	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	学識
	○寺本　和子	豊橋創造大学短期大学部教授	学識
	菅沼　洋史	豊川商工会議所専務理事	商工業
	加藤　貴紗子	豊川市農業委員会委員	農業
	高橋　啓	東三河流域森林・林業活性化センター事務局	森林
	市川　幸宏	豊川造園建設協同組合　理事長	造園
	足立　千惠子	愛知県地域環境保全委員	環境
	赤川　静雄	豊川市老人クラブ連合会会長	高齢者福祉
	竹川　雅子	豊川市小中学校ＰＴＡ連絡協議会女性部副部長	児童
	陶山　嘉伸	豊川市連区長会副会長	地元
	伊藤　洋文	豊川市建設部長	行政
オブザーバー	小林　恒雄	愛知県建設部公園緑地課長	県職員
	野口　知臣	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員

◎：委員長、○：副委員長

【前任者】

氏　名	所　　属	備考
上野　真紀	豊川市小中学校ＰＴＡ連絡協議会女性部副部長	平成 22 年 3 月 31 日まで
井上　久	豊川市連区長会会長	〃
中西　保夫	旧小坂井町都市建設課長	平成 22 年 1 月 31 日まで
岩山　健 （オブザーバー）	愛知県建設部公園緑地課長	平成 22 年 3 月 31 日まで

豊川市緑の基本計画

平成 23 年3月

豊川市　建設部　公園緑地課

〒442-8601　愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
Tel ：0533-89-2111（代表）
0533-89-2176（直通）
Fax：0533-89-2171
E-mail：koen@city.toyokawa.lg.jp